

第九十六回 参議院 農林水産委員会 會議録 第三号

(70)

昭和五十七年三月二十三日(火曜日)  
午前十時九分開会

委員の異動

三月十日  
山田 謙君 補欠選任  
山中 郁子君 村沢 牧君  
下田 京子君

出席者は左のとおり。

委員長 坂元 親男君  
理事 下条進一郎君  
鈴木 正一君  
宮田 輝君  
川村 清一君  
鶴岡 洋君

委員

岡部 三郎君  
北 修二君  
熊谷 弘君  
藏内 修治君  
古賀雷四郎君  
田原 武雄君  
高木 正明君  
中村 慎二君  
坂倉 藤吾君  
村沢 牧君  
中野 明君  
下田 京子君  
田澤 哲也君  
加藤 絃一君  
田澤 吉郎君  
農林水産大臣 田澤 吉郎君  
衆議院議員 修正案提出者 加藤 絃一君  
農務大臣 農林水産大臣 田澤 吉郎君

政府委員

農林水産政務次官 成相 善十君  
農林水産大臣官房長 角道 謙一君  
林野庁長官 秋山 智英君  
林野庁次長 島崎 一男君  
水産庁長官 松浦 昭君  
事務局側 竹中 謙君  
常任委員会専門員

説明員

環境庁自然保護局企画調整課長 高峯 一世君  
文部省初等中等教育局長 熱海 則夫君  
育課長 鈴木 郁雄君  
林野庁指導部長 鈴木 郁雄君  
自治省財政局財政課長 持永 堯民君

本日の会議に付した案件

○松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(坂元親男君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。  
去る十日、山田謙君及び山中郁子君が委員を辞任され、その補欠として村沢牧君及び下田京子君が選任されました。

○委員長(坂元親男君) 松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。田澤農林水産大臣。

○農務大臣(田澤吉郎君) 松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。  
松くい虫防除特別措置法は、マツクイムシによる異常な被害の終息を図るために、特別防除、すなわち航空機による薬剤防除を緊急かつ計画的に推進する措置を講ずることを目的として、昭和五十二年に成立いたしました。なお、この法律は、本年度末までの五カ年間の限時法であります。

農林水産省といたしましては、自來、この法律及び森林病害虫等防除法に基づき、特別防除の計画的な実施等の各般の防除対策を講ずることにより、マツクイムシによる異常な被害の終息を図るために、最大限の努力を続けてきたところであります。

しかしながら、昭和五十五年夏季の高温少雨という異常気象の影響、特別防除の実施面での限界等もあり、その被害は、昭和五十四年度、五十四年度と激甚の度を加え、五十五年度においても、被害面積は約二百五十万平方メートルに及んでおります。本年度においても、遺憾ながら、異常な被害が終息する状況にはありません。

このような異常な被害の現状と松林の森林資源としての重要性にかんがみ、今後ともマツクイムシによる異常な被害の急速な終息を図り、あわせて、松林の有する森林としての機能を確保していく必要があります。

このため、松くい虫防除特別措置法が、本年三月三十一日に失効するに当たり、これまでの経験も踏まえて、各般にわたるマツクイムシの被害対策を緊急かつ総合的に推進するため、所要の改正を行うこととし、またその期限を五カ年間延長することとして、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず第一に、法律の題名につきまして、各般にわたるマツクイムシの被害対策を、緊急かつ総合的に推進するための特別法という趣旨で、松くい虫被害対策特別措置法に改めることとしております。

第二に、従来の特別防除に加え、被害木の伐倒とあわせて破砕、焼却等を行う特別伐倒除根のほか、樹種転換等を含めたマツクイムシの被害対策を計画に基づいて総合的に実施することとしております。

このため、農林水産大臣が定める基本方針及び都道府県知事が定める都道府県実施計画の内容を拡充することといたします。また、これに加え、市町村においても松林の所有者等による自主的な被害対策を推進するため、地区実施計画を策定することといたします。

第三に、被害の蔓延している地域において、公益的機能の高い松林や被害の拡大を防止する上で重要な松林の防除の徹底を図るため、農林水産大臣または都道府県知事が、松林所有者等に対し、特別伐倒除根の命令を行うことができることとしております。

また、農林水産大臣または都道府県知事が、命令にかえて行う特別防除を引き続き実施することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

なお、政府提案に係る本法律案につきまして、衆議院において、特別防除を行うべき松林に関する基準の定め方及び特別防除を行う者が配慮すべき事項等について修正がなされております。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いた

だきますようお願い申し上げます。  
○委員長(坂元親男君) 以上で趣旨説明を終わりました。

次に、補足説明を聴取いたします。秋山林野庁長官。

○政府委員(秋山智英君) 松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提案いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明におきまして申し述べましたので、以下その内容につき、若干補足させていただきます。

まず第一に、法律の題名及び目的規定の改正について御説明申し上げます。

今後のマツクイムシの被害対策の計画的な実施に当たりましては、特別防除等の防除措置のほか、被害を受けた松林の樹種転換等をもその重要な一環として加え、これらの被害対策を総合的に推進することとしておりますので、これに伴い法律の題名を改めるとともに、目的規定について松林の有する森林としての機能の確保という観点を加える等の改正を行うこととしております。

第二に、基本方針及び都道府県実施計画の内容の拡充であります。

農林水産大臣が定める基本方針におきましては、被害対策の内容の拡充に対応しまして地域の被害状況等に応じたマツクイムシの被害対策を総合的に展開するための基本的な指針を定めることとするとともに、特別伐倒除根、特別防除、樹種転換等についての基本的事項等を定めることとしております。

また、都道府県知事が定める都道府県実施計画につきましても、基本方針に即して、マツクイムシの被害対策の実施方針、特別伐倒除根、特別防除、樹種転換等の計画的な実施に必要事項等を定めることとするとともに、新たに市町村が定める地区実施計画の指針となるべき事項を定めることとしております。この場合、保安林その他の公益的機能が低い松林及び被害の拡大を防止する

る上で重要な松林並びにこれらの松林を含む特別防除の単位となる松林群については、マツクイムシの被害対策の計画的な実施に必要事項を定めることとし、これら以外の松林または松林群については地区実施計画の指針となるべき事項を定めることとしております。

第三に、新たに地区実施計画を策定することであり、市町村は、都道府県実施計画に基づいて行う公益的機能の高い松林等に係るマツクイムシの被害対策と調和を保ちつつ、松林の所有者等による自主的な特別伐倒除根、特別防除、樹種転換等の被害対策の計画的な実施を推進するため、その対象となる松林の所有者の意見を聞くとともに、都道府県知事と協議して地区実施計画を定めることとしております。

第四に、特別伐倒除根命令の新設であります。

被害の蔓延している地域における公益的機能の高い松林等についての防除の徹底を図るため、農林水産大臣または都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、公益的機能の高い松林または被害の拡大を防止する上で重要な松林であつて被害の程度が高いものにつきまして、その所有者等に特別伐倒除根を命ずることができるとしてしております。また、特別伐倒除根命令の手続、代執行等について森林病虫害等防除法の規定を準用することとしております。

以上のほか、地区実施計画を達成するため、松林所有者等は、地区実施計画に即してマツクイムシの被害対策を実施するよう努めなければならぬものとするとともに、市町村長は、必要に応じ、計画を遵守すべき旨の勧告を行うことができるとし、また、特別伐倒除根命令に係る損失補償、国の補助等について所要の規定の整備を行うております。

また、この法律は、昭和六十二年三月三十一日限り、その効力を失ふこととしておきます。なお、政府提案に係る本法律案につきましては、衆議院において修正がなされております。

その内容は、まず第三条第三項として基本方針で定める特別防除を行うべき松林に関する基準は、当該松林の存する地域の自然環境及び生活環境に対する特別防除による影響に配慮し、貴重な動植物の生存する松林等の特別防除を行うことが適当でない認められるものが明確になるように定めなければならない旨の規定を追加するものであります。

また、第八条について、松林群において特別防除を行う者は、自然環境及び生活環境の保全に配慮するとともに、地域住民等関係者の理解と協力が得られることとなるように努めるものとする旨を追加するものであります。

以上をもちまして松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(坂元親男君) 次に、本案につきまして、衆議院において修正議決されておりますので、この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者加藤一君から説明を聴取いたします。加藤一君。

○衆議院議員(加藤一君) 松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

修正の第一点は、第三条に係るものであり、農林水産大臣が定める基本方針において、特別防除を行うべき松林に関する基準は、当該松林の存する地域の自然環境及び生活環境に対する特別防除による影響に配慮し、特殊鳥類、天然記念物等の貴重な野生動物の生存する松林その他の松林で特別防除を行うことが適当でない認められるものが明確になるように定めなければならないものとすることを規定を追加したことでございます。

修正の第二点は、第八条に係るものでありまして、現行条文を「松林群において特別防除を行う者は、自然環境及び生活環境の保全に配慮し、業の安全かつ適正な使用を確保するとともに、農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないように必要な措置を講ずるものとし、地域住民等関係者の理解と協力が得られることとなるよう努めるものとする」とに改めたことであります。

なお、この修正は、自由民主党、公明党、国民会議、民社党、国民連合及び新自由クラブ、民主連合の共同提案によるものであります。何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(坂元親男君) 次に、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。田澤農林水産大臣。

○国務大臣(田澤吉郎君) 漁港整備計画の変更について承認を求めるの件につき、その提案理由を御説明申し上げます。

わが国においては、国民の必要とする動物性たん白質食糧の半ばを水産物に依存しているため、水産業は、きわめて重要な役割を果たしております。この水産業の積極的な振興を図るためには、漁業生産の基盤であり、かつ、水産物流通の拠点である漁港の計画的な整備拡充を図ることが基本的な課題となっております。この趣旨から、政府といたしましては、漁港法に基づき、漁港整備計画を定め、国会の御承認を受けて漁港施設の整備を図るところであります。

現行の漁港整備計画は、昭和五十二年第八十回国会において承認を受けたものでありまして、当時の水産情勢を基礎とし、これに将来の水産業の動向を勘案して定められたものであります。しかしながら、その後における水産業をめぐる国際環境、経済的諸条件は著しく変化いたしました。このため、この計画を実情に即するよう全面的に変更することとし、国会の承認を求めることとした次第であります。

次に、本件の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

今回の漁港整備計画は、漁業と漁港施設との現状を基礎とし、将来における漁業生産の確保、流通機構の改善、漁港の安全性の確保、地域社会の

基盤強化等の観点に立つて策定いたしました。  
計画内容としては、沿岸漁業及び増養殖漁業の振興上重要な漁港、沖合い漁業の根拠地として重要な漁港、遠洋漁業の根拠地として重要な漁港並びに漁場の開発または漁船の避難上特に必要な漁港について、それぞれその整備を図ることとしております。

整備漁港の選定に当たりましては、指定漁港のうち漁業振興上及び地域振興上重要であり、かつ漁港施設の不足度の高いもの、事業効果の大きいもので緊急に整備する必要があるものを採択いたしました。その結果、昭和五十七年度以降六年間に四百八十港の漁港について漁港修築事業を実施することとしております。漁港修築事業の内容としては、係留施設、水城施設、輸送施設、漁港施設用地等を整備することとしております。

なお、以上申し上げました漁港整備計画につきましては、漁港法に基づき、漁港審議会の意見を徴し、妥協であるとの趣旨の答申を得ております。以上が、本件を提案する理由及びその主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御承認いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(坂元親男君) 以上で趣旨説明は終わりました。

次に、補足説明を聴取いたします。松浦水産庁長官。  
○政府委員(松浦昭君) 漁港整備計画の変更について承認を求めるの件につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

まず、現行の漁港整備計画の実施状況は、予定しました総事業費八千八百億円のうち昭和五十六年度までに実施済みの事業費は六千三百八十億円で、その進捗率は約七三％となっております。

次に、今回承認をお願いいたしております変更後の漁港整備計画に基づいて整備をしようとしております四百八十港の種別別内訳を申し上げますと、第一種漁港が百二十三港、第二種漁港が二百

一港、第三種漁港が七十六港、特定第三種漁港が十一港、第四種漁港が六十九港となっております。これらの漁港を昭和五十七年度以降六年間に総事業費一兆二千億円をもって漁港修築事業により整備することとしたと考えている次第であります。

また、現行の漁港整備計画に定められております整備漁港と今回の変更後の漁港整備計画に定められております整備漁港との関連を申し上げますと、現行の漁港整備計画から引き続き変更後の漁港整備計画に取り入れようとするものは、三百二十五港でありまして、新規に採択しようとするものは、百五十五港となっております。

なお、現行の漁港整備計画の整備漁港のうち変更後の漁港整備計画の整備漁港とされていないものが百二十五港ありますが、このうち九十三港につきましては別途漁港改修事業により、三十二港につきましては必要に応じ漁港局部改良事業により整備することとしております。

さらに、変更後の漁港整備計画に採択されなかったその他の漁港についても、必要に応じ、漁港改修事業または漁港局部改良事業により整備することとしたしております。

漁港修築事業に漁港改修事業、漁港局部改良事業をあわせた六年間の総事業費は調整費等を含め二兆百億円となっております。

以上をもちまして、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(坂元親男君) 本件に対する質疑は後日に譲ります。  
○委員長(坂元親男君) それでは、これより松くい山防除特別措置法の一部を改正する法律案の質疑を行います。

○村沢牧君 わが国の風景の象徴とも言える松林、そして森林資源としても重要な機能を持つている松が近年枯れ被害の拡大によってきわめて憂慮すべき状態に置かれておるわけでありました。昭和五十二年現行法制制定の際、日本社会党は、政府案では抜本的な対策にならないことを指摘をし、修正案を提出したわけでありましたが、政府の理解するところとならず、現行法が成立をしたわけでありました。その後、この法律に基づいて対策は講じられましたが、後ほど指摘をするように成果を上げておられない。この間、わが党は林業対策特別委員会の中に松枯れ小委員会を設置をいたしまして、私がその事務局長でありましたが、全国各地の激甚地を調査するとともに、その実情や地域の住民の要求を政府に申し入れて、改善策を求めてきたところであります。今回改正案の提出につきましても、従来の対策を改めて抜本的に総合的な法律にするように、法律案の要綱も示しまして政府に要請してまいりました。こうした経緯の中から、今回の改正案はわが党の主張を入れた面もあることは認めるものでありますけれども、しかしまだ不十分と言わざるを得ないのであります。そこで、大目に伺いますが、松くい山防除特別措置法を松くい山被害対策特別措置法に題名を変更して、五年間延長しようとするの背景、それから意図、期待、これはどのように考えますか。

○国務大臣(田澤吉郎君) 村沢委員御指摘のように、昭和五十二年に特別措置法を制定して、自來マツクイムシ防除のために政府は積極的な努力をしてまいりましたのでございますが、御承知のように昭和五十三年度の異常気象によりまして被害が非常に大きくなったわけでございます。また、特別防除実施の面での限界もございまして、また伐倒除の効果を限界、いわゆる被害木の駆除の処理等に全きを得なかつた等の関係で、今年度もその被害がますます拡大しているという状況でございますので、しかもいままでのこの特別措置法が三月三十一日で期限が切れるということもございまして、これまで五カ年間のいろいろな経験を背景にしながら、総合的にマツクイムシ防除対策を考えなければならぬ。特に、いままでは特別防除のみを力を入れてまいりましたけれども、さらに加えて特別伐倒除も加え、さらには樹種転換、あるいは市町村の段階の防除計画等も含めて総合的にこの防除計画を立ててその対策を図ろうというために、特に法律の名前を変えて今回提案いたした次第でございます。私たちがしましては、過去の五年間のいろいろな経験を踏まえて、新たな態度でマツクイムシの終息のために努力をしたいという決意でおるものでございます。

○村沢牧君 昭和五十二年第八十国会でこの法律案の審議の際に、政府はこの法律を適用すれば五年以内にマツクイムシ被害を終息させる、あるいはまた一％以内の被害にさせる、こういうことを胸を張って答弁しておたわけであります。しかし、現状はこの期待と大きく食い違つて、被害はますます拡大をしておる。なぜ当初の意図に反するような結果になったのか、法律を延長するからにはこの反省がなくてはならないというふうに思いますが、大臣はどう考えますか。

○国務大臣(田澤吉郎君) 確かに当時、この法案審議の際に、政府としては五年間にこのマツクイムシの防除を徹底して、その終息を図りたいという意気込みで進んだのでございまして、その当時のいわゆる駆除技術の面、あるいはまた当時のマツクイムシの状況からして、五年間で終息できるもの、先ほど申し上げましたように、昭和五十三年度の異常気象以来、特にそういう状況が大きな変化を来したので、それに対して大きな責任を感じるとともに、今後新たないわゆる防除技術の基礎にしながら対策を進めてまいらなければならぬ、かように考えているような次第でございます。

○村沢牧君 先ほどの提案理由の説明を聞いても、あるいはまた、いまの大田の答弁を聞いても、今日まで政府の進めてきた対策の分析と反省がきわめて不十分であると指摘せざるを得ません。不十分というよりも、異常気象や空中散布の限界にのみ責任を転嫁をしており、後ほど指摘をいたしますが、多くの金を使って成果を上げることができなかった、この責任について反省がない。ま

た、松枯れ防止の基本方針とその対策が誤っていたのではないか、こういう政府みずからの責任についての反省が聞かれないんです。重ねてこの政府の責任はどうか、答弁を求めます。

○国務大臣(田澤吉郎君) 確かに五年間、私たちとしては最善の努力をいたしたのでございませうが、当時のいわゆる防除技術の面からいって、それから先ほど申し上げました五十三年度の異常気象から以後のマツクイムシの現状というのは当時とかなり変化をいたしております関係から、新たな対策を必要とするのでございまして、私たちは過去の五年間の結果については大きな責任を感じます。その責任の上に、今度はやはりこの五年間、これからの五年間で何とかこのマツクイムシの防除のために、また終息のために努力をしなければならぬ、かように考えておるのでございませう。

○村沢牧君 この五年間において、五十三年の異常気象によって当初予期しないような事態が発生をしたということでありますが、そのことはそのまま受けとめるにしても、そういう異常気象が発生をして、当初考えたような形の防除対策では効果をあらわさない。そういうことがわかったとするならば、五十四年、五十五年、五十六年、これらの対策についても政府は変更を加えるべきではなかったか、これはどうですか。

○政府委員(秋山智英君) ただいま御説明申し上げましたとおり、五十三年に異常気象によりまして、従来被害が軽微でありましたところのたえは茨城とか、栃木とか、静岡、愛知とかいうようなところに異常な発生を見たわけでございませう。そこで私もといたしましては、五十三年に予備費を約五億円ほど投入いたしましたので、伐倒駆除に積極的に対応するとともに、さらに五十五年からは林種転換等の方法を導入いたしましたので、この従来感染源になっている部分につきましては伐倒し、他の樹種に変えていくというふうなことも考えたり、さらには治山の対策等もするというふうなこともしてまいりましたところでありませう。

そこで、この五年間につきまして、森林審議会におきまして松くい虫対策部会を設置いただきまして、この過去五年間におけるところの被害の実態、それから対応等を踏まえまして、ただいま大臣から御説明申し上げましたとおり、従来の特別防除に加えて、今回の法案で御審議いただくような特別伐倒駆除とか、さらには林種転換とか、さらにはこれは国と県だけではなかなかいきませんので、市町村、森林所有者等挙げてこの対策に総合的に、また総力を挙げて対応しなきゃならないという結論に達したわけでございまして、今回そういうふうなことを踏まえて新たに御審議をいただいているところでございませう。

○村沢牧君 今日まで進めてきた対策がどうであったかという点については後ほどまた詳細に指摘をしてみますが、現行法制定の際、本院農林水産委員会は六項目にわたる附帯決議を満場一致で決議をしているわけでございませう。政府はこの附帯決議をどのように尊重し、実行に移してきたのか、各項目にわたって簡潔に述べてください。

○政府委員(秋山智英君) 参議院におきましては六項目にわたって附帯決議をいただいております。

まず第一点は、関係行政機関との連携、利害関係者、地域住民の理解と協力を得る実施体制の整備、中央及び都道府県森林審議会の委員の構成についてでございますが、これにつきましては、まず特別防除の適正、円滑な実施を図るため都府県に松くい虫防除推進連絡協議会を設置するとともに、地区説明会の開催とか、あるいはパンフレットの配布などによりまして地域住民の方々にこの御理解を得るようにつけてまいりました。また、中央森林審議会、それから都府県の森林審議会におきましても松くい虫対策部会を設置するとともに、地域住民の方々の意向が反映されるような委員構成に配慮し、また配慮するように指導してまいりましたところでありませう。

それから第二点の自然環境等の保全、危被害防止、防除従事者の健康管理につきましての件であります。

りますが、自然環境等の保全、農業への被害の防止に十分留意するように基本方針並びに通達等におきまして指導を行ってまいっております。また、従事作業員に対しまして農薬の安全な取り扱い方、安全教育の実施、事故防止の万全を期するように通達をもつて指導をしてまいっております。

第三点といたしまして、薬剤防除安全確認調査、被害の原因究明、国家賠償法等についてであります。まず第一点の薬剤防除安全確認調査につきましては、特別防除の影響につきまして十県で実施をしております。それから、農業等の被害が発生した場合に特別防除を中止し、その原因の究明に努めるように通達をもつて指導をしております。これまでの被害におきましては被害程度が軽微なものが多くございまして、国家賠償法に基づくところの補償が行われました例はございせんが、被害の救済につきましては、特別防除の受託者等が被害の補償等を自主的に行うことによりまして迅速な救済を行っておりますところでありませう。

次に第四点の防除の徹底と被害跡地対策についてであります。被害の増大に対応しまして特別防除並びに伐倒駆除の強化に努めてまいりましたところでありませうが、その被害地の復旧につきましては従来から一般造林事業等により植栽に努めてまいりましたところでありませうが、五十五年度からはさらにマツクイムシ被害地緊急造林事業、マツクイムシ被害地緊急対策治山事業を実施いたしました被害跡地の復旧に努めてまいりましたところでありませう。次に第五点の枯損原因の究明、天敵利用、抵抗性品種の育成についてであります。

まず第一に、個別林業試験場におきましてマツノザイセンチュウが生産する毒素の解明等と内容といたしましてところの発病機構の解明の特別研究を行っております。

それから第二点といたしまして、これまでの研究開発によりまして有効な天敵微生物の検出がなされておりますし、また新しい誘引剤の開発、さら

には特に単木に対してでありませうが、有効な樹幹に注入する薬剤あるいは土壌に施用する薬剤の確立等がすでになされておりましたので、これらの成果の実用化に向けてさらに現在野外試験等を推進しているところでございませう。

第三点といたしまして、抵抗性品種の育成についてであります。国の林木育種場を中心として選抜育種並びに交雑育種の方法によりまして鋭意その推進に努めてまいっております。現在一定の成果を得ておるところであります。

それから第六点といたしまして必要な予算の確保、林業従事者対策についてであります。このマツクイムシ防除につきましては特別防除等の計画的な実施に必要な予算を確保すると同時に被害地の樹種転換等の促進にかかる予算措置をこれまでも行つてまいっておりますところでありませう。

それから五十三年にございましては、先ほど触れましたとおり被害が急増いたしましたので、それに対処するために予備費も使用したところでありませう。

次に林業従事者対策につきましても、林業事業体の経営基盤の強化を図りながら労働条件の改善に促進するための措置をこれまでも推進してまいりましたところでありませう。

以上であります。

○村沢牧君 いろいろ説明していただきましたが、この附帯決議が尊重されて的確にすべてが実施されたとは私は受けとめません。特に伐倒駆除と跡地対策の問題あるいは原因の究明、防除方法の開発、さらには予算の面、労働者対策等々多くの課題が残されておるわけでありますが、これも後ほど指摘をしてみたい。

そこで、政府のいままで進めてきた対策を反省をして今回法律改正をする、この改正された法律に基づいて防除対策を実施すれば五年間でマツクイムシ被害を終息させるという自信をお持ちですか。

○政府委員(秋山智英君) 先ほど御説明申し上げましたとおり、マツクイムシの異常な被害が大変

拡大をしまいいつておる情勢にございます。そこで私どもといたしましては、この被害対策を緊急かつ総合的に推進するためにやはり臨時特例的な措置といたしまして今回の法案を御審議いただいておりますわけでございます。この森林被害虫の防除につきましましては、恒常的、一般的に適用されるべきものでございせんので、五年間の時限立法といたしておるわけでありますが、過去五年間を振り返つてまいってみますと、やはり異常気象等がございます。今後につきましてもそういう異常気象のような不確定な要因はまだあるかも知れませんが、私ども先ほども御説明申し上げましたとおり、過去五年間の経過を踏まえまして特別伐倒駆除とかあるいは林種転換、さらには市町村段階での防除計画を策定していただくというようなことを含めましていろいろの施策を総合的に推進いたしまして、このマツクイムシによりますところの異常な被害をできるだけ早く終息させたいというところで五年間の行政目標を設定しまして全力を挙げてやってまいりたい、かように考えておるところであります。

○村沢牧君 結論でいいですよ、自信があるのかないのかと。

○政府委員(秋山智英君) したがって、私どもとしてはこの終息に向けてあらゆる方法を総合的に実施しながらこの五年間で終息に向けた、これは最大限の努力をしてみたい、かように考えてございます。

○村沢牧君 きわめて抽象的で自信のないような答弁でしたが、このことは法律にもあらわれていますね。たとえば第三条には、現行法はその冒頭、五十二年以降の五十年間において被害を終息させるというふうなうたつてあるわけですね。今度の改正案は、五十七年度以降五十年間を後段に持つてきて、被害が終息するよう努力をする、しかし、「五十七年度以降の五十年間において実施すべき松くい虫の被害対策に関する基本方針を定めなければならない」、きわめて法文上も、改正をしたけれども、自信のなきが法文上あらわれているんですが、なぜこの五十年間で終息させるというのを後段にもつてきたんですか。

○政府委員(秋山智英君) 私たたいま申し上げましたとおり、過去五年間の実施経過を振り返り、また被害の現状等を考えてみますと、やはり不確定な要因も認識せざるを得ない状況もございまして、そういう意味におきまして、五年間で終息することとなる基本方針を定めるとしませんが、今回におきましてはたゞいま先生御指摘のようないふ言葉にしかたはありませんが、私どももこういう不測情勢がない限りは実質的にはこの五年間で何とか終息すべく最大限の努力を払うというつもりで考えております。

○村沢牧君 大臣、法律を提案する大臣はこの五年間で終息させる、そういう自信をお持ちですか。

○国務大臣(田澤吉郎君) いま林野庁長官から答弁されたとおり、私としてはこの五年間で現在のいふゆる防除技術を基礎として、また過去の五年間の経過等を十分踏まえながら、この被害の終息のためにこの五年間で何とか終息したい、こう考えております。そのための予算措置等についても十分配慮しなければならぬ、かように考えております。

○村沢牧君 松枯れの原因なんです、政府はマツノザイセンチュウそれからマツノマダラカミキリが松枯れの唯一の原因である、このように考えているわけですが、その他にも要因があるんではないかという学説もあります。つまり工場、自動車等による大気汚染、松林の手入れ不足による松林そのものの不健全状態が進行している、これが大きな原因だと言っている人もあります。けれども、これらについてはどのように考えますか。

○政府委員(秋山智英君) 松の枯損の原因につきましてはマツクイムシによる被害以外にもツチクダケ菌というふうな菌類による場合あるいはマツノタマバエ等の病虫害による場合あるいは風害等による場合いろいろございしますが、現在問題

になつておりますような、何と申しますか、激害型の松の枯損につきましては、昭和四十三年以来林業試験場におきましてプロジェクトチームをつくりまして、分析研究してまいつた結果、これはやはりマダラカミキリが媒介するマツノザイセンチュウによるものであるということが明らかになつたわけでありまして、そこでこれまでに至る過程としまして、先ほど触れましたように四十三年から四十六年にわたりました、たとえば根系の分布とか、あるいは土壌の理化学性、気象災害などとの関連性はどうかとか、それから根に加害をするところのクロカミキリの調査、あるいは材を侵す青変菌等を接種した実験とか、さらに根系に見られるところの微生物の接種実験、あるいはその他の糸状菌類等、あるいは土壌線虫等の検出等いろいろの方法をとってだんだんと消去をしてまいりまして、最終的に達したものがこういう激害型の被害はやはりマツノザイセンチュウによるものであるというふうな結論が得られたわけでありまして、そこで先生御指摘のいろいろの説がございします。たとえば大気汚染説であります、大気汚染などによりまして環境が悪化する、これによりまして枯れるという場合もこれはないわけではあります。けれども、地域、立地条件、林齢等にかかわらず広域にわたって一斉に枯れるような松、具体的にはマダラカミキリが五、六月ごろに後食をいたしまして、わずかに三、四月のうちに一斉に枯れるという、こういう激害型の松の枯れ方と申しますのは、大気汚染による枯死ないしあるいは変色状況とやっぱこれは違うものであるというふうな結論づけられております。

それから、乱開発あるいは手入れ不足等の森林管理の問題であります。やはり激害型の枯損の直接の原因というのは、さつき触れましたようにマダラカミキリとマツノザイセンチュウの両者の加害によるものでありまして、これらの原因でありまして、手入れ不足等が枯損の原因になるというのは考えられないわけでありまして、ただ、昭和二十年の当時の激害そのものの鎮静化の情勢を見て

まいりますと、やはり当時燃料として松を焼いたと、利用したと。燃料として利用した面が終息させる大きな原因になっているというふうに見られております。

それからその他の、天敵の減少説その他ございしますけれども、確かに現在マダラカミキリの天敵昆虫等が幾つか見つけられておりますけれども、やはりこのマダラカミキリの密度の制御の要因としては余り大きな働きをなしていない。むしろ逆に産卵する対象木があるかないかという方が原因としては大きいというふうに言われております。その他土地の、何といいますが、条件がいふゆる肥沃になりまして、それによって植生変異をされるという例もございしますが、これは長い期間をかけてましてだんだんと陽性樹種のアカマツが陰性樹種の広葉樹その他に変わっていくということがありますが、非常に長期間を経ますので、激甚な災害発生とは結びつかないと思ひます。それから青変菌、黒変菌の説もございしますが、これも研究過程でいろいろと接種をしまして、その枯損の状況を調べてまいっておりますけれども、これは強力な病原性としては結論づけられておりません。それから、ツチクラゲ菌によりますところの海岸等におけるたき火などで枯れる場合もございしますが、これはやはり局地的に限られていふこともございまして、これまでの研究結果によりましては激害型の松の枯損につきましてはマダラカミキリとマツノザイセンチュウによるところの被害であるというふうな結論づけられているところでありまして。

○村沢牧君 この法律上、松が枯れても材線虫が枯損木に入つておらなければ駆除やあるいは助成の対象にしないのか。つまりマツクイムシの以外の松枯れの原因もいろいろあるでありまして、けれども、またいま説明のあったとおりでありますけれども、そこまで範囲を広げると財政的にも膨大な負担になるので、法律上はマツクイムシにしかつて駆除対策を講じていく、そのように理解を

していいのか、ひとつ答弁を願いたいんですが、

長官の答弁少し簡潔にしてください、長過ぎるです。

○政府委員(秋山智英君) 私どもの考え方は、先生御指摘のとおり、マダラカミキリ、材線虫による被害を対象としてやります。それから、あと一般の問題につきましては森林病害虫の防除法に基づきまして措置します。

○村沢牧君 松が枯れること、あるいはマツクイムシを防除すること、一つには松食いが見えなくなる山林の保育林とか、あるいは予防対策、早期発見、またその原因の究明、防除対策あるいは枯損木の処理、樹種転換など、山林所有者はもとより地域ぐるみで総合的に行わなければならないというふうに思いますが、大臣の見解はどうでしょうか。

○政府委員(秋山智英君) 御指摘のとおり、あらゆる方法を現地の被害の実態あるいは体制その他を含めまして効率的に組み合わせながら総合的に対処することが必要であろうと考えています。

○村沢牧君 わが党は総合対策を講ずるよう政府に求めてきましたが、改正法の目的に「総合的」という文字を入れたことは評価をするものであります。現行法が「計画的に推進する」となっていたものを改正法が「総合的に推進する」というふうな改めたわけでありまして、内容も、内容は具体的にどういうふうに変わってくるんですか。

○政府委員(秋山智英君) 予防といたしましては、従来効果のございました特別防除をもちろん実施するわけですが、特別防除だけでは、これはその被害が終息できませんので、まずは保安林あるいはその他非常な公益的機能の高い森林あるいは先端地域と申しまして、これから奥に被害を及ぼしちやいかぬという地域につきましては、これを特別伐倒除根で伐採し、さらにそれをチップ化あるいは焼却するというような方法、それからまたそれ以外の地域につきましては、これは普通の伐倒除根——伐採しまして薬剤を散布するというような方法、さらに普通林にお

きまして大変もう被害が出てどうにもならぬようなところにつきましては、むしろこの際森林の機能を回復しながら感染源をなくするために林種転換をするというような方法、またエロージョンその他におそれがあるところについては治山事業を進めるといふようなこと、さらには実施に当たりましては従来のこの市町村段階での計画がございましては従来が、やはりこの防除につきましては全体が一体的になるということとございまして、従来国と県とはかに今度は町村段階におきまして地区の実施計画をつくらせまして全体的体制の中で進めてまいりたいと、かようなことを考えておるところでございます。

○村沢牧君 総合的に推進をするといっても、従来と変わるところは特別伐倒除根を加えたこと、あるいは市町村にもその責任の一端を背負ってもらうんだと、いまの説明ではこれ以外に新しいものは見受けられませんが、これをもって総合的と言うんですか。

○政府委員(秋山智英君) 私どもといたしましては、いま申しましたようなことを被害の実態、森林の機能の状況その他を踏まえまして、よくこれを有効適切に組み合わせながらやってまいりたいというところであります。私どもといたしましては、やはりこれらを踏まえ、しかもこれにつきまして基本方針を農林水産大臣がつくりますが、それに基づきまして都道府県知事が実施計画をつくり、さらにそれとの十分調整をとりながらこの地区の実施計画を策定して進めていくわけでございますので、私どもとしましては総合的な実施というふうな理解しておるところであります。

○村沢牧君 マツクイムシを防除するためにその防除技術の開発研究も急がなければならないわけでありまして、先ほど林野庁長官の答弁で、いろいろ研究しておるといふ話があったわけでありまして、その研究をどのように実用化しているのか、あるいはまたさらに開発研究するための必要な予算枠というのは持っているのかどうか、その防除技術の問題についてもう少し答弁願いたいと思

います。

○政府委員(秋山智英君) 先ほどもちよつと触れましたが、新しい防除技術といたしまして、まずマダラカミキリを誘引するための誘引剤の利用開発、それから天敵の活用問題、さらには薬剤を立木へ注入するというような方法等につきまして大体的なことがついていたわけでありまして、テルペン、エタノール等を主成分とする物質が誘引効果が大きいというふうなことが、あるいは天敵といたしまして細菌でございましてセラチア菌とか、あるいはカビの一種でございましてポーベリアパシアーナ菌というふうなものが、これが非常に有効であるわけでございます。これらを今後いかに増殖するかというふうな方法まで来ているし、また樹幹注入剤としましてバイジットS O 体というのが非常に効くわけでございますし、土壌処理剤としましてダイシストンというものが有効でございます。これらは現在いずれも実用化へ向かっています。現在野外試験を実施しておりますのでございます。

これらの研究開発を進めるに当たりまして、この林業試験場の予算でございまして、現在予算といたしましては、国立林業試験場におきまして四千七百万、それから公立林業試験場が四千万、合わせて八千七百万の予算を計上しています。これは五十二年に比しまして約七倍の大きさになっております。

○村沢牧君 研究していることは先ほど来答弁があったんですが、その研究をいつ実用化に移せるんですか、その見通しについて。

○政府委員(秋山智英君) これにつきましては、現在野外試験を実行している段階でございますので、できるだけ早く実用をというところであります。たとえば先ほど触れました薬剤処理の研究につきましては、すでに近々農薬申請をする段階にまいてきております。

それから今後非常に有効であると申します、例の微生物の関係でございますが、これにつきましては人工による大量増殖というのが前提になっておりますので、それらにつきましては若干試験研

究期間を、時間が欲しいということを言っておりますが、私どもとしてはできるだけ早くその大量増殖まで持っていくてもらいたいということとで要請している段階でございます。

○村沢牧君 防除技術は、いまの答弁ではいつ実行に移せるかきわめて不明確なんですけれども、近々というのは、たとえばこの五年間のうちに、そんなに遠くならないうちに新しい技術を開発して新しい防除対策を講ずると、そのように取り組んでいるんですか。

○政府委員(秋山智英君) そのように現在鋭意努力をしております。

それからもう一点、いま申し落としましたが、抵抗性品種の開発につきましては、交雑育種あるいは選抜育種で現在抵抗性品種が固定しましておるわけでございますが、これは五十九年ごろにまず海岸林等に植えつけられるように現在鋭意努力をしております。

○村沢牧君 いままでのマツクイムシの被害を見ると、法制定の五十二年には八十一万立方メートルであったが、五十四年には二百四十三万立方メートルになり、五十五年は若干減ったとしても五十二年の約二・六倍の二百四十万立方メートルになっている。また面積で見ると五十二年には四十三万八千ヘクタールであったが、五十五年にはこの一・五倍の六十六万七千ヘクタールになっている。また被害のなかった県は五十二年には十県あったけれども、五十六年には、北海道、青森、秋田の三県だけになったわけなんです。このように被害は拡大をしているわけでありまして、一体この間に防除のために使った国、県の経費はどのくらいになるんですか。またその防除費の内訳についても示してください。

○政府委員(秋山智英君) 五十二年以降五十九年間ににおきまして民有林にかかるマツクイムシ防除事業の実施に要しました国費の累計額は二百七十四億円でございまして、これに伴いまして都道府県の累計額は百一十億で、合わせて計三百八十五億円になっております。——民有林にかかるマツク

○政府委員(秋山智英君) 私ども特別防除につきましても、これは計画的に実施したところにつきましてはその成果をおさめてまいってきております。たとえば静岡の千本松原であるとかあるいは

佐賀県の虹ノ松原であるとかあるいは鹿児島県の吹上浜というようなところは徹底的に特別防除をし、一部枯れたところについては伐倒駆除をするというふうなことでやってまいりまして、それなりの成果が上がっております。そこで、私もとしましては、やはり予防としてこの特別防除をするのと同時に、まけないところ等がございますので、そこには地上の伐倒駆除をするというふうなことで、やはり両者をうまくかみ合わせながらやっていくことが非常に大事だろうというふうに考えております。

○村沢牧君 私は薬剤散布の効果は全然否定するという立場には立っておりませんが、現地を調査してみても効果があつたと言われるところでも、その内容は散布している期間においてのみ枯損の程度が幾分か減少した、あるいは全滅への速度が落ちる程度のものであつて、本来求めておる役割りを果たしてはおりません。薬剤散布によつてより効果を上げようとするならばこの松林を薬漬けにしなければならぬ、こういう意見が出てくるわけですが、どういふふうに見ておられますか。

○政府委員(秋山智英君) 昭和五十二年以来特別防除を実施しておりますが、それと並行いたしまして、特別防除を実施しておりますが、三十二県でございますが、これにつきましてその定点調査をいたしまして以来、本日に至るまで経時的にどういふふうに変化が現れてくるかというところを調査をいたしまして、特別防除をやつた成果は被害率がだんだん減少してきているというところではございまして、おっしゃる通りでございます。したがって、私もやはり予防の手段としていたしましての特別防除は有効であるというふうな考えをしております。

○村沢牧君 松枯れを発見したらマダラカミキリが活動する前に伐倒駆除をすればサイセンチュウも媒介者であるカミキリも同時に駆除ができる、枯損木の移動を停止すれば拡散は阻止するこ

とができる、こういうことを言われている学者もおるんですが、これに対してはどういう見解を持ちますか。

○政府委員(秋山智英君) このマダラカミキリとサイセンチュウが松を加害する段階の一つの流れを見てまいりますと、やはり春におきまして松の新芽が出た当時、サイセンチュウを腹に入れたマダラカミキリが飛び出して、それでこの若芽を食ひまして、そこからサイセンチュウが入り、枯れるという現象になっておるわけでございますので、この段階でやはり薬剤を散布しまして、その散布したところの若芽をマダラカミキリが食へることによつて死ぬという、こういう予防の方法はやはり重要だろつと思つております。

しかしながら、一方におきましてやはり全滅防除はできないわけでありまして、やはりそれ以外の地域につきましては、これは伐倒し、薬剤を散布し、あるいは今後の方法としましては、特別伐倒駆除でチップ化して炭化するというふうなことで虫を殺すというの、あくまでもこれは密度を少なくして、明年に至るところのマダラカミキリ、サイセンチュウをなくすということにこのねらいがございまして、やはり両者を併用しながらしていくことによりましてマダラカミキリ、サイセンチュウの密度を少なくし、それが明年度への被害の減少につながるというふうなことでございまして、ぜひとも両者を併用することが必要であるというふうに考えております。

○村沢牧君 地域によつていろいろ違うであろうけれども、林野庁の指導方針としては両者を併用する場合どちらに重点を置いて指導していかれるんですか。

○政府委員(秋山智英君) この重点を置くのは、非常にこれは一概に申し上げられませんが、やはり各県における被害の現状あるいはその周辺の環境等もございまして、これらをよくかみ合わせることが必要だろつと思つております。私ども、過去におきましての予算を見てまいりまして、特別防除の部分には横ばいで、伐倒駆除がだん

だんと増加してきておるわけでございますが、この五十七年度におきましては特別伐倒駆除を新たに導入したわけでございます。従来やってまいりました伐倒駆除と合わせまして四十万ヘクタールを予定しております。五十六年度におきまして伐倒駆除は二十九万五千でございますから約三六パーセント増でございます。特別防除につきましても予防的にきつめて意味が大きいとはございまして、五十六年度と比べまして一〇パーセント減の十二万三千ヘクタールを予定しているわけでございます。

○村沢牧君 私たちもこの法律に伐倒駆除を重視をすべきだといふ要請をしてきたところでありまして、そういう面から特別伐倒駆除を法文上明記をしたことはそれなりに評価をしますが、問題はその内容と予算であります。

まず、その前に伺つておきたいことは、特別伐倒駆除を命ずることが出来る松林、つまり高度公益機能松林あるいは被害拡大防止松林は具体的に言つてどういふ松林を言うんですか。また、被害の程度が政令で定める率以上であるということになってはいますが、その率はどのように考えていますか。

○政府委員(秋山智英君) 高度公益機能と申しますと、保安林等のやはり公益上きつめて重要な森林をわれわれは考えております。それから被害拡大防止と申しますと、先ほど先生御指摘ございましたように、これから先にはどういふふうに入れたりやなめというふうなところをございまして、それが入ることによつてやはり被害が拡大するというのがございまして、そこで防除帯と申しますか、それを設けて進めてまいりまして、その被害率が一パーセントを超えるところにつきましては特別伐倒駆除を進めてまいりたいと、かように考えておるところであります。

○村沢牧君 そこで特別伐倒駆除を設けたんですけれども、今日までの調査の段階あるいは経過の中から特別伐倒駆除命令を直ちに下さなければならぬと思はれるような林分はどのぐらいあるんですか。

○政府委員(秋山智英君) 十六万五千ヘクタールでございます。

○村沢牧君 材積にして。

○政府委員(秋山智英君) 二十七万立米でございます。

○村沢牧君 そこで、特別伐倒駆除命令の対象になることによつて、木材として価値のあるものまたは将来経済的な効用の高まるもので伐倒しなればならない事態も出てくるというふうに思ふんですが、けれども、この被害拡大防止林について森林所有者に対する補償はどうなっていますか。

○政府委員(秋山智英君) これは材が売れる場合と売れない場合とございまして、売れる場合におきましては、私もとしましては、重要な資源でございまして、なるべくこれを有効活用したいと思つてはいますが、売れた場合には、その売れた価格で差引いた伐倒処理費につきまして見てまいりたいと、かように考えています。

○村沢牧君 立木補償ですね、まだ切らなくてもいいと思はれるところもマツクイムシ防止のためには伐倒しなければならぬ。そういう場合の立木の補償はどうなるんですか。

○政府委員(秋山智英君) 生立木につきましては、私もいま見ておりません。そこで、先生御指摘の非常に貴重な太い材というふうなことになりますと、先ほど触れました個別の単木に処理し得るような薬剤がもう近々これは出てまいりますので、そういうものをなるべく利用していただくように、一般の方にもPRしてまいりたいと思つてます。

○村沢牧君 予定している予算の中では、特別伐倒駆除に必要な資金その他の経費であつて、全然立木そのものについての補償は含まれておらない、そういうことなんですか。

○政府委員(秋山智英君) 含まれておりません。

○村沢牧君 その場合、命令が出れば山林所有者は命令に従わなければならないというふうには思いますが、補償なくして、松枯れでやられた松林ならいたし方ないとしても、全然やられておられないけれども、拡大防止林として伐採する場合に、全然補償なくして切っちゃっていいんですか。

○政府委員(秋山智英君) 生立木につきましては、これは命令の対象から外しております。

○村沢牧君 それは生立木に対して外していれば、生立木にはそれじゃマツノザイセンチュウが入らない、マダラカミキリがくつかないということなんです。

○政府委員(秋山智英君) まずは、特別防除によりまして予防措置をとることは当然でございますが、具体的に現地で、今度は特別伐倒の駆除命令を出すものにつきましては、被害が広がっているものについてでございますので、生立木につきましては、これは駆除命令の対象にしておりませんから、これは残るわけでございます。

○村沢牧君 たとえば、長野県には山口村の例にかんがみて、マツクイムシの侵入防止地帯、すなわち二キロくらいの範囲にわたって松を全部伐採して、防火線のような地帯をつくってこれというように要望もありますけれども、この場合は、この法律上駆除はなに該当するんですか。

○政府委員(秋山智英君) そこが保安林である場合と、もう一つは先ほど触れました被害拡大防止林の対象になるかどうかということであります。これは、被害拡大防止林というのは、隣接地域が相当被害がございまして、奥地にそれを入れないというために設ける場合が出てくるわけでありまして、その場合におきましては、やはりやり方としては、特別防除によりましてそこに予防をし対処するわけでございますが、さらにその後におきまして被害が出てまいりましたならば、特別伐倒駆除で完全にこれはチップ化あるいは炭化することによってなくすというような考え方で進めてまいりたいと思っております。

○村沢牧君 この被害拡大の予防も単に特別防除、すなわち空中散布だけでなく、その地域にはマダラカミキリが入ってこないという、このようないま申しような防止帯もつくる必要がある。このように思うんですが、それが拡大防止林であるというふうには思うんですが、これについては、特別伐倒駆除の対象になるのかどうか。

○政府委員(秋山智英君) その場合に被害の度合いということがやはり一つの基準になりまして、被害一%を超える部分につきましては、これは特別伐倒駆除をしてまいりたいと思っております。それからもう一点、やはり対応として考えられますのは、やはりその感染源をなくし、その機能をより高めるといふ面から言いますと、林種転換という方法もあわせて考えるということが大事だと思っております。

○村沢牧君 侵入防止帯をつくれという、こういう要望に対しては、林野庁はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(秋山智英君) 私は適切な防除措置の一つであろうと思っております。

○村沢牧君 適切な方法であるとするならば、やはりこの法律運用の中でそのような要望が出てきたら、この法律に適用さしていく、そういうお考えは持っていますか。

○政府委員(秋山智英君) 現地で具体的にこれにつきましては検討しなければ明確な答弁できませんが、考え方としては、そういうことによりまして、これからまだ全然被害がないところにその被害が入らぬようにしていくことが大事だろうと思っておりますので、そういう面については具体的にまた検討してまいりたいと思っております。

○村沢牧君 そこで、伐倒駆除をするには、まず作業をする作業道が必要になってくるわけですが、また、被害木を処理するために機械装置も必要になってくる。長野県ではモノレールを使って伐倒木を搬出する県単独の予算措置も講じておられるようでありまして、このような作業道あるいは機械器具、さらには予算用誘引器、これらに対する

る助成措置はどうなりますか。

○政府委員(秋山智英君) 被害の出る度合いがこれは問題になると思っておりますが、やはり二、三本出るところに作業道を設けるというものは非常にむずかしいわけでございますので、こういう場合におきましては、これからの研究事項でありますけれども、やはり伐倒し、薬剤散布し、徹底駆除するという方法が必要だろうと思っております。

○村沢牧君 出たところの助成でございますが、まずこの伐採、搬出するためには、被害森林整備資金というのがございますので、これですと一ヘクタール当たり百二十万まで無利子でお貸しできますので、こういうものを活用していただくと同時に、今度はその伐倒した材を利用するためには、林業改善資金の中に、炭化するための炭化炉、あるいは移動式チップパー等に対する無利子融資の仕組みもございまして、これを使つてもらうと同時に、また、その加工施設等の助成金もございまして、これらを有効活用するというような方法を現在考えておるところであります。

○村沢牧君 被害が二、三本出てるのを駆除するために作業道をつくれないで言っているわけじゃないんです。被害がたたくさん出てるから、それを伐倒するために作業道も必要になってくる。あるいは薬剤散布もできない地域である。そうしてみるとどうしてもこういう道路だとか機械器具が必要になってくるんですが、これをマツクイムシ対策の法の中でこれに対してどうして考えることができないんですか。

○政府委員(秋山智英君) 私ども現在林道につきましては森林法に基づく計画に基づいてやってますが、これからのマツクイムシ対策はきわめて重要でございますので、やはりその被害木の利用、樹種転換、林道等につきましても、これは被害対策が円滑にできるようにこれからもやはり工夫し、どういふ場合にはいれるか検討していかないと、かように考えています。

○村沢牧君 そうすると、私がいま指摘したような問題についても今後検討して、助成措置ができるようにし、円滑な防除対策ができるようにしていくと、そのように努力してくれませんか。

○政府委員(秋山智英君) 検討してまいりたいと考えています。

○村沢牧君 五十七年度のマツクイムシ被害対策予算の要求内容を見ると、依然として薬剤散布が六〇%近くを占めておられるわけですが、伐倒駆除は三二%程度であります。いま答弁のように、伐倒駆除に今後重点を置いていく、そうならばこの予算の内容も変更しなければならぬ。この内容変更についてはそのようにしていく用意をお持ちですか。

○政府委員(秋山智英君) 私ども先ほど触れましたとおり、まずは予防をしないことには被害が非常に多うございまして、まずは特別防除によりまして予防をすることがやはり大事であろうと思っております。しかる後にその被害が出た場合には、それぞれの地域の事態に応じまして特別伐倒駆除あるいは普通の伐倒駆除、場合によっては林種転換というような方法を講ずるわけでございまして、私は現段階としては、先ほど触れましたとおり、まず特別伐倒駆除とその伐倒駆除で四十万ヘクタールを対処しようということを考えています。やはり特別防除につきましてもきわめて効果がございまして、こういう被害の激増型の場合におきましては、合理的な方法の一つとして予防措置の特別防除をやるのがきわめて重要でございまして、この予算で、総額七十二億でございますが、進めてまいりたいと、かように考えておるところであります。

○村沢牧君 従来の反省にかんがみて、総合的に対策を講じていくということを買頭から言っているわけですが、しかし、いまの答弁を聞いてみれば、依然として特別防除、空中散布の予算面に重点を置いておられるわけなんです。予防といつても空中散布ばかりが予防じゃない、特別防除措置をつくって拡大防止のために特別防除を、命令を下すということになっているんですから。しか

し、この予算の内訳の申身を変えていくというよう  
な気持ちになかったら、幾ら総合的に施策を行  
って伐倒除を重視していくんだと言ってみた  
って仕事にならないじゃないですか。

○政府委員(秋山智英君) 先ほど触れましたと  
り、両方の方法、あるいはそれ以外の方法もうま  
くかみ合わせながら進めてまいることが必要だ  
と思ひますので、私どもといたしましては、五十  
七年度はこの計画に基づきましてひとつ進めてま  
いりたいと、合理的に防除方法を組み合わせながら  
進めてまいりたいと、かように考えておるところ  
であります。

○村沢牧君 私は、五十七年度のいま予算審議も  
行っているところでありまして、五十七年度予算  
でマツクイムシ防除費七十一億八千三百萬円で  
すね、この金額をここでふやせなんて言っているわ  
けじゃないんです。この中身になってくるもの、  
このくらいは希望がいろいろ出てきたら変更した  
っていいじゃないかと思うんですが、全然この中  
身は変更する気持ちはないんですか。

○政府委員(秋山智英君) やはり被害の実態に即  
しまして、効率的な執行方法に努力してまいりた  
いと思つてます。

○村沢牧君 たとえば、被害の実態に即して効率  
的にこの執行方法を努力するとするならば、五十  
七年度の予算要求の中身ですね、特別伐倒除  
除が二十七萬五千立方、それから伐倒除が三十  
九萬五千立方、これを予定しているわけですが、  
ども、これは駆除の必要量を全部網羅しているの  
か、この法律に基づいて地方団体から伐倒除を  
希望する地域、あるいは事業量がふえた場合に  
これに対応していくんですか、ことしは予算がな  
いからだめですと言ふんですか。

○政府委員(秋山智英君) 現段階はこの予算によ  
りまして効率的な実行に相努めてまいりたいと、  
かように考えておるところであります。

なお、今後の段階で被害がふえたらどうするか  
という問題でございますが、これはその段階でま  
たひとつ検討しなけりやならぬわけでございます

が、過去におきましては、そういう場合には予備  
費を使った例もございします。

○村沢牧君 どの予算を減らしてということとは、  
これは申し上げませんが、せっかく特別伐倒除  
の予算ができたんですから、この希望がふえた場  
合には、たとえば薬剤散布の予算を減らしてもこ  
ちらの方へ向けていくと、その操作ができるのか  
どうかということなんです。

○政府委員(秋山智英君) 特別防除につきまして  
は、御承知のとおり五月から六月にかけてはマ  
ダラカミキリが飛び立つ前にまくというふう  
な、そういう技術的な面がございします。したが  
いまして、これまでの被害状況を踏まえましてこの  
特別防除につきましては、まず春にこれを、二回  
でございしますが、実行するということは、これは  
防除を計画的に進める上におきまして、これはも  
う欠かせないものでございしますが、いずれにいた  
しましても、やはり防除全体につきまして、効率  
的に執行することがきわめて重要でございします  
ので、その面からも検討はしてまいりたいと思つて  
ます。

○村沢牧君 今度の法律改正によって、マツクイ  
ムシ防除事業の国庫負担の割合ですね、これはど  
うなるのか、法改正によって総合的に駆除対策を  
講ずるとするならば、助成対策の範囲も広げな  
ければならないし、また充実をしなければなら  
ないというように思ひますけれども、その点はどう  
ですか。

○政府委員(秋山智英君) この特別伐倒除等に  
つきましては、これは国から三分の二でございま  
す。それから地区実施計画によりましてやる奨励  
防除については二分の一の補助でございします。

○村沢牧君 そこで、時間がありませんから、  
一々内容を聞きますが、国費の負担割合あるい  
は助成措置一覧表等を、後ほど文書で提出して  
もらいたいというふうに思ひますが、よろしいで  
すか。

○政府委員(秋山智英君) 提出いたします。

○村沢牧君 そこで大臣にお尋ねいたしますが、

総合的にこの施策を行うといっても、五十七年度  
の予算は特別伐倒除を新設して、内訳として約  
十一億円くらいな予算を持っているわけですか  
ら、これを新設したんだから五十六年度予算に比  
べてこれを上積みしなきゃいけないけれども、他  
の内訳を、項目を減らしてこへくつけていく  
と、こんな操作にすぎなくて、全体では五十六  
年度に比べて伸びたのは三億程度、五十七年度  
の予算が財政再建その他で厳しいことは承知を  
しておるわけですが、これからこの五年間で、先  
ほど大臣の決意をお聞きしたわけですが、マ  
ツクイムシを防除していくためには、かなりの  
予算も必要になってくるというふうに思ひます  
けれども、今後予算拡充対策も考えておられるの  
かどうか、どうでしょうか。

○国務大臣(田澤吉郎君) 松と病原体とその運び  
屋という三者のこの複雑な絡み合いというもの  
が、ある程度理解されるようになった今日でござ  
いますので、私たちとしては、予防のための特別  
防除、これをやはり春二回、適期に行うというこ  
とが一番だと思ひます。さらに、今回の法改正に  
よりまして特別伐倒除除あるいは樹種転換、市町  
村の実施計画等を進めるわけでございますが、私  
は何としてもこの伐倒除にさらに今後とも力を  
入れていかなければいけない。これまでは、松材と  
いうものはやはり燃料だとか、薪炭材として使  
われてきました関係から枯損木がそのまま活用で  
きたのでございしますけれども、最近の燃料の変  
化等からこれはそのまま林立しているという現  
状でございします。この伐倒木の駆除処理ある  
いはまたそれに対する対策等には、かなりの経  
費がかかるのじゃないだろうか、こう思ひます  
ので、今後これからのいろいろな進めてまいり  
まして、予算の必要が出てまいりますならば、私  
はこれに對してはできるだけ予算の措置をいた  
したい。何ともしても私たちの生活の中の松の  
役割りというものは非常に大きいのでございま  
す。ことに松は緑録のいい木としてこれまでも  
言われてきておりますし、日本のこの景色から  
松を失うということほど私

ちにとつてきびしいものはないのでございま  
すから、そういう点から考えて、私はマツクイ  
ムシの被害の終息のためには最善を尽くしたい  
と、かように考えております。

○村沢牧君 自治省に伺ひますが、マツクイ  
ムシの防除のために、先ほど説明のあったよう  
に、現在まで地方団体の使った経費も大きな  
ものがあるわけですね。この法律の改正によ  
つて都道府県、市町村の果たさなければなら  
ない役割りも明文化されてまいります。それ  
だけにまた、地方自治体の経費も増大する  
わけですね。したがって、この地方自治体の  
財政援助について国も配慮しなければい  
けない。具体的に言うならば、マツクイムシ  
防除費、これを交付税の対象とすべきであ  
る、こういうふうに考えますが、どうし  
ようか。あるいは特交でもって配慮をすべき  
だというふうには思ひますが、その辺につ  
いて自治省はどういう見解を持っていますか。

○説明員(持永義民君) マツクイムシの防除の  
経費でございしますが、もちろん御承知のよう  
に、国の補助を受けて行うわけでございます  
が、地方が負担する部分につきましては、従  
来から、普通交付税と特別交付税と両面  
で措置をしてまいっております。普通交付税  
は、御案内のとおり、標準的な経費を算入  
いたします。現実には各都道府県の必要額  
と普通交付税の算入した額と合わない部分  
がございします。したがって、普通交付税  
で算入が足りない部分については特別交付  
税で算定をするというやり方をいたしてお  
りまして、今回の改正法に基づきまして、新  
しく仕事が始まる場合におきましても、従  
来と同様に措置をしてまいりたいと思ひま  
す。

○村沢牧君 従来、必ずしも的確にそのよう  
な配慮がされておるといふことは余り耳に  
しないんですが、しておったんですか、今  
後さらに積極的にやるんですか。

○説明員(持永義民君) 従来から、いま申  
上げましたように、普通交付税の算定の際  
には、森林病虫害防除費という項目の中  
でマツクイムシの

分についても当然算定をしておりますし、特交につきましても、やはり普通交付税で算入が不足した部分については算定をしておたわけでございます。従来からやっておりますものを今後ともやしていきたいと考えております。

○村沢牧君 次に、環境庁に尋ねますが、マツクイムシ対策として散布する薬剤はスミチオン、セビモールでありますけれども、これが自然環境や生活環境あるいは生態系に及ぼす影響は、環境庁としてはどういふふうに考えているのか。また、今日までのこの薬剤散布によって被害が発生したようなことはなかったのかどうか。

○説明員(高峯一世君) 空中散布によります自然環境、生活環境等に対する被害、これを私どもも非常に心配をいたしております。この点につきましては、五十二年にマツクイムシに対する特別措置法ができました際に、林野庁に對しましてその基本方針につきましては、その実施に際して都道府県の環境担当部局とよく相談をしてやるというようなことをお願いをいたしております。

それから国立公園等の重要な地域につきましては、空中散布の対象から除外するということをお願いいたしております。それもとおり実施されております。そういったような方針に従いまして自然環境なり、生活環境なりに對する被害がないようにという体制をとっておるわけでございますが、現在、大きな被害が出たという具体的な報告につきましては、私どもは接しておらない状況でございます。

○村沢牧君 自然保護団体やあるいは関係住民の一部から薬剤散布はやめろと、こういう強い要望も出されておることも事実であります。環境庁のところへも恐らくいろいろな要望が出されているというふうに思ふんですが、どういふふうに対応をされているんですか。また、環境庁としては薬剤散布の規制はどうすべきかというふうに思ふますか。

○説明員(高峯一世君) 先ほど申し上げましたように、空中散布につきましては、これは林野庁の

方ともいろいろ調整をとっておりますので、空中散布が自然環境、生活環境に被害がないような形で実施されるように再度いろいろお願いをしておるわけでございまして、そのシステムが十分に發揮できるような私どもとしても十分関心を持って対処していきたいと考えております。

○村沢牧君 農林水産省としては、このスミチオン、セビモールの役割についてはどういふふう

に認識をしておりますか。  
○政府委員(秋山智英君) 昭和五十二年に特別防除を実施いたしまして以来、この特別防除実施に伴いまして植生、昆虫類、鳥類、土壌、水質等に関する影響調査を実施するために十県におきまして調査区、これは散布したところと散布しないところと分けまして、薬剤防除安全確認調査というのを実施してまいっております。

これによりまして、たとえば、昆虫類につきましては一時的に変化があるという事例はございまして、早いところでは一週間、遅いところでも一カ月後にはほぼ回復しておるというふうなことが報告されております。鳥類につきましましては、営巣、ふ化、巣立ちの状況等につきまして散布の影響が認められないというふうに報告がござい

ます。  
また、薬剤散布の河川の水中残留につきまして、散布の直後には検出されますが、その後減少しまして、散布後二ないし五日後には検出限界値以下あるいはごく微量値となつておるといふ報告を受けておりました。現段階では自然環境等に大きな影響があったという事例は出ておりません。

○村沢牧君 私たちが現地調査をすると、現地ではいろいろな被害があると聞いております。たとえば、貴重な動植物への影響あるいはミツバチ、蚕に対する影響、ヒノキが枯れたと、こうも言っておるわけです。これらに對してどう説明しますか。

○政府委員(秋山智英君) 私ども特別防除を実施するに当たりましては、この散布個所の選定作業を行うに当たりまして、松林周辺の自然環境ある

いは生活環境の保全、さらには、いま御指摘の農業、漁業等に対する被害がないように十分配慮しながら行つておるところであります。過去におきましては、被害の発生等につきまして年平均二十件程度の被害が出ております。

○村沢牧君 被害がないとはいへないわけですね。

そこで、私がいま質問いたしましたミツバチ、蚕、これは当然被害があると思ひますが、ヒノキが枯れたという、こういう指摘に對しては専門家の林野庁としてはどういふ見解を持っておりますか。

○政府委員(秋山智英君) ヒノキにつきましては、スミチオンの場合にはやはりそういう被害が出ておりますが、セビモールの場合には、これは選択性薬剤でございまして、被害が出ておりませんので、薬剤をまく場合には地域の条件によつて薬剤を選択するというような方法をとつております。

○村沢牧君 それでは、ヒノキも薬剤によつては枯れるということも明らかになつたわけですから、枯れるということも明らかにしたわけですから、先ほど長官の説明の防除の対策の研究中で、天敵だとかあるいは微生物、これらに對しても研究を進めており、あるいはその実用化を図つておるというふうな答弁もあつたわけでありまして、薬剤散布によつてマツクイムシの天敵まで壊滅されてしまうようなおそれはないのか。

○政府委員(秋山智英君) いまのスミチオンによるヒノキが枯れるというのは、これは一部にございまして、薬が落ちるものでございまして、やはりヒノキにおきましてもいろいろと全国各地の品種系統が異なりますので、枯れる場合が、例が一、二ありましてほとんど薬が落ちるというふうなことではございまして、ヒノキの何かの特定品種でございまして、傾向があるということではございまして、御理解をいただきたいと思ひます。

それから天敵関係でございしますが、現在試験場等におきましてその調査をしておる中におきま

して、たまたまマツクイムシ、マダラカミキリの天敵としてアリモドキカクコムシあるいはオオコクヌストというのがございまして、これは木の皮の下に入つておいて、薬剤等の場合には被害が出ておらぬというふうなことでございまして、ただ、さつき触れましたようにこの昆虫は確かに天敵として効果があるわけですが、この二種類ともに捕食の対象としてマダラカミキリ以外のものも食べているようなこともございしますので、現段階では、マツクイムシの天敵としての昆虫としては、薬剤によつて特に天敵としての昆虫類が被害を受けるというふうなことはないというふうな試験結果言われております。

○村沢牧君 いずれにしても、薬剤の空中散布ということは被害が全然ないわけではない。あるいは住民感情としてもいいことではない。したがつて、他に有効な予防方法があるとするならば、空中散布なんというものはやらぬにこしたことはないと思ふんです。やむを得ず特別防除を行う場合にあつても、その基準は厳しく規制しなければならぬ。

そこでわが党は、この特別防除についても明文上規制すべきだという修正案も衆議院に提出したところでありまして、これもまた政府の理解することとならず、また他の党の協力も得られず、衆議院の方ではこれは否決になつておるんでありますけれども、明文上このことを規制することがどうしていけないでしょうか。

○政府委員(秋山智英君) 現在の法律のもとにおきましても、基本方針におきまして、特別防除を実施する場合、環境に悪影響を及ぼすおそれのある場合には、必要な措置を講ずることができない場合には実施しないというところでございまして、自然環境あるいは生活環境等に對しまして十分配慮した基準を定めておるというところであります。そこで、しかしながらその環境保全等に必要

な措置を講ずるならば、特別防除をする方がベターであるという場合も当然あるわけでござい

設けることは、かえってこの区域の決め方によりましては必要かつ適切な特別防除までも困難にするというおそれがあるわけでございますので、私も先ほど触れましたような形で実施をしたいと考えておるわけでございます。

○村沢牧君 わが党修正案も、この特別防除を絶対禁止をする、空中防除を禁止するという修正案ではないわけですね。ここに指摘してありますように、特殊鳥類とか、あるいは天然記念物とか、さらには家屋、学校、病院、水源地、これらの周辺の松林であって、生活環境保全のための特別防除を行うことが適当でない認められるものと、こういうふうな言っているわけですね。他との共同修正によって、基本方針にこうしたことをうたうという修正案が先ほど説明があったわけでありまして、修正案というのか、衆議院で修正されたことが説明あったわけでありましてけれども、こうしたことを法律上盛り込むというものはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(秋山智英君) 先ほど触れましたように、一律に絶対禁止の地域を設けるということとはかえって、私もいままで基本方針で十分配慮してこういうことをやっておりますし、その保全に必要な措置が講じ得ない場合には実施しないというところで基準を定めておりますので、むしろ逆に決めることによって必要な防除までもできない場合が出てくるということでありますので、むしろ私は基本方針でそれを的確に決めてやる方がこのマツクイムシをできるだけ早く防除するためにはよりよいのではないかとこのように考えております。

○村沢牧君 一律にとおっしゃるけれども、やっぱりいけないことはやっぱり一律に規制しなければいけないのじゃないですかね。場所によれば、特殊鳥類とか、天然記念物とか、家屋や学校、病院、水源地の周辺であって特別防除をやってもいいということなんでしょうか。これは絶対やってはいけないということなんでしょうか。

○政府委員(島崎一男君) いまおっしゃいました基本的な考え方については、私もそのやうな言い方ではないところについてはやはりやらないようにという基本的な考え方は持っております。ただ一つ、社会党の方で出されました案の中で、二号というのがあるんですが、その中で、「家屋、学校、病院、水源地等の周辺の松林であって」云々というのがあるんですが、こういう地域につきましては現在基本方針、それから実施通達等で、被害を及ぼさないような予防措置を講じて特別防除を実施する、予防措置を講じてもお被害を及ぼすおそれがある場合にはやらないということ、実態判断を含めた対応措置になつておるわけでござい

ます。そういうことで、客観的にはつきり決められる、社会党案でも一号にございまして特殊鳥類、それから天然記念物、こういうのは法律制度もございまして、対象区域も明確でございまして、それは現行でも実施しないとなつておりますので、それから衆議院の先般の修正案でもこの点はそのまま取り入れられておるわけでございまして、最初に触れました学校とか家屋とか、こういうところは客観的に禁止区域ということになりますと対象が明確に定めたい、しかもそれを定めてしまいう問題が生じますので、これは基本的な考えは同じでございまして、基本方針なり実施通達等で実態判断を含めて対応すると、こういう趣旨でござい

ます。○村沢牧君 「家屋、学校、病院、水源地等の周辺の松林であつて生活環境の保全のため」ということは、予防措置を講ずれば空中防除をやつてもいいといういまの説明なんですけれども、現実、具体的にどういう予防措置をするんですか。○政府委員(島崎一男君) その場所の性格等にもよりますが、現在でも基本方針で、家屋、学校、病院、それから水道、井戸、水源地に薬剤が飛散流入しないように、まず実行に当たりましては風向きとか風速に十分注意する、それから住居のあるところにおきましては窓を閉めるとか洗濯物の

取り入れをするとか、あるいは人が大ぜい集まる場合におきましては交通規制であるとか入場規制というふうな、対象地域に応じまして必要な措置をとると、こういうことをいたしております。○村沢牧君 それも十分だと思つております。十分だからいろいろな問題点が提起されたり、あるいはまた空中防除を絶対やってはいけないというふうな意見も出てくるんです。ですから、衆議院で一部修正をされたけれども、まだまだ私は十分だというふうなふうに思つております。この問題については後日また追及いたします。

それから、特別防除を行う者は特別防除によつて被害を受けるおそれがある人たち、つまり関係者の同意を得るようにならなければならないというふうに思いますが、これはどういうふうに取り扱いますか。○政府委員(島崎一男君) 同意の問題になりますと、これは法律的に同意という表現を使いますと積極的に賛成するという意思表示を取りつけないといけない、こういう問題が出てきます。その場合、そういう範囲の人の同意を取りつけるかという、そういう今度は対象になる人たちの範囲を明確化しませんと法律的な手続が全うできないということ、それから同意と言いました場合に全員同意かどうかという問題がございまして、多数決なら会議を開いてやるかあるいは投票方式でやるかという手続が出てまいりますし、不在者はどうするか、細かくいきますと一種の選挙法的な細かい規定まで法律論争としては出てまい

るといふことでございまして、実態的に理解と協力を得ることは必要であると思つておりますけれども、法律上同意という言葉を使いますと非常に厳密な意味を持つてまいりますので、緊急かつ計画的に実施しなければいけませんこの法律体系としては実行上問題があるのではないかと、こういう趣旨でござい

ます。○村沢牧君 衆議院の修正でこの点は「理解と協力が得られることとなるように努めるもの」とする」というふうな修正されているわけですね。私

たちは、やっぱり同意を得るようにならなければならぬかな重要な問題がまた出てくるというふうな思ふんですけれども、「理解と協力」ということは、仮に同意を得られなくても進めていくということにもつながると思つておりますけれども、この辺はどういうふうな解釈をしますか。

○政府委員(島崎一男君) それは行政執行上の良識の問題であらうかと思つております。○村沢牧君 それでは法律の解釈にならないですね、良識の問題というだけでは、「理解と協力」、もう一回答弁してください。

○政府委員(島崎一男君) 少し短い言葉で結論めいたことを申し上げまして誤解を受けたかもしれないが、この点は衆議院で修正されました「理解と協力」、それから附帯決議等にもいろいろ書いてございまして、基本方針、それから実施通達、できる限り客観的に行政執行上の基準が明らかになるように行政次元的に可能な限りの方針を明確化したしまして、その方針に従つて実行する際には最終的には行政執行上の良心に従う、こういうことではないかと思つております。

○村沢牧君 そこでもう一点、この特別防除を行う場合には利害関係者の意見を尊重するということも、実施時期やその他必要な事項を周知徹底しなければならぬというふうに思いますが、これはそのことをこの法律上どこかで明らかにしているんですか。○政府委員(島崎一男君) これは、「理解と協力」を得るようになつて法律にございまして、その「理解と協力」を得るためには周知徹底が前提になりますので、八条の修正案を受けながら私は周知徹底に努めたいと思つて、それから附帯決議でもこれは必ず周知徹底が入つておきますので、それに即しまして、実行段階におきまして是なりあるいは逐次実施計画については市町村段階におきまして推進連絡協議会あるいは説明会その他、パンフレット、広報車というよう

○村沢牧君 この法文上のことについては質問を保留しておきますから、まだ日もありますから、後ほどまた追及してまいります。

それから、今回の法改正に伴って樹種転換を積極的に行っていくという形になってきたのですけれども、先ほど長官の答弁で、いろいろな樹種を検討しているというふうな説明があったわけですが、その樹種は実用化に向かって成果を上げていくのかどうか。その場合の融資や助成措置はどうなるのか、これを簡潔に答弁してください。

○政府委員(秋山智英君) 激甚の被害の地域によりましては、機能を確保すると同時に、やはり感染源をなくするという面で林種転換を今回積極的に取り組んでいくように思っています。

そこでまず、このマツクイムシ被害地の緊急造林事業でございまして、これを中心として現在在の土地の条件に応じて杉、ヒノキ、それからクスギ等の植栽を行う場合、この場合には大体補助率も五割でございまして、

それからもう一つ、林木の成長が比較的悪いような立地条件の悪い林地につきましては、土壌条件等の改良を行いつつ、ヒノキ、場合によっては肥培樹種を植えるというようにございまして、これは特殊林地改良事業で実施しておりますが、これは十分の七の補助でやります。それからこの融資といたしましては、これは非補助と補助と二つに分かれておりますが、この補助の場合にはまず下刈り、植栽等につきまして六・五割でございまして、それから非補助の場合には三・五割、それから償還期限も一般には三十年以内でございまして、

それでもう一つ、林種転換を進める場合の造林樹種等の指導はこれはA GとかS Pに指導させるわけでございますが、今後の問題として松をどうしても植えないければならぬという地域につきましては、若干時間がかかりますが、五十九年ごろから選抜育種あるいは交雑育種によりましてところの抵抗性の強い松を植えるように持っていきたい、かように考えております。

○村沢牧君 いずれにしても、林野庁の対応は非常に遅いですね、技術の開発にしても樹種転換にしても。もう少し促進をしなければならぬというふうに思いますが、その点は強く指摘をしておきます。

それから森林の病害虫はやはり樹勢の弱った林木や保育環境の不十分な人工林に多く出ていることはこれは御承知のとおりだというふうに思っています。したがって、松枯れ対策を講ずるためにも、間伐だとかあるいは生産基盤を強める必要がある。さらにはもう一点は、この枯損木の処理ですが、ね、経済的な価値を、利用方法をやっぱり検討しなければいけない、そうすることによって重要な課題である国産材の自給率を高めていかなければならぬというふうに思いますが、これらについてはどういう対策を講じますか。

○政府委員(秋山智英君) やはり基本は、何と申しましても活力ある森林を造成するということが基本でございまして、そういう面からやはり積極的に間伐等をして健全な状態に持っていくということがこれは非常に重要な問題だろうと思っております。したがって、下刈り、除伐、間伐等を行いつつ活力ある森林をつくるように、これはいま施策もいろいろ総合対策が出ておると思います。さらに被害木については、有効に活用し得るような体制をつくることとがきわめて重要でございまして、あわせてこの問題についてもさらに積極的に進めてまいりたい、かように考えているところでございまして、

○村沢牧君 それから、この伐倒除却ですね、あるいはこの林種転換、これらを進めていく実施体制をやはり整備をしなければならぬというふうに思っています。私は、そのためにこの森林組合に期待をする面が大きいわけなんです、森林組合がこの対策の中核となって取り組むことによつてさらにこの有効な措置を講ずることができるといふふうに思いますが、また同時に、これが森林組合自体の事業の拡充にもなってくる、どのように

の森林組合の活動に期待をしておるのか、森林組合の育成ともあわせて、このマツクイムシ対策についてひとつ見解を示してください。

○政府委員(秋山智英君) このマツクイムシ防除に当たりましては、やはり森林組合の作業班、あるいは素材生産業者の方々に負うところがきわめて大きいわけでありまして、最近、森林組合におきましても作業班の員数もだんだんとふえてまいってきております。

それから現在の森林組合法におきましても、マツクイムシ防除はやはりこの森林組合の本来の仕事であるというふうに決められておりますので、さらに、私どもは組合に対する協力要請を行うと同時に、その活動を活性化するための措置も進めてまいりたい、かように考えておるところであります。

○村沢牧君 そこで、森林組合の作業班の話も出たんですけれども、やはり伐倒除却をするについても労働力の確保がいま重要になってきておるわけですね。国内林業が不振の中で、民間労働者の雇用も深刻な状態に置かれておるわけですから、こういう指導をしなければならぬというふうに思いますが、雇用対策と松枯れ対策について、どういう指導性を発揮しますか。

○政府委員(秋山智英君) 現在も森林組合活動をより活性化するための予算もございまして、さらには最近ではグリーンマイスターと呼んでおりますが、今後の林業従事者をより資格を持って積極的に当たるための措置もとっておりますし、さらには五十七年度からは作業訓練システムを新たに導入しまして、森林組合の林業に従事する皆さんの資質の向上もふやすべく努力をしておるところであります。

いづれにいたしましても、このマツクイムシ防除をするに当たりましては、森林所有者の組織する森林組合の活動がきわめて重要でございまして、さらに一層この必要な労働力が確保できるように対策を進めてまいりたい、かように考えてお

るところであります。

○村沢牧君 ばつぱつ私の持ち時間が終わりになりましたので、問題点を残しつつ質問を詰めてまいりますけれども、この法律が成立すると、農林水産大臣は基本方針を定め、都道府県知事はこの基本方針に基づいて都道府県実施計画をつくり、市町村はこれを受けて地区実施計画をつくらなければならない、このようにいろいろと計画の作業が急がれるわけでありまして、この場合、マツノマダラカミキリの活動する前にこれらの計画がすべて完成をすることがどうか、あるいは県の計画が国の基本方針に合致しない場合にはどういう調整をしていくのか、また、地区実施計画は地元の判断を重視しなければならないというように思いますが、これも、これが国の基本方針なりあるいは県の計画との調和、チェックはどういうふうにして進めていかれますか。

○政府委員(秋山智英君) マツクイムシ防除の時期が、やはり五月に入りますとこれは早急に実施しなければならぬわけでございますから非常に緊急を要するわけでございまして、したがって、まずは私も四月に入りますと、必要な段階になりましたらば、この中身につきまして十分徹底を各都道府県に對しましてすると同時に、各都道府県におきましても関係市町村につきましてこの防除の趣旨とやり方につきまして、基本方針から都道府県の実施計画、さらには地区の実施計画が十分連携をとりながら各種の防除方法が効率的になし得るよう早急にそういう意味での会議等を持ちながら対処してまいりたい、かように考えておるところでございまして、

○村沢牧君 実施計画を急ぐことは当然なんですけれども、地区実施計画をつくるについては、やはり先ほど来指摘をしておりますように、地元の関係者の意見も聞かなければならないし、地元の判断を重視しなければならぬわけですね。その場合、地区実施計画ができないから、たとえば特別防除もことはできませんよというふうになるのか、地区実施計画はできなくても予定をしている

特別防除等は進めていくのか、その辺はどうなんですか。

○政府委員(秋山智英君) すでに全国で四百市町村につきましては、この法律はございませぬが、やはり自主的にマツクイの防除の計画を立てながら進めていかなきゃならぬという体制で現在進めてまいっておりますし、各県でもそういう指導を進めておりますので、体制は順次できつつあるというふうに私も理解しておりますのでございませぬ。したがって、期間は短うございませぬけれども、十分徹底をし、地区の実施計画ができるように指導しながら、連携をとりながらやはりその森林所有者自身がみずから守るという御理解をさらに深めながら、ぜひとも各計画が連携調和をとりながら進めていくようにしてまいりたい、かように考えておるところであります。

○村沢牧君 最後に、大臣に質問して終わりますけれども、過去五年間、現行法に基づいて対策を実施したけれども、当初の期待どおり成果が上がっておらない、その反省について私はきわめて不十分だと思う。そしていま二時間、林野庁長官からもいろいろ答弁を求めたわけでありましてけれども、林野庁の対応はいろいろな面でもやっぱりおいてあると思うんですね。五年間いまだでやってきましたから、そして法律を改正しようとするんですから、もっと促進をしなければならぬというように思いますが、この法律を制定して、ともかく五年間にはマツクイムシがなくなるように対策を積極的に行っていくということについて、大臣の決意をもう一回伺いし、質問を後日に残しまして、私の本日の質問を終わりたいというふうに思います。

○国務大臣(田澤吉郎君) これまで五年間、もちろん五十三年の異常気象というものが大きな原因で今日被害が拡大しているわけでございませぬが、私たちとしては、過去五年間の実績を踏まえて、今後特別防除あるいは伐倒駆除等の対策を徹底いたしまして、これからの五年間に必ずこの被害の

終息ができるように努力をいたしたい、かように考えておりますので、今後とも御協力をお願いしたいと思っております。

○委員(坂元義男君) 本案に対する午前の質疑はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩をいたします。

午後零時二十八分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(坂元義男君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○議員(坂元義男君) 質疑のある方は順次御発言を願います。

○議員(坂元義男君) 午前中の質疑に引き続き、午後の質疑に入るわけでございませぬけれども、最初に、今回の法改正について五十二年間にできた現行法から見ますと題名が変わるわけでございませぬ。この変更について緊急かつ総合的に推進するための特別法という趣旨ということだが、この目的の範囲を広げる理由、そして具体的にどんな効果をねらっているのか、その点を最初にお伺いいたします。

○政府委員(秋山智英君) 現行の法律によりまして五年間実施してまいったわけでありますが、現行法におきましては特別防除を中心としたしまして、それに伐倒駆除という形でやっておりますところでありまして、この五年間の実績等を見てまいりますと、やはり特別防除を行うと同時に、被害を受けた松林の転換を含めまして総合的にその各般にわたるところの対策を緊急に実施しなされるという趣旨で今回松くい虫被害対策特別措置法を定めることにいたしましたわけですが、マツクイムシの被害対策を計画的に総合的に実施するということ、そのために農林大臣が定める基本方針、それから都道府県知事が定める都道府県の実

施計画の内容を拡充いたしまして、さらには防除の完壁を期すためには森林所有者等の自主的な対策を進めるために市町村におきまして地区の実施計画を策定し、これに基づきまして自主的防除を推進してまいると、こういう考え方でございませぬ。

そこで、過去の実績にかんがみまして、やはり被害の蔓延している地域におきまして公益的機能の高い保安林のようなどころ、あるいは被害の拡大を防止していくためにどうしても重点的に防除しなければならぬというふうな地域につきましては特別伐倒駆除という方法によりまして伐倒し、かつそれをチップ化あるいは炭化するというふうなことを考えておるわけでございまして、これらの方法を総合いたしましてできるだけ早く被害を終息に持たせたいというふうに考えております。

○議員(坂元義男君) 過去の実績を含めてというお話がございましたけれども、防除は間に合わなくなつた。したがって、よりベターな方法ということでは反省の意味も含めてこの題名が変わつたんじゃないかなと、こういうふうな推測するわけでございませぬけれども、この五十二年間の現行法の制定において、法第三条には五十年間においてマツクイムシが運ぶ、いわゆるマツノマダラカミキリが運ぶマツノザイセンチュウ類による松林に発生している異常な被害が終息することとなるように云々、こういう目的が掲げられておるわけですね。このことについて当時の記録を見ると、本当にこの五年間でできるのかどうかという議論がたつさんされております。その議論の中で特別防除、すなわち空散をやつて五十年間でどうなるのかというこの問題については、政府の方は、記録を讀みますと一貫して大体終息型になると、このように言っているわけですね。たとえば五十二年の四月の七日の記録でございませぬけれども、ちよつと長くなりませぬけれども、記録を讀ましてもいろいろ意味なのか、と、こういう質問に対して、「私

どもは、昭和四十八年以来、空中散布によりましてマツクイムシの防除を実験的に実施いたしております。その結果によりまして、私も被害地と称しておりますけれども、これは五割以上の被害が出ている地域でございませぬ。これは、大体三年まけば終息型になり得る。それから中害地、これは五割以下でございませぬが、一割以上のものについては二年程度まけば終息型になり得る。さらに被害地等におきましては、一カ年でおおむね終息型になり得るという実験データを持っております。」と、これは政府が言っているんですね。「したがって、現在被害が出ております四十五万ヘクタール」これは五十二年時点ですね、「のうち、空中散布によりまして約二十六万ヘクタール見込んでおりますけれども、それを重要なところから、緊急度の高いものから五十二年度から実施いたしまして、五十六年度にはすべて終わるという形で対応すれば終息型に誘導し得るというふうに考えております。」これが答弁です。これに対しては、それじゃ、「あなたの方のこの計画が予想どおりいかなかった場合に、その後の対策はどういうことを考えておられるのか、どうしようとおっしゃるのか。」こういう質問が重なりまして、これに対して政府の答弁は、先生方がおっしゃる通りに、自然、天然現象の中には予測し得ないものも起き得るかもしれませぬ。しかし、私どももいたしましては、過去四年間やってまいりました経験をもとにいたしまして、それぞれ重要林地というのを見きわめながら対応していけば一応五年間ではおさまるという確信を持っております。今度の計画を出しておりますわけですね。この答弁になっておるわけですね。しかし、あれから五年、現実にはどうかというところ、たかさんの予算を使いながらいろいろ努力しているのは認めますけれども、現時点においては依然として被害は、おさまるところが少なくてますます進んでおるわけですね。北海道、青森を除く全県下に蔓延しておるような状況になっておるわけですね。このような状態までしたというのは、これは政府の責任

ではないか。こういうことを言いながら、こういうふうになつてゐるわけです。もちろん天然現象もあるでしょうけれども、この反省を大臣どうされてゐるのか。林野庁長官、担当ですから、お二人の方にお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(秋山智英君) いま先生御指摘のとおり、五十二年の審議におきましてはそういう発言があつたと記憶しておるわけでありまして、林野庁といたしましては、成立以来鋭意その防除に努力をしてまいつたわけでありまして、このやうな五十三年度の異常現象と申しますか、高温少雨というふうな予期せざる天然現象によりまして、やはり従来ほとんど被害がなかつた地域に拡大するといふやうなことが、あるいはかつて軽微であつた炭城、栃木その他の地域におきまして、爆発的にその被害が出てまゐるというやうなことが実は起きたわけでありまして、その後林野庁といたしましては、これらに対応しまして五十三年には予備費を五億投入いたしまして伐倒除根にそれを充當するといふやうなことが、さらには被害の激しいところにつきましてこの感染源をなくし、あるいは森林の機能をより今度確保するために樹種転換をするとか、さらには災害防止のために治山事業を緊急導入するとかいふやうな方法を講じながら対処してきたわけでございます。

しかしながら、一部におきましては計画的に——もちろんこの特別防除をした地域はこればかりに現在、これは保安林等でありまして、保全されておるわけでありまして、その地域の皆さんからはそれなりの評価を受けておるわけでありまして、いま触れましたように、全体的に見ますと従来被害のなかつた地域あるいは軽微の地域に異常に拡大を遂げたといふ実態があるわけでありまして、また、特別防除につきましても、当初計画に對しましてこの実行が、当初二十六万三千ヘクタール計画したわけでございますが、自然環境、生活環境への配慮とかあるいは農業、漁業への被害の防止というやうな面から、実行が二十万ヘクタール弱に落ちたといふやうなことが、さ

には異常現象による被害のために普通の伐倒除根ではなかなかその効果が十分でないという面もございまして、私もどなたもいたしましては森林審議会の中にマツクイムシの対策のための部会を設けまして、今後これを終息に向けるためにどうしたらよいかといふことをいろいろと論議を重ねた結果、先ほど触れましたやうな考え方、今後鋭意あらゆる防除方法を導入しながら、被害の実態、林地の状況等も考えながら総合的に防除体制をしき実行して、できるだけ早くこの終息に持つていきたいと、こういう考え方であるところでありま

○国務大臣(田澤吉郎君) 五十二年の現行法を制定した当時の事情につきましては、いま審議会御指摘のとおりでございます。五十二年のこの現行法を制定する当時、四十八年以來の五年間の経緯を踏まえてのことでございます。しかし、その当時の防除技術とマツクイムシの現状から言つて、五年間で終息できるという固い決意で農林水産省としては五年間これに取り組んでまいつたのでございまして、まあ実態は五十三年度の異常天候を契機にいたしまして、ますますその被害が拡大するといふ状態を生んだわけでございます。まあ実際五十二年以來五年間の防除対策を進めなかつたならばもっと拡大しただらうと思ふのでございまして、そういう点ではそれなりの私は大きな成果があつたと思ふんです。しかし、このいま特別防除、いわゆる予備体制だけではなかなかこのマツクイムシの現状といふものは処理できない、被害を終息することはできないという現状に立たされたものでございまして、私たちが過去の五年間を十分責任を感じます。それだけに、その責任を果たすためにこれから五年間は、先ほど長官から説明申し上げてゐるやうな

○鶴岡洋君 それでは、この改正法にも出ておりますけれども、第三条ですが、五十年間に「終息する」とともに、松林の有する機能が確保されることとなるよう」と、こういう条文がありますけれども、この新法による松林の保護はどの程度期待しているのか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

いま長官がおっしゃつたやうに、現行法、今度新法と変わるわけでございますけれども、特別伐倒とかきめ細かい実施計画とか、そういうことを言われておるわけでございますけれども、完全に終息できるという見通しをこの五年間持つてゐるのかどうなのか。それとも同じやうに、五年間が過ぎたがその結果だめだつたと、こういうふうな、そのときにはまた再検討しよう、という二段構えであるのか。この辺もう一度大臣のマツクイムシ防除の決意をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(田澤吉郎君) 私は、今日の防除技術を基礎にして、また過去五年間のこのマツクイムシ被害の状況等を判断して、これからいづゆる特別防除、あるいはまた伐倒防除、あるいはさらに樹種転換、市町村のいわゆる実施計画等で市町村も参加していただく、こういう総合的ないづゆる計画によりまして、私は必ず五年間に終息できるものと、こう思ひます。

ただ、自然現象がまた新たなものが生ずるといふことも考えられますけれども、私たちは過去のいろいろな経験も踏まえながら、今後自然現象に對しても対応したいと、こう思ひまして、今後で

○鶴岡洋君 それでは、数字の上から見ますと、私は松枯れの激増といふのは終戦後ずっと見てみると何回かピークがあつたやうに思ひます。まず二十一年から二十五年、これは第一回のピークではなからうか。その後、三十一年から三十三年、これが第二回のピークではなからうか。このときは数字の上から百万立方。それから四十六年にこのマツクイムシのいわゆるサイエンチュ

ウ、これが発見された、これは大発見であつたと思ひますけれども。それから四十八年から空中散布が始まつて、この辺が第三回のピーク。それから、いま大臣の言われた五十三年度、五十四年度、これは天然の異常現象といふのはあるとは思ひますけれども、これがもう第四回のピークではなからうか。こういうふうに見ていきますと、資料を見ると被害面積は五十年三十八万八千ヘクタール、それから五十一年度四十一万八千、五十二年四十三万八千と、特別措置法施行後の五十三年度には五十五万八千ヘクタールと急増しておるわけでございます。

一方、被害材積、この推移を見ても急激な増加になつておるわけです。ちなみに数字を申し上げますと、五十年度が百七万立方メートル、五十一年度が八十万立方メートル、五十二年度が八十一万、こうなつておりました、やはり特別措置法施行後の五十三年度は二百七万立方メートル、五十四年度は二百四十三万立方メートル、こういうふうな五十二年度から見ると約三倍になつてゐるわけです。その数字が示すとおり、被害面積、被害材積ともに脅威的な悪い方の伸びになつておるわけでございますけれども、これはどんな、——いま大臣がおっしゃるやうに当時といふとは空散の方法も違つていふし、またやり方ももちろん違つていふし、いろいろよりベターな方法でやる、こういうふうな言つておられますけれども、特別防除、この効果は余りなかつたように私は感じるわけでございます。この点について、しつこ

○政府委員(秋山智英君) 私ども特別防除の効果につきましては、三十二年度の都府県で実施しております、五十二年以來この効果につきましては定

ておるわけでありませう。

それから、一方具体的な個所で申し上げますと、特別防除を計画的に実施してまいりました保安林、たとえば静岡県の千本松原とかあるいは佐賀県の虹ノ松原とか、そういう特に重要なところにつきましては地域の皆さんが非常に協力的にこの特別防除に協力していただいておりますわけですが、そういうところにつきましてはそれなりの成果を私は得、現在それなりの評価をいたしておるわけでありませう。しかしながら、やはりちよつと先ほど触れましたように、防除をするに当たりまして地域の環境保全等のため、あるいは農業、漁業の被害防止のために実行できなかったというふうな面もありまして、なかなか当初どおり計画できなかったところもあります。

それからやはり異常気象につきまして特に触れたわけでございませうが、まあ茨城、栃木、静岡、愛知、鳥取というふうなところにつきましては、確かに五十三年の高温少雨というのは測候所開設以来初めてというふうな例もあるぐらいひどいものであったわけでありませうが、そのところにおきまして、茨城ですと五十二年には二万七千の被害が五十三年に七十四万二千と、こういうふうな二八倍にも及ぶ被害が出てまいっておりますし、栃木の場合には五十二年が五百立米が五十三年に二万四千立米というふうな被害が出ておるわけでありませう。

空中防除の面積でございませうけれども、これにつきましては茨城におきましては五十二年に二千、それから五十三年も二千三百、五十五年になりまして体制等ができて七千四百ふえましたが、そういうふうな被害面積に対しては空中面積は非常に少ないわけでありませう。また栃木等におきましてはやはり空中面積は少ないこともございまして、これらも含めまして考えますと、茨城の場合には空中散布もできない地域も、何と申しましか、農業と森林が接している部分が多いとかいうふうなこともございまして、やはりこれからの防除の完璧を期すためには、これはやはり特別防

除をすると同時に、地上において徹底した伐倒除を進め、しかもこれは地域の皆さんと一緒に進めて進めるというふうな体制をしなければならぬという結論に達したわけでありませう。やはり空中防除そのものはそれなりの私は成果が上がっているものというふうな理解しているところであります。

○鶴岡洋君 この空中防除に関しては、いま申しましたように私はまだ疑問を持っております。またこの点については自然を守る会という諸団体から、さらに学者等から、各方面からいろいろ意見が寄せられております。虫や病気を防ぐために薬を使い、効果があればいいと、こういうことでは私はないと思ひます。当然いま言ったように、自然の環境や人体に与える影響、これを慎重に考慮しながら実施すべきだと私は思っております。

そこで、薬以外に松枯れを防ぐ有効な防除策はないのか、これももちろん研究されていると思ひますけれども、たとえばカートリッジ方式とか天敵だとか、いろいろ防除の方法はあると思ひますけれども、この点については政府の方はどういうふうな研究を進めておられ、また、どういう考えを持っておられるのか、この点いかがでございませうか。

○政府委員(秋山智英君) 当面の防除の方法といひましては、何としても非常に異常発生でございませうので、予防的に特別防除をすると同時に、地上におきまして伐倒あるいはこれを焼却、チップ化というふうなことをし、あるいは品種転換をするというふうなことでやらなかならぬと思ひますが、やはり長期視点に立ちますと、先生いま御指摘のとおり、やはりいろいろの方法を導入していかなかならぬというふうな考えでおります。

そこで、いままでもそういう面で天敵あるいは選抜育種その他各般の方法を講じてやっておりますわけでありませうが、その二、三の例を申し上げますと、まず、マダラカミキリがあるのにおいよつて誘引されるというふうなことの性格を生かし

まして、誘引剤を利用して集めて、それを撲滅するというような方法、それから天敵としましては昆虫もございませうし、カビその他もございませうで、そういうものを有効活用する、それから直接立木に薬剤を注入するとかその他、そういう方法もこの際長期の視点としてやつていかなかならぬということ、現在林業試験場においてやっておりますわけでありませうが、誘引効果の大きい物質も大体わかりましたし、また、天敵微生物、特にマダラカミキリの天敵微生物につきましては有効でございませうので、細菌の一種としましてセラチア菌というふうな菌、これは細菌でございませうが、それからカビの一種でございませうが、ボーベリアパシアーナ菌というふうなのが非常にこれには有効である、これは増殖の可能性も非常に人工的にできますので、これらをやるとか、さらに樹幹注入剤としましてバイジットSO体というものが非常にこれは効くというものでありますし、また、土壌処理剤としましてダイシストンというものが有効であるというもので、いずれもこれらの問題につきましては実用化の方向に向かひまして野外試験を現在国立の林業試験場並びに公立の林業試験場等で協力体制をとりながらやっておりますわけでありませう。

それからもう一つ長期の問題といひましては、やはり松を切った後に松しか植わらぬ地域もあるわけでありませうので、こういう地域につきましてはやはり抵抗性の強い品種をつくり出さなかならぬ、こういうことで二つの方法を現在とつておるわけでありませう。一つは選抜育種と申しまして、マツクイムシの被害が非常に激しい中におきまして被害を受けずに残つておるものの特に関西、四国、九州等から二万五千個体選出しまして、それからいま、さらにザイセンチュウ接種なんかをやりながら、ようやく五百のクローンにおきましてそういうものが非常に有効であるとはつきりいたしましたので、これをもとにいたしまして将来抵抗性品種をつくりましてまいらう、こう考へておるわけでありませう。

それからもう一つ、これは交雑育種でございませうが、日本の松と中国の馬尾松という松のF<sub>1</sub>が、これが非常に抵抗性が高いということがわかりまして、四十七年以來検討しているわけですが、ようやくこれにつきましても品種として固定できまして、まず当面はこれを五十九年ごろ海岸等におきまして植えていかならぬ、さらに将来はこれを採種林をつくりて大々的に進めてまいらうというふうなことで現在計画をしているわけでありませうが、林業と申しますと、なかなか長期にかかると性格を持つていて関係もございましてすぐには出てまいりませんが、私もどなたもいたしましては、そういうふうな長期視点に立ちましての各種の防除技術も現在開発し、実行にできるだけ早く移せるように進めていこうと思ひます。

○鶴岡洋君 先ほど大臣は空中散布をやらなかつたらもう被害がふえたんじゃないか、こういうふうにおつしやつておりましたけれども、この五年間で蔓延した状況から見れば松枯れ対策については完全に私は失敗したんじゃないか、こういうふうな考へておるわけでありませうけれども、大体四十六年にマツノマダラカミキリ、これが運搬屋となつて、そしてザイセンチュウを運んでいわたる松枯れが起きます、こういうメカニズムを発見したわけでありませう。先ほど言つたように、これは大発見でもあり、確かにそうかもしれないけれども、それから四十六年ですと、六年たつて五十二年にこの現行法が制定された。それからさらにこゝとして五年たつておるわけでありませう。こういうことを考へてみると、本当に研究が私はおくれているんじゃないかと思ひますし、やつたこと自体について失敗したんじゃないか、こういうふうにも考へるわけでありませう。ましてこの五年間で合計二百七十三億二千三百万円、これにお金を投じているわけでありませう。金の大小は論ずるわけじゃないけれども、いすれにしても三百億円近くの国費を使つてその結果が現在のような状況になつておる、この点について防止対策に誤りがあつたのではないか、こういうふうな私は思つて

それからもう一つ、これは交雑育種でございませうが、日本の松と中国の馬尾松という松のF<sub>1</sub>が、これが非常に抵抗性が高いということがわかりまして、四十七年以來検討しているわけですが、ようやくこれにつきましても品種として固定できまして、まず当面はこれを五十九年ごろ海岸等におきまして植えていかならぬ、さらに将来はこれを採種林をつくりて大々的に進めてまいらうというふうなことで現在計画をしているわけでありませうが、林業と申しますと、なかなか長期にかかると性格を持つていて関係もございましてすぐには出てまいりませんが、私もどなたもいたしましては、そういうふうな長期視点に立ちましての各種の防除技術も現在開発し、実行にできるだけ早く移せるように進めていこうと思ひます。

いるんですけれども、この点についても一回どのような反省をしておられるか、お聞きしたいのであります。

○國務大臣(田澤吉郎君) 先ほど申し上げましたように、やはり五十三年の異常気象というものが被害を大きく拡大したと思うのでございます。それに加えて、やはり特別防除の実施の面での制約、たとえば、環境保全等に対してあるいは他の産業との影響等を配慮しますという、特別防除も適期にやはりこれを実施しないとなかなか効果が出てこない。その適期を失しないように一番有効にやるということ等がある程度のやはり限界があったのじゃないだろうか。また、伐倒木の駆除処理についてもいままでは大抵燃料とか、薪炭材に松はずいぶん使われたのでございますが、その後燃料の変化によりましてこの被害木の活用という面がかなり低下したと思うんですね。でございますから、そういう面もさらには拡大の要因に私はなつたと思うのでございまして、したがって、今後私はやはり自然現象によつて大きく拡大し、それに伴いますいろいろな限界が大きな被害を生んだと思いますので、こういういわゆる過去の経験というものを生かしながら今後の対策に当たりたい。したがって、当時の私は防除技術の面から言つて、やはり林野庁が考えた計画というものはその当時としては実態に合ったものだと思うのでございまして、その後の自然現象が主たる原因になつてそれに拡大のいろいろな要素が加つて異常発生を見たということでございますので、確かにそういう点では私たちは責任を感じます。しかし、先ほど申し上げましたように、特別防除をもしなかったとするならば私はもっと大きな被害が発生したのじゃないだろうか、こう思いますので、そういう点では、私はそれなりに特別防除は大きな効果があつたと見て差し支えない、こう思います。今後、私たちは責任は十分感じますので、その責任を今後の五年間に果たしてまいりたいと、かように考えておるのでございます。

○鶴岡洋君 それでは端的にお伺いしますけれども、

【委員長退席、理事宮田輝君着席】

こういうふうな広がつたのは天候の異常現象というふうなお話もありまされども、その根本原因は何だと、どういふふうな思つておられますか。○政府委員(秋山智英君) 松の枯損の原因につきましては、マツクイムシの被害による部分以外にも、ツチクラゲ菌とか、あるいはマツノタマバエ等の病虫害等があるわけでありまして、四十三年以来林業試験場におきまして、異常に爆発的に被害の発生する原因は何かということを中心にして、根の根の根の方からのアプローチ、土壌の理化学的問題、あるいは根を加害するクロカミキリとか、あるいは微生物の接種試験、その他各種の方法をやつてまいつてゐるんですが、いろいろこれらのを消去していきながら最終的に結論を得たのが、やはりこういう異常爆発的な被害というものは、マツノマダラカミキリとザイセンチュウがもたらす被害であるという結論に達したわけでありまして、私もやはり現在のこの被害状況にかんがみまして、できるだけ早い機会にあらゆる方法を使いまして、合理的な効率的な方法をかみ合わせながら、総合的に対処していくためのまずその対象といたしましては、このマツノマダラカミキリ、ザイセンチュウによる異常型枯損であるというふうな考えておるところであります。○鶴岡洋君 究極は、ザイセンチュウを運ぶカミキリが原因であると、こういうふうな農水省は思つておるようでございまして、一説によると、その前の段階として大気汚染によるものと言われているわけでございます。これも五十二年のときの議論の中にあつたわけでございますけれども、当時は、いま総理大臣の鈴木総理大臣が農林大臣でありまして、そのときにおつちやつた答弁の中に、今後は林業試験場等の政府機関を総動員して研究、対策を立てていくと、こういうふうなお話もございました。大気汚染ということもございいますし、それから、一説によれば人間が運ぶん

じゃないかと、そしてこの被害を拡大してゐるんじゃないか、こういう説もございまして。その証拠に、ある学者が言うのには、幹線道路沿い、これが非常に被害が多くなつておる、東北方面は気候の関係で大体蔓延する速度がおそい、またなかなか蔓延しにくいと、こういう話もございましてけれども、幹線道路沿いは確かに分布図を見ても非常に多くなつてゐる。

そういうことでお伺いしたいのは、今後もしいろいろな環境によつて、こういうふうになるわけでございますけれども、今後の対策としてどんな具體的に用意があるのか、これを確認しておきたいんでございまして、どういふことをされようとおるのか。

○政府委員(秋山智英君) 今後の進め方といたしましては、やはり総合防除という考え方でこれを立てておりますので、まずは、五、六月のマダラカミキリがザイセンチュウを腹に入れて飛ぶころに特別防除によりまして、まずマダラカミキリが松の木を食べるときにそれを散布しまして、食べさせて殺すというふうな方法をとりまして、しかる後に秋になりまして、これは特別防除全部でできませんから、その場合には、保安林あるいはそれに準ずるような公益機能の高い森林とか、あるいはこれから先被害を蔓延さしてはならぬというふうな先端地域につきましては、特に特別伐倒防除をいたしまして、これをなくすと同時に、それ以外

の地域につきましても普通の伐倒防除で対応する。その場合におきましても、やはり国、県、市町村、森林所有者の皆さんが一体となつてやるような仕組みをつくつて進めてまいりたいと思つてます。なお、普通林におきましてこの災害が相当ひどくて、このままですとほとんど木がなくなるようなところにつきましては、むしろ林種転換をいたしましてこの感染源をなくすと同時に、森林の機能を早期に回復するような手だても講ずるといふふうな、あらゆる方法を駆使したりしまして、その地域の被害の実態、立地条件等に合つた防除体制を進めてまいりたいという考え方でござ

います。

○鶴岡洋君 まあ、あるところによると、空散に使用しては薬剤はマダラカミキリ成虫には効果がないと、そればかりか、自然界の生態系を破壊する意見もあることはあります。

林野庁は林業試験場に対して、松枯れと大気汚染に関するいわゆる研究の中止を七一年に命令したと、こういうふうにも私聞いておりますけれども、これは事実なのかどうなのか。七一年にいわゆる大気汚染に関する研究を中止した——中止したとすれば、出した理由はなぜなのか、この点はいかがですか。

○政府委員(秋山智英君) 林木の生育に及ぼす大気汚染の影響等に関する試験研究につきましては、国立の林業試験場で現在も継続的に経常研究の一環としてやつてまいつておりまして、中止をさした事実はいません。

○鶴岡洋君 わかりました。過去五年間空散してきたわけでございますけれども、予想を超える被害が全国各地で続発しております。新しい薬剤開発の研究に着手し、早急に対策を考えるべきだと、こういうふうな思ひますけれども、今後とも空散にはいままで使つたスミチオン、それからセビモール、これで行くのかどうなのか、この辺はいかがですか。

○政府委員(秋山智英君) いま、先生御指摘の薬剤は、現在特別防除に使つてゐるわけでございますが、これは農薬の検査におきまして薬効、薬害等につきましても厳重な検査を実施した上で登録され、実施されたものでございまして、十分その効果を私どもはあらと確認しております。この特別防除の効果につきましては、昭和五十二年以来特別防除を実施しておりますところの三十二県におきまして、今日まで経年的と申しますか、にその被害が特別防除によつてどう変わつてきてるか、これは実施したその被害率の調査におきまして、年々低下を遂げてまいつておるわけでありまして、事実また特別防除を計画どおり適切に実施してまいりました保安林、景勝林につきましてはそ

れなりの効果が十分上がつておるわけでござい

す。  
○鶴岡洋君 スミチオンの薬剤散布でございすけども、この効果についていいますか、二週間とか三週間とか、こう言われますけども、林野庁の方ではどういふふうに、どのぐらいの期間効果があ

る、このように思っておりますか。  
○政府委員(秋山智英君) スミチオンにつきましては一ヘクタール当たり一・五キログラムのこれは薬剤を六十リッターに薄めてまいてるわけでござい

ますが、これが一ないし二PPMが残存して

いますと大体一週間で虫が死ぬわけでござい

ますが、その効果につきましては約三週間というふう

に見ております。

また、セビモールにつきましては、五ないし一

PPMの濃度で一週間で虫は死ぬわけでござい

ますが、それも約三週間の効果があるというふう

に実験結果から出ております。  
○鶴岡洋君 細かくなりますけれども、三週間とおつしやると二十一日間です。マツノマダラ

カミキリの羽化という四月下旬から五月、六月ぐ

らいまでにかかって行えというこのデータが出て

おりますけれども、日本列島は長いわけでござい

ますし、沖縄から、いま青森、北海道はありませ

んけれども、東北にかけて非常に——桜前線にし

ても大体二カ月ぐらゐ幅があるわけです。また、

急に暖かくなったということもございまして、そ

ういういわゆる較差があるわけです。さらに山と

いうのは広範囲でございまして、山は低いところ

もあれば高いところもある、そういう標高の較

差もあるわけです。したがって、大体まわりの二

回と、こういうふうになっておりますけれども、

その三週間から、出っ張るというんですか、そう

いう可能性もある。もしそうだった場合には三週

間の効果というのはこれは効き目がなくなつてく

ると、こういうふうになりますけれども、この点

はどういうふうにご考へておられますか。  
○政府委員(秋山智英君) 特別防除をするに当た

りましては、発生予察事業というののございま

す。  
○鶴岡洋君 スミチオンの薬剤散布でございす

けども、この効果についていいますか、二週間とか三

週間とか、こう言われますけども、林野庁の方では

どういふふうに、どのぐらいの期間効果があ

る、このように思っておりますか。  
○政府委員(秋山智英君) スミチオンにつきまし

ては一ヘクタール当たり一・五キログラムのこれ

は薬剤を六十リッターに薄めてまいてるわけでござ

いますが、これが一ないし二PPMが残存して

いますと大体一週間で虫が死ぬわけでござい

ますが、その効果につきましては約三週間というふう

に見ております。

また、セビモールにつきましては、五ないし一

PPMの濃度で一週間で虫は死ぬわけでござい

ますが、それも約三週間の効果があるというふう

に実験結果から出ております。

○鶴岡洋君 細かくなりますけれども、三週間とお

つしやると二十一日間です。マツノマダラ

カミキリの羽化という四月下旬から五月、六月ぐ

らいまでにかかって行えというこのデータが出て

おりますけれども、日本列島は長いわけでござい

ますし、沖縄から、いま青森、北海道はありませ

んけれども、東北にかけて非常に——桜前線にし

ても大体二カ月ぐらゐ幅があるわけです。また、

急に暖かくなったということもございまして、そ

ういういわゆる較差があるわけです。さらに山と

いうのは広範囲でございまして、山は低いところ

もあれば高いところもある、そういう標高の較

差もあるわけです。したがって、大体まわりの二

回と、こういうふうになっておりますけれども、

その三週間から、出っ張るというんですか、そう

いう可能性もある。もしそうだった場合には三週

間の効果というのはこれは効き目がなくなつてく

ると、こういうふうになりますけれども、この点

はどういうふうにご考へておられますか。  
○政府委員(秋山智英君) 特別防除をするに当た

りましては、発生予察事業というののございま

す。

年平均あるいは年にいたしまして九十九ミリか百ミリ少ないというふうに、非常に雨量が少ないと。そういうことで、マダラカミキリは非常に活発に活動するが、一方、松の方は蒸散作用と水分の吸収との関係がアンバランスになりまして上回ると。これらのことが相乗的に作用いたしましてこの被害が爆発的に、対前年比二十八倍にも及ぶような被害が出るというふうに私も理解しておるところでございます。

○中野明君 それで、私お尋ねしておるのは、異常気象で被害が出たと、それは一応わかるんですが、ところが、平常な状態に戻ったときになおかつ、一たん発生したら気温が下がっても被害が滅らないということについて、気温とそれから材線虫の因果関係といえますか、これはもう考え方を変えなきゃならぬというふうに思っておられるのか、それとも平常の気温に戻ったら鎮静の方向に向くと、このように思っておられるのか、その辺お聞きしたいんです。

○政府委員(秋山智英君) 一年の推移の中でおわかりいただけると思いますが、やはり寒くなる冬季等になりますと材線虫もマダラカミキリも木材部分に入るといふようなこともございますので、単に外の気温が下がったから直ちに死ぬというふうにはならぬと思えます。

それで、ただ高温になりますと異常繁殖という、そういう傾向が出てまいっておりますが、やはり私も、被害木についてはやはり徹底的に防除するということがまず大前提だろうと思えます。それをし、かつ予防するということがマダラカミキリ、材線虫の生息密度を低めるということに相なりますので、やはり徹底的に防除する、また徹底的に駆除するというのが大前提だろうというふうに理解しております。

○中野明君 そういふことになりますと、また将来、異常気象が発生しないとも限りません。そういう保証はどこにもないわけですが、そうすると、現在青森と北海道、秋田ぐらいますか被害の少ないのが、そういうところを将来はやられる

心配があると、このように見ておられるんですか。その辺どうでしょう。

○政府委員(秋山智英君) 非常にむずかしいところでございますが、現在マダラカミキリは岩手県まで生息していることははっきりしています。で、この被害は、マダラカミキリだけでは被害は発生せず、また材線虫だけでは発生せず、両者が合体することによって初めて被害が出るという、そういう仕組みのようでございますので、私もいたしましては、やはり元凶は材線虫でございますので、材線虫を焼却その他の方法で殺すと同時に、やはり被害丸太を移動させることに對して監視をしながら、北に行かないようにするということが大事だろうと、いままでもやってまいっておりますが、さらに今後そういう方面の監視を重視しなきゃならぬと、かように考えております。

○中野明君 私、いつも思うんですが、やはりこういう問題は、森林の所有者といいますが、この人が一番一生懸命にならなければ、監視をするとか、あるいは移動させぬように見張るとか、いろいろありますけれども、最究極は、やはり森林の所有者と、そしてまた地域の人たち、国民全体が森林といふものがいかに大切かということ認識することから根本的な解決になると思うんであります。それを補完するといえますか、それを応援するような形で法律といふものもつくられていないんじゃないかと、このように理解しております。

それで、明治三十年に森林法が制定されたときには、森林病害虫被害の発見者の通告制度というのが創設されたように承知しておりますが、現在の法体系ではこの通告制度といふのはどういう形になっているんでしょうか。その辺どうでしょう。

○政府委員(秋山智英君) 現在、この特別措置法の母法と申しますか、一般法でございます森林病害虫等防除法の第十二条におきまして、「森林病害虫等が発生してまん延するおそれがあると認めたる者は、遅滞なくその旨を都道府県知事又は市

町村長に通報しなければならない」と、こういう規定が実はございます。従来もこれによってやってまいったところであります。いま先生御指摘のとおり、最近マツクイムシ防除につきましても国または県が指導的にやっておりますと、とかく森林所有者の方がそういう点おそろかになる点も確かにあると思っておりますので、私も今後のこの法律実施に当たりましては、この面につきましても徹底的に指導と申しますか、PRをしながらいきたいと、かように考えておるところであります。

○中野明君 これ、これほど急に蔓延するということになりますと一種の伝染病でしょうから、これはよほどその辺のPRをまずしっかりしてもらうということがやはり解決の一つの原因になると、私ももうこう理解しております。

それから、一点申し上げておきたいんですが、五年間で被害を全体として終息したいという政府の強い決意の表明が前回の法作成のときにあったわけなんです。先ほどの長官の答弁でも、国とか県、市町村一体となつてこれからやりましよう、総合的に、こういうふうな答弁になつていくわけなんです。

(理事官田嶋君退席、委員長着席)

私は、前回法律をつくって政府がそこまでの決意を込めてマツクイムシの撲滅を決定された以上は、やはりせめて国有林だけでも見本を示してほしかった、国有林といふのはこれは国が管理者です。ところが、国有林の資料をいろいろ見せてもらいましてもほとんど、国有林との比率からいって国有林が画期的な成果を上げたという数字には読めません。だから、五年間でできなかったという反省に立つ以上は、やはりまず国有林が被害を食い止める。率先垂範して初めて一般の森林所有者に対する指導力も発揮できる、自覚も持つてもらえる、こう思うわけです。

なぜこんなことを言いますかといふと、私の知っている範囲では、松山というところがあり

ます、愛媛県に。あそこは名前が松山です。あそここの市長さんが、松山から松がなくなつたら街がのうなると、名前そのものが松山だということ。で、松山市では松を絶対守るんだという強い決意で、職員も一丸になつて、確かに松山はやられてないんですよ。瀬戸内海で一番繁殖をするような条件のところであつてないんですよ。もちろん栗林公園とか宮城前とかあつたところは、これは限られた地域で、そして管理が行き届いていからある程度守られたといふことは言えるかもしれないけれども、松山市のような広い、そして一番被害の激しいそういう真ん中で厳然と松を守つたという、こういう事実を考えましたときに、国有林が民有林と同じ比率で同じようにやられましたと、そして五年で撲滅しますと言つた以上は、国有林はこまめにやりましたと、こうなつて私ははしかるべきだと思ふんですが、その辺、林野庁としてどういう認識に立つておられるか。その辺の反省はあるのかないのか、御見解をお聞きたいんです。

○政府委員(秋山智英君) マツクイムシの防除につきましては、国有林と民有林が一緒になりまして、虫はどっちも飛んではまいますので、一緒にやりまして、とにかくなくさなきゃいかぬということ、これまでも民有林と連携をとりながら鋭意やってきたつもりでございます。そこで、有名な保安林、景勝林等国有林相当多うございまして、これらの部分についてはほぼ成果は上がった形でございます。ただ、やはり特別防除等がでないために、何と申しますか、途中で中止したところ等におきましては、やはり残念ながら現在被害が出ている例があらにこちらに見受けるところであります。そこで、私もこれまでの経験も踏まえまして、やはり国有林、いま先生御指摘のとおり、国有林がまずは先頭に立つてやらなきゃならぬわけでございますので、特別防除をしながらならぬ地域につきましては、さらに一層地域の皆さんの御理解をいたしながら、また民有林と連携をとりながらやはり進めてまいらな

ならぬというふうに考えておるところでありま  
す。まあ比較的国有林の方がそういう意味では現  
在被害率も低うございますけれども、やはりある  
ということが問題でございますので、さらに一層  
徹底した形をとるべく今後も努力してまいりたい  
と、かように考えております。

○中野明君 特に今回あと五年間期限を延長して  
この法律を提出されているわけですから、やはり  
国有林が最も熱心にこの被害虫被害、マツクイム  
シ被害に取り組んでやった結果が顕著にあらわれ  
てきたと、こういう姿が出てきて初めて私はマツ  
クイムシの被害も食い止められるんじゃないか、  
こういうふうに思っております。だからせっかく  
の努力を特にお願ひしておきたいと思ひます。大  
臣もそういう点ではやはり国有林ですから、管理  
者が国ですから、民間と同じレベルでやられてい  
つてると少しは率がいいかもしれませんけれど  
も、絶滅を誓ったその政府が、自分の管理してい  
るところの状況があんまりはかばかしくないとい  
うんでは、これは空中散布だけではだめだとい  
うことで今回の法律も出てるわけですから、その辺  
大臣も一言決意を述べておいてください。

○國務大臣(田澤吉郎君) いま長官からお答えし  
たように、国有林の被害は国有林よりは確かに少  
ないんですが、しかし、いま御指摘のよう  
に、国有林の被害を国としてやはり抑制するとい  
うことが最大の課題だと思ひますので、私は特に  
モデル地区を国有林にでも設定して、こういうこ  
のいわゆる総合的な対策を進めたいという被害  
が終息できますよという形を示してまいりたい、  
こう考えております。そのことによつて国民全体  
がこの総合的な対策さえ進めればやはり被害が終  
息できるんだということで、全体がこの被害の防  
除に当たることのできるだろうと思ひますので、こ  
ういう点には十分努力をしてまいりたいと思ひま  
す。

○中野明君 せっかくの努力を特にお願ひしてお  
きます。  
それから、農林水産省からいただいた参考資料

の中でも詳細述べておられるんですが、この特別  
防除、いわゆる空中散布をした後の、あるいは葉  
剤を散布した後の結果の調査ですか、影響調査、  
これが出ております。これをちょっと私も読まし  
ていただいたんですが、非常にこの調査の結果の  
ような状態ならば、自然保護団体が願ひだりある  
いは空中散布について反対が起つたりするよう  
なことはないというふうに私は読み取れるんです  
が、これは非常にどういふんですか、被害がなか  
ったやに、非常に少ないような調子のいいやうな  
書きようになつてゐるんですが、本当にこういう甘  
い見方でいいもんかどうか、こういうふうになり  
よつと心配をされてゐるんですが、この調査結果、一  
部には自然保護団体と一緒に調査をした地域もあ  
るやに聞いているんですが、そういう調査結果の報  
告というのは手元でまとめておられるんでしょう  
か。

○政府委員(秋山智英君) これはお手元の資料で  
おわかりのとおり、十県におきまして五十二年以  
来実施しておるわけであります。中身につきま  
しては詳細に実施要領を定めて、地域の専門  
家の皆さんに調査をお願いしているわけでござい  
まして、私もその意味におきまして、これは  
やはり今後御理解をいただく上においてきまわ  
めて重要だと思つております。で、これは  
データそのものをここに報告してあるわけござ  
いまして、各県のやつはさらにこの細かい膨大な  
資料が実はございまして、その結果のこれは集約  
でございまして、一部の県におきましては、いま  
先生御指摘の方々が入つて調査したところもある  
やうでありますので、私もむしろ今後御理解  
をいただくようにさらに進めてまいらなかなら  
ぬなというふうに考えておるところでございま  
す。

○中野明君 環境保護団体、自然保護団体の人だ  
ちと一緒にこの影響の結果を調査した、そういう  
所見といひますか、結果の資料がありましたら参  
考までに出していただきたいんですが、それはよ  
ろしいでしょうか。自然保護団体と一緒に調査し

て出た結果。  
○政府委員(秋山智英君) たとえば兵庫県におき  
ましては、野鳥に關係しまして日本鳥類学会の方  
々が調査しておりますし、それから静岡県では昆  
虫類につきまして遠州自然研究会及び野路会と申  
しますか、というふうなところと一緒にやられて  
いるというふうな、こういうふうなものがござい  
ますので、後ほど資料を提出いたします。

○中野明君 それから空中散布のことでございます  
が、けさはとも議論がございましたが、今回は修  
正案が出ております。この修正案によりまして、  
林野庁が当初計画をしておられた空中散布のいわ  
ゆる計画にある程度制約が出てくると思ひます  
か、慎重にしなきゃならぬといふことも含めまし  
て、計画どおりに運ばない面も出てくるのではな  
いだろうかというふうにも私も一応理解をしており  
ます。特に空中散布は地域住民のほうも強烈な反対  
があればこれは恐ろしくできないでしょうから。そ  
ういふことになつてまいりますと、予算面でも私た  
ちもこれは非常に疑問に思つたんですが、今回の  
法案の提出は、空中散布は全然やらないというこ  
とではないにしても、特別伐倒という新しい方  
策、総合的な方策の中の一環として特別伐倒なん  
かも入れられて非常に一歩前進だという意味で私  
たちは評価をしてゐるんですが、相愛わらず予算  
面を見ますと、空中散布が表で、もう最重点で、  
いままでと同じような考え方でいられるんじゃない  
かという疑念を持つわけなんです。だけれども、空  
中散布に強烈な反対があるということになります  
と、これは予算が執行できない面も出てきますと  
思ひます。そういう面につきましては柔軟に対処  
されて、そして総合対策の一環として予算は確か  
に取つてゐるでしょうけれども、執行できない分  
は特別伐倒とか、ほかの方面に対策の方に持つて  
きて活用すると、そういうお考えを持つて当たつ  
ていただきたい、こう思ふんですが、その辺どう  
でしょうか。

○政府委員(秋山智英君) 今回の、これからの防  
除につきましては、まずこの被害を未然に防ぐと  
いうたてまえにおきまして特別防除を実施するわ  
けでありまして、実施するに当たりましては先生  
御指摘のとおり、やはり地域の生活環境、自然環境  
に十分留意するように基本方針並びに通達で具体  
的な基準を示してやっておりますし、また薬剤の  
安全かつ適正な使用につきましてもそれぞれ基準  
に基づいてやつてきておるところであります。そ  
れで、これは過去五年間いろいろの場合にぶつか  
つたわけでございますが、私も少ししましては、  
やはり特別防除で予防しながら、かつこの九月以  
降におきましての間違いが出てまいりました場合  
には、重要な保安林等につきましては特別伐倒  
除、それ以外につきましては伐倒除というふう  
ないろいろな方法を組み合せながら進めてまい  
ると、効率的な方法をとるながら進めてまい  
ることになります。が、やはり両者をうまくかみ  
合わせることで被害をできるだけ早い機会に終息  
に向かわせる方法であるわけでありまして、そう  
いう意味におきまして五十七年度におきましても  
この両者をかみ合わせた形で予算を組んでおるわ  
けでございます。四十万ヘクタールにつきまし  
ては特別伐倒除あるいは伐倒除におきまして  
て、完全な防除を志して、一方におきまして、防  
除は十二万三千ヘクタール、特別防除によりまし  
てやるといふことで、両者をかみ合わせながら進  
めてまいるといふことで、私もやはり効率的な  
進め方をぜひともとつてまいりたい、かように考  
えておるところであります。

○中野明君 ここで一点だけ、私、いまだに釈然  
とせぬのですが、空中散布の被害で、香川県に仁  
尾町というところがありまして、これ太陽熱発電  
で現在は一躍脚光を浴びている地域なんです、  
ここで数年前に、空中散布の影響というところで、  
養殖のクルマエビが二十万尾、一夜にして全滅し  
たという事件があった、林野庁も承知しておられ  
ると思ふんですが、非常にこれはミステリーで、  
二十万尾のクルマエビが死んだということなんで  
すが、死骸が一匹も見つからなかったということ  
で大騒ぎになりまして、香川大学の先生も現地

行かれたりなんかして、その先生も結局決定的なことを出せないで、ミステリーな事件でございましてというふことで補償かなんかはしたらしいんですが、林野庁としては、こういうことについてどういうふうな報告を聞き、また、林野庁なりにどう分析をしておられるのか。やはり因果関係がはっきりしないのに、やたらに補償をするということも私はどうかと思われ、その辺はどう認識をしておられるのか、この際、ちょっとお伺いしておきたいんですが。

○説明員(鈴木郁雄君) ただいま先生お話を伺ったしましては、五十二年六月、香川県三豊郡の仁尾町におきまして、MEP剤を特別防除でまいたわけでございますが、養殖のクルマエビがその影響によって大量に死んだ、こういう申し出がございました。このため、県におきましては香川大学の農学部、鈴木教授、それから岡市助教授に依頼いたしまして、因果関係の調査を行ったところでございますが、因果関係につきましては明らかにされておられません。しかしながら、特別防除の影響が全くなかったというぐあいに断言することは困難でございましたので、当該地区におきまして特別防除を中止いたしまして、県、町、県森林組合連合会等が見舞い金を支払って解決したものでございます。

○中野明君 死骸がのうなつたということについては何か報告は聞いておられないんですか。死骸が全然なくなつて、二十万尾もおつたのが一匹も死骸がないというのは、私はどうもミステリーに思えてしょうがないんですが、それでも補償したと言ふんですから、何かその補償の理由をこの際、はつきりしておいてもらいたいです。

○説明員(鈴木郁雄君) 因果関係は完全に明らかでございまして、死骸の問題については共食いを起こしたのではないかと、こういうぐあいに報告をされております。

○中野明君 いまだに私も釈然としませんのんですが、共食いで、食うたら最後は一匹でも残るんじゃないかと思ふんです。いよいよ何にもなかつ

たという話を私は承知しております。そういうことで、やはり一つの問題があったときに、そういうことを徹底的に解明して、みんなが納得いくようにしておかないと、中途半端で補償だとかということでもまた限度がある、私もこう思っております。

これは過去のことで、いまさら掘り返してもしょうがありませんが、こういうこともあります。よほどやはり、散布するに当たっては地域住民の納得と理解というものがぜひ必要だ、私たちもこのように理解をしております。

それからもう一つは、やはり先ほど来議論になっておりましたが、腐材の利用ですね、マツクイムシにやられた松の腐材の利用、これがやはり道が開けなければ、これまた一つの対策に対する勢いがつかない、私はこう思います。

とにかく燃料革命が起こつて、もう斜陽産業になつてしまつたんだという、こういう認識ではしょうがないんでございまして、斜陽産業であるかないかということは、これは周りがたがた言うんじゃないかということは、これは周りがたがた言うんじゃないかという、やはりやっている人たちが決める問題だろと思うんでありまして、どうも何か周

りから斜陽産業だと言われたら、もう松はだめなんだとか、いや林業はだめなんだとか、そういうような主権性のない考え方では、その産業は発達しないだろうと思ひます。たとえどうあれ、いままで燃料に使われておつたもんですから、それを新たに研究をして、いま島根大学なんかでそういう燃料を研究されているということも聞いておりますが、ちよつと愛媛県ではミカンの皮を固形燃料にしまして、そして重油にかえて、いまハウ

ス園芸なんか威力を発揮している。これはミカンをジュースにするもんですから、皮の処置に困つた結果がそういう省エネ、代替エネルギーということの研究されて完成をした。こういうことも現実にあるわけです。ですから、ミカンの皮なんか燃料になるということとは、ちよつと普通の発想ではできないことでもやつているんですから、もともと燃料になつておつた松の腐材がさらに力

強い燃料として脚光を浴びるようなそういう研究ができないはずはないと私も思つておつたやき、島根大学で研究されているというふうなことも聞いておりますが、林野庁としては、その研究についての認識と見通しを持っておられたらちよつと聞かしていただきたい。これがやつぱり完成すれば、一つの大きなマツクイムシ対策の決手になつてくるんじゃないか、こう思ひます。

○政府委員(秋山智英君) いま先生御指摘のとおり、今後マツクイムシの防除を促進するためには、やはりせつかく大きくなりました松材の有効活用ということがきわめて重要だろと思ひます。

そういう意味におきまして、私もいろいろと対策を練つておるところであります。御指摘の島根大学におきましては、圧縮、固型化しまして燃料にする実験が具体化されておりました。施設園芸の温度を高めるためにこれを使おうということ、これは米国で開発されたおがくず、樹脂くずを高圧で小さな、たばこの太さの、長さ二センチぐらいの大きさになつておつた、長さううふうな形に成形しましたペレット燃料を、重油用のバーナーを改良しまして自動供給装置をセツトした加温器で燃焼させるということ、一応これは見通しを得たように聞いております。

現在の段階では、若干まだコストの問題におきまして製造価格と重油の価格差の問題があるようでありまして、今後、重油価格等が上がつてくれば当然これがまた経済的にも成立する見通しでございまして、現在は工場出し原簿価格がトン当たり五千円ないし六千円程度ないと採算がとれないというので、ちよつとそういう意味では、いまチップの値段が七千七百円ぐらいでございまして、いま非常にむずかしいと思ひますが、将来の展望としましては、やはり資源を有効活用するという面がきわめて重要な私はこれは研究だと思ひますので、今後注目しながら、また、これに對しましてどういふふうな活用するかにつきます。

含めて将来の課題として積極的に取り組んでまいりたい、かように考えております。

○中野明君 そういうことは林野庁がやはりしっかり応援をしてやつていくことが非常に大事だろと思ひます。先ほども言ひましたように、周りがどう言おうとそれに従事している人たちがおられたら斜陽産業じゃない、これから開いていくんだという意欲が出てくるような方向に持つていくことが産業としては大事だと思ひます。ほかにそういう例はいっぱいあります。斜陽産業だと言われておつた産業が急に斜陽でなくして頭角をあらわしてきたという、これなんかを見まして、も、やはりそれはそこに従事している人たちが、その人たちに意欲を持たせるということ、また、その研究なり、それに応援をするという、これの方が大事な政策だろ、私もこのように思つておりますので、どうかひとつ力を入れて、これは大事な対策の一つだろと思ひますので、よろしくお願ひしておきます。

それから、時間も迫つてまいりましたのでこの機会に、前回の当委員会でも、過去に私どもも問題にしましたが、五十五年から小学校五年生の教科書から林業の項目が外された、抜けた、これはどうなつたんだと、林野庁はそれを知るのが遅過ぎたと、三年間も検討期間がある、それに教科書が使われる数カ月前に林野庁が初めて気がついたら、これ林業の政策そのものが教科書から抜けたということはもう林野庁の存立にかかわる問題だということでも委員会で私も含めまして各委員がやかましく言ひまして、亀岡大臣も文部省にも話すというこつたんだんですが、一たん教科書になつて次の改訂というのとはなかなか時間がかかるよう、何とかその間というのでお尋ねをしますと、去年の七月ですか、何か副読本のようなものをおつくりになつたというふうにお聞きして、いるんですが、まずこの副読本、これはどういふ形で、どういふ配布をして、予算が幾らぐらいかかったのか。結局、林野庁がばやばやしているからこんなむだな金も使わなきゃならぬ、毎年どつ

ことと全然国の政策も一貫しない、こういうことで私どもも非常に憤慨をしておるわけなんです、その辺の状況と、文部省として——きょうおいでいただいていると思いますので、次の教科書には入るのか入らぬのか、その辺をお答えいただきたいと思います。

○政府委員(秋山智英君) 私どもも、小学校の学習指導要領から外れたという、まことにこれは残念なことでありまして、私どもこういうことがあつてはやはり将来の児童生徒の教育、森林に対する、山に対する、あるいは自然に対する理解、情操教育上きわめて重要でございまして、これからは次回に對しまして積極的のひとつこれを働きかけるべく努力しているところでございまして、ただいま先生の御指摘ございました「森と木の質問箱」でございますが、これはまず当面の措置といたしまして、これは林業関係団体が予算を出し合ひまして、約六万等級にこれをお配りしたというところであります、非常にいまでもお礼状を大分いただいておりますのであります、私どもこんなことではいかぬわけでありまして、二十一世紀に向けては森林、林業はきわめて世界的にも重要な時代でございまして、これから人間としてのかわり合ひはきわめて密接になり、文化が進むと同時に、より一層緊密化しなやならぬという現状にございまして、ぜひとも今後におきましてこのことのないような形で措置してまいらうように積極的に働きかけをさらに続けてまいりたい、かように考えておるところであります。

○説明員(熱海則夫君) お答え申し上げます。

先ほど先生から、五年生で林業を外したというお話でございますが、これを完全に削除したとか、そういう意味ではございません。現実にいま教科書を調べてみますと、小学校の二年生で林業を取り扱っているのが一社、それから三年で一社、四年生で二社、それから五年生で五社、このように取り扱ひの視点を変えたということで、六社のうち全部一応教科書の中では取り上げ方がなされております。ただ、記述量が減ったというこ

とでございまして、そのことをまず申し上げておきたいと思ひますが、今回の改定で実はこの林業あるいは森林、こういったものの取り扱ひは社会科と理科でやっているわけでありまして、この今回の改定の中で特に社会科の時間が、全体をゆとりあるものにすること、四年以上が大体一時間ぐらいつつ減つて、四時間やっていたものが三時間ぐらひになつて、そして内容の構成もやっぱり変えざるを得ない、小、中、高を通して重複しているような内容を整理したり、こういった形でやつたわけですが、小学校については従来、産業を網羅的に取り扱つていた傾向があつたんですが、今度は食糧生産と工業生産ということで、農業、水産業、工業という、産業面では大体こういったものを中心に取上げて、林業についてはそれぞれ地域の必要に応じて取り上げていただく、こういうことになつておるわけでありまして、ですから、いま言つたように、教科書の面でも全く扱つていないということじゃなくて、それぞれの教科書の扱い方いろいろ精粗が出てきて、多いところは十三ページやっぱり取り上げている、従来と全く変わりのない、こういう取り上げ方をしている教科書もありまして、非常に薄くなつた教科書、確かにございまして、こういったことですので、われわれとしてはいろいろ機会にもちろん森林の重要性、これは大切でございまして、今後とも指導してまいりたい、こういうふうにも思ふわけでありまして。

○中野明君 いや、いまお答えがありましたけれども、それはもう少し、小学校五年生の指導要領から抜けて——私も現実に教科書を見て、全部削除されているんですから、調べてみてください。亀岡農林大臣と一緒にいふん教科書を取り寄せて調べたわけですから、その中で抜けているからわれわれ問題にしたわけですので、調べていただきたいと思ひますし、指導要領からこういう林業が抜けるということ、外すということが問題であります。

それで、時間もありませんので、先ほど林野庁

長官は非常に遺憾だというふうな言い方をしていますけれども、遺憾だというのはこつちの言い分です、おたくが遺憾だというふうなことを言つておつたんじゃないんです。われわれは遺憾だと言えませんが、林野庁はこれ専門の役所でしょう。それが、指導要領から外されてまことに遺憾でございまして、そういうような姿勢だからも林業全体がやはり軽視されてしまふ、そういう感じがしてなりません。マツクイムシの被害の問題にしましても、やはり全国民が一致して山を守ろう、森林を守ろうという、やっぱりそういう精神的な面からもPRをしていかないと、ただ被害が出たからそれ何とかせよというふうなことで大騒ぎをしたからといって簡単になくなつていくものじゃありません。そういう点で、最後に大臣に、この教科書問題を含めまして林業政策全体に對する決意をお伺ひして、終わります。

○國務大臣(田澤吉郎君) いま御指摘のように、小学校の学習指導要領が五十一年の審議会の答申を経て五十二年に改正されたわけでございます。それで、五十五年の四月一日から実施されて、従前、小学校五年の社会科の日本の産業において、第一次産業として農業、林業、水産業が記述されていたのを林業が削除されたというのが実情でございまして、そういう点で、その後、いま文部省から御指摘がありましたように、三年、四年あるいは五年等で国土の利用等の項目で、ある程度教科書に林業を加えている面もございまして、けれども、全体として教科書にはこの林業の面が薄く扱われているというところは事実なんです。こゝで私どもは文部大臣にもこの旨をある程度お話をしておきますし、将来この点は閣議等においても発言をいたしまして、この林業に對する扱いをもっと厚く重くすべきであるということを主張したいと考えております。

特に私は資源の少ない日本として、これから文化の積み上げというのは一体何なのだろうか、こゝう思ひますという、私は教育の積み上げによつて人をつくる、もう一つはやはり植林、造林、森

林資源を確保することによつて日本の国土の保全を図り、やはり資源を守ることが私たちの日本の文化の積み上げだと思ふんです。私たちは何年間かを振り返つてみて、日本はすばらしい文化の積み上げをしたというときは、私は森林資源の積み上げが一番大きいものじゃないだろうか、こう考えます。また、森林の与えるわれわれの生活への役割りというのは非常に大きいわけでございます。特に松については、これまでもちろん生活を守るための防風、防砂林等もございまして、古くからやはり緑が多いよい木として言われておりましたし、また神が天から降りるのを待つ木という意味もありますね。それから祭り木という、どんぶり物でも松が一番高いんです。こういうような面から考えましても、それから名勝は大抵松でございまして、それから古典とか、芸能とか、絵画等には必ず松は主題になつていて、わけでございますので、日本と松との関係というのは非常に大きいと思ふんです。私たちが文化の中に松というものの存在というのは非常に大きいと思ひますので、そういう意味では、私はマツクイムシの被害によつて被害木が林立している状態といたしまして、これはまさに国民として恥辱だと思ふのでございまして、これはできるだけ早い機会にこの被害を終息させなさいかぬ。少なくとも私は被害木の伐倒、破砕、焼却というものを早ういたしまして、そうして国土はすべて緑だという形を整えていかなければならぬと思ひますので、今後国民にやはり森林資源の尊さというものを理解して、御協力をいただかなければならぬと思ひます。私はそういう意味で、今後とも森林資源の振興のために最善の努力をしてみたい。特にマツクイムシについては本場に積極的にこの被害の終息のために努力をしたいと考えております。

○下田京子君 田澤大臣には初めての質問になる

と思うのですが、松くい虫防除の特別措置法に關して他の委員の質問に対する御答弁伺つておりますと、もう本当に大変な決意はうかがわれるわけです。私はその決意が具体的な事業内容あるいはまた予算的な措置、その他の対策にどう生かされるのかという点で以下質問をし、そして御答弁をいただきたいわけなんです。

第一番目の問題なんですが、五十二年にこの特別法が制定されて、他の委員も皆さん言われておりますが、五十五年、そしてまあ五十六年と願ひますと、むしろ減らない、ふえてきている。面積もあるいは被害材積もふえている。その理由は何かという問いに対して、大臣も長官も何といつても五十三年のときの異常気象、高温、少雨という事態の中で起きたんだということをまず挙げられていきますね。それからまた防除の限界あるいはまた伐倒等の駆除処理の限界、こう挙げられております。私はこれを全く否定するものではありません。ただし、逆に言えば、じやまた来年大変な異常気象になれば、同じような形でいけば繰り返すという事態も考えられるんじゃないかと思うんです。根本的に考えてみなければならぬ問題として、以下私は次の点を挙げたいと思うんです。

確かに天候に、異常気象によって松の木自体が弱つていた。ですから、伝染病に弱いような事態になるだろう、それはわかります。しかし、そういう事態の中でも強い松の開発等はどうなのか。まだ確立されてないでしょう。それから松と病源体と運び屋という、このメカニズムがまだ明確ではない。確かに一定の影響があるというところはつきりしていますけれども、どこにどうしたら有効かというメカニズムはまだない。つまり逆に言えば、より有効な防除技術が全く確立されたんだと言えない、まだ未確立の部分が残されている、こう思うわけです。

同時に、背景にはやっぱり松材の需要が減少しております。高度経済成長のゆがみの一つとも言えますが、松がなかなか利用されない、松林

の管理が行き届かない、手抜きもされるというふうな、そういう全体的な中で私はこういう結果が出たんじゃないか、こう思うんですけれども、いかがでしょう。

○政府委員(秋山智英君) 私ども、過去五年間を振り返つてみますと、いま先生御指摘の三つが大きな理由であるというふうに理解はしています。しかしながら、一方におきましてやはり防除を計画的に実施し、またそれにあわせて伐倒駆除をしたところ、さらには特に重要な松林に集中的に対策をしながら、それから奥に持っていくようにした、たとえば熊本県というところにおきましては、やっぱりそれなりの成果が上がつておることは事実でございます。

また、いま御指摘の、将来長期視点に立ちました対策となりまして、やはり抵抗性の品種の問題、あるいは材線虫そのものがたとえどんな毒性を出すのか、またそれがどういふふうに枯損をさせるのかということにつきまして、現在まだ残念ながら研究開発の途上でございます。したがって、やはり短期と長期とに分けながらそれぞれの対策を練つていくわけでございますが、まず短期といたしましては、現在非常に異常爆発的な被害が出ている現状でございますので、特別防除で予防し、それができないところについては伐倒駆除をし、または特別伐倒駆除をし、さらには林種転換をする。国も、県も、市町村も、森林所有者も一体になってこういう方法でやるということでは当面は切り抜けながら、一方におきましては長期視点の対応をしていくことに鋭意努力をしていかなければならぬ、かように考えておるところであります。

○下田京子君 大臣、一言。

○国務大臣(田澤吉郎君) いま長官からお答えしたとおりでございますが、私はやはりいろんな要素があると思うんですが、それはちやうど五十三年の異常気象がやはり根本的な原因をなしていると思うのでございます。たとえば異常気象によって木がある程度水分の吸収が少なかったと

か、あるいはまた管理体制もある程度最近の森林資源の不況からきて、ある程度管理も行き届いてなかった。あるいはまた特別防除実施に当たつてのいわゆる限界もあった。あるいは伐倒木の駆除処理も、それは完全に異常気象の発生による以上には思ふようにならなかつたということが私はこういふ被害を拡大したものだと思ひます。したがって、私はやはり五十三年の異常気象が結局このマツクイムシの被害を拡大したものだ、こう思ひます。しかし、ではいままでの政府が進めた処理方法が全く効果がないのかといへば、私はそれなりに効果があつた。もしそれ、この特別防除等をしなかつたならばもっとも被害が大きかつたであろうと、こう思ひますので、私はそれなりに大きな成果はあつたと思ひますけれども、根本は、私は基本的ないわゆる大きな理由としては、やはり五十三年の異常気象というものが大きく被害を拡大したものと理解しているわけでございます。

○下田京子君 別に真つ向から対立するようなことではないんですが、根本的なこのマツクイムシの被害原因がどこにあるかという点では、大臣ちやうど考え方がずれていると思うんです。原因は、やっぱりマツノザイセンチュウがどんな毒性を出すかからマツノザイセンチュウがどんな毒性を出すか云々というところがはつきりしてないんだから、そこはきちつとやらないと、さつき長官が言つたように、そこを最低として今後の対応ということを私は考えていかなければならぬんじゃないかというのをあえて申し上げます。

で、効果があつたかどうかという点なんです。が、全く効果がなかつたということではない、それははつきりしております。じゃ、どういふふうによればより効果があるかという点で、茨城県の場合をちやうど私紹介したいと思うんです。

これは私が言うまでもなく、大臣も茨城県に行かれてますでしょうし、林審にも行つていらっしゃるから、いろいろおわかりだと思ふんですけれども、茨城県の場合には、五十三年に被害材積が七十三万一

千九百立米という形で大変ふくれ上がったわけですね。それが、五十五年に三十九万二千二百立米というところで減つてきています。で、じゃ減らすためにどんなことをやつたかということなんです。が、特に茨城の例でわかつたことは、総合的な防除をやつたという問題です。そして、特に伐倒駆除に効果を発揮した。それからまた、枯損木の処理なんかも一定の力を入れてきた。しかも、予算もつけて短期間にやつたということだと思ふんです。

その予算的な問題なんです。が、茨城県全体の予算を見ますと、五十二年で一億五千百万円だったの予算を、五十三年には十五億七千五百百万円と非常にふやしたわけです。で、国は、この五十三年度で茨城県に対してだけの予算を補助したかというところ、四億五千百万円、つまり県単独で八億七千三百百万円、これちやうど数字がずれていますが、かなりの予算をつぎ込んでいふことがわかるわけなんです。で、五十三年のときに、まあ異常気象だということで別会計で約五億ぐらいの予算を組んだんだと、こういう話なんです。が、国が五億の伐倒駆除を組んでいるときに、茨城県だけでその伐倒のために十二億三千四百百万円、五十三年度で組んでいるんです。だから、これだけの予算を短期間にやつた、その結果、この異常気象の中で被害材積が約半減したというふうなことが言えると思ふんですけれども、どうですか。

○政府委員(秋山智英君) 先生茨城県の事例をお挙げなさいましたとおり、やはり被害地区、中害地区、微害地区に分けてまして、これによりまして守るべきところは守る、伐倒すべきところは伐倒する、特別防除すべきところは特別防除するということ、五十二年、五十三年につきました。で、特別防除はわずかに二千ヘクタールぐらいでございまして、五十五年にはそれが七千ヘクタールまで増加してると、また、伐倒駆除につきましても、いまお話しのように、県単も含めまして積極的にやつてまいつておりまして、従来は、どち

らかと申しますと、やはり体制が必ずしも十分でなかったわけですが、五十五年以降につきましては、特にあらゆる方法を総合しながら効率的に実行している成果が出てまいっている、かように理解をしております。

○下田京子君 大臣ね、そこで、さっき一番先に申し上げたんですが、予算の問題です。それから、事業の身なんですから、茂城の場合、いま話したとおりで、かなりの事業費を組んでいっていることが理解されたと思うんですよ。で、お聞きしたいんですけども、今度の法案の改正によって新たに計上される事業と予算は幾らですか。

○政府委員(秋山智英君) 総額で約七十二億円でございいます。

○下田京子君 答えになってないでしょう。

○政府委員(秋山智英君) 特別伐倒額は十一億でございいます。

○下田京子君 新たに興す事業とその予算は幾らかと聞いたんです。新たに興す事業は特別伐倒額除けですか。

○政府委員(秋山智英君) 防除事業といたしましては、特別伐倒額除けと特別防除、地上散布、伐倒除けその他でございまして、新たにいきますのは特別伐倒額除けでございいます。

○下田京子君 それだけでいいですね。その予算が十億九千五百万円だと思えますね。予算全体では五十六年度と五十七年度の要求額とで総額にして幾らで、対前年比幾らの伸びですか。

○政府委員(秋山智英君) 総額では七十一億八千三百萬円で、五十六年度が六十八億八千一百萬円でございまして、一〇四%でございいます。

○下田京子君 森林病害虫等防除予算総額では幾らですか。

○政府委員(秋山智英君) 総額で申し上げますと、五十六年度が七十四億八千一百五十萬円でございまして、五十七年度が七十六億五千四百一十二萬四千円で一〇二・八%の伸びであります。

○下田京子君 大臣どうでしょう、森林病害虫等防除予算全体ではわずかに二・八%の増なんです。その中で、今度は事業では新たに特別伐倒というところで法律事項にも入れましたよ、破砕から焼却から含めてやりますよと言っても予算全体ではそんなにふえてないわけですね。そうしますと、それを今後五年間の中で本当に決意でお話になっているような方向に持っていくことが可能ですか。

○国務大臣(田澤吉郎君) まあ、今回の予算につきましては、まず、特別防除を年二回、春に二回やると、これは予防としてどうしてもやらなきゃいかぬと。さらに、この法が通った後、やはり特別伐倒除けというものも含めて全体の総合的な対策を考えようとしているわけですが、そのために、もしそれで、いま御指摘のような点で予算的に非常にさらに財政措置を必要とするならば、私たちは、それは十分考えて今後の対策に臨みたい、そのように考えております。

○下田京子君 まあ、予算が通りますと、この国会が終われば直ちに五十八年度の予算の土台をつくられると思うんです。ですから、そういう中にあって、いま大臣がお述べになったことが具体的に生かされることを私は期待します。

特に、その伐倒については大変な効果があるというところは、茂城の例でもうはつきりしています。ですから、今度も法案に特別伐倒除けというのを入れているわけですね。ただ、繰り返しますけれども、五十三年度に大変な異常気象があった。そのときに県として、茂城県として組んだ予算が十一億二千四百萬円で、今度の法案で国が新たに全国で特別伐倒除けとして要求しているのが十一億四千万で、その辺をよく考えて私は対応されたい、こう思うわけです。

次に、輸入の問題と国内資源の育成、活用の問題なんですけれども、数字を五十二年から見まして、松材の輸入と、それから国産松の供給と数字的にちよつとお示しください。

○政府委員(秋山智英君) お答えします。松の供給で見てもまいりますと、まず輸入量は、五十二年四百一十八千立米、それから国産松材が

三百六十九万七千立米、合わせて七百七十一万五千立米、それから五十三年度、輸入が三百五十二万一千、それから国産が三百六十三万五千、計七百一十五万六千、それから五十四年度、輸入が三百二十九万、国産が三百七十三万一千、計七百零二万一千、五十五年、輸入が二百九十四万九千、国産が四百二十一万、計七百一十五万九千となっております。

○下田京子君 今後の国際的な事情等あるいは国内の事情等考えた中で、国産松材の生産というのはどういう方向にいくのでしょうか。

○政府委員(秋山智英君) 今後の見通しにつきましては大変むずかしい面があるわけでありまして、これまでの傾向で見てもまいりますと、特にこの一、二年につきましては輸入材が減少してまいりまして、国産材がふえる傾向になってきております。

○下田京子君 一、二年の傾向ではそういうことだということですが、今後の見通しはなかなか厳しいお話ですね。

そこで大事な問題は、一つは国内の松の造林をどういうふうに進めていくかということが大事だと思えます。また、素材生産量をそういう中でどうふやしていくか、どう活用していくかということも考えなければならぬと思うんですけれども、造林面積を見ますと、昭和三十五年当時六万七千ヘクタールあった松の造林が、五十五年にはわずかに七千ヘクタール、こういう状態になっていまして、今後はこの造林について、どういふふうな対応をされますか。

○政府委員(秋山智英君) 本来、造林事業の推進に当たりましては、基本的考え方、適地適木主義で進めてまいるのが原則でございまして、最近、松につきましても、先生御指摘のとおり、逐年減少してきておるわけでありまして、これは松材の需要問題もありますが、やはり松の被害の關係もあるわけでありまして、私もいたしましては、基本的にはやはり適地適木でいくわけでございますが、松の被害の多い地域につきましては、やはり

抵抗性の松の品種が出るまでは被害の感染源を抑止するという面で、むしろ林種転換を中心に進めてまいりたい、かように考えているところであります。

○下田京子君 よつぱど本気になりませんと、大臣、三十五年からこの二十年間の間に約十分の一という形に減っているんですね。素材生産量も三十五年当時は一千万三千六百立米だったものが、さっきの数字でもわかりますように、五十五年では四百二十一万立米ということで、もう物すごい激減ですね。そういう中で、輸入に頼っているチップ、この価格が一体どういう状態になっているか。これは全チップ連の会報にありました資料なんです、見て驚きました。五十二年当時、米国産のチップが五十二ドルだった、それが五十七年の上期で何と百二ドルに上がっているわけですね。大変な急上昇ですよ。ですから、もう時間が限られていて詳しくは述べませんが、最初輸入に頼った傾向があった。しかしどんどん価格が上がってくる中で、いま新たに国産チップの活用というか、そういうところに目が向いてきた、こういうことも言えると思うんですね。同時にしかし一方では、アメリカ側からまた丸太の製品はストップだ、製材で今度入れてくれと、理由はいろいろあるでしょうが、基本的には国内産業を保護するというのが、基本だと思えますね。そういう中で、製品をどんどん日本にということになると、よっぽど腰を据えて国産材を活用する、育成を図っていくかなければならぬと思うんですけれども、そういう点にあっては基本的な対策を大臣はどのように考えていらっしゃいますか。政治的なことだから大臣に。

○政府委員(秋山智英君) 事務的な問題を先にちよつと答えさせていただきます。

○下田京子君 それから、じゃ大臣に……。

○政府委員(秋山智英君) 先生御指摘のとおり、五十五年にアメリカのチップが非常に高くなりまして、以降、やはり全体的には国内のパルプ関係

その他も多角的な輸入方向をとると同時に、國產のチップを積極的に使つていこうという意向が見えております。したがって、私も今後のマツクイムシの対策の一環として、國產材のチップがより有効に活用されるように關係団体とも考えてまいりたいと、かように考えておるところでございます。

○國務大臣(田澤吉郎君) 下田委員御承知のように、最近の景気の落ち込みが住宅着工率を下げまして、そういうことで國內の森林活動というものは非常に落ち込んでゐるわけでございます。したがって、いわゆる造林あるいは間伐、伐採等が非常に不活発でございます。そういう關係から森林資源全体の落ち込みは確かにあるわけでございますが、幸いにして、戦後私たちは一千万ヘクタールの造林をすることができたわけでございまして、今後やはり森林資源の必要性というものを主張してまいりますと、必ず私はいま林野庁長官が御指摘のような計画に沿つてこれは進められるものと、かように考えております。

○下田京子君 そういうふうに考えてくださるのはいいんですが、さっきも私、予算の問題で言いました。造林の面積が減つていただけでなく、予算がどうかと、この予算もまた減つていっているんですよ。造林をやしていきと言ひながら、予算を見てみたら五十六年と五十七年度で見れば九・三%でむしろ減つていっているんですよ。精神的なこととはだれでも言えると思うんですよ。具体的な対応が必要だということを重ねて私は主張しておきたいんです。

次に、その問題でさつき根本的な原因に触れたわけなんです、研究体制と予算上の問題です。同じように、これまで詳しく述べておる時間もないんですが、五十二年当時とそれから現在ですね、研究の予算あるいはその人員がどうなつていっているのか、こういうふうに私見しました。ところが、マツクイムシ防除の技術の研究開発に関しては、人的に言えば五十二年当時が国立林業試験場の全体の中で百二十六人だった。で、五十六年

度では百二十五人、ですから同じです。そういう中であつて、経常経費、これは経常経費とそれからプロジェクトの研究予算を見ますと、予算全体ではわずかにふえていても、経常経費を減らしてその一部をこのプロジェクトの研究に回すとかというふうなやり方をとっているんですね。これでは私は基本的な松の抵抗力をどう強化するのか、あるいはカミキリの駆除、あるいは密度をどうしたら基本的には低下させることができるのか、また枯損木内のマツノザイセンチュウの駆除をもう薬剤散布であるいは物理的処理で、天敵であるいはそのほか養育阻止で一体どう有効にできるのかというふうなことが、長期的に見てと言つたとしてもこれでは保証されないのじゃないかと心配するわけなんです。五年延長しただけですよ、いまのような体制と予算で、いま出されているような課題があつた五年後にできるんですか。五年以内にできるんですか。あるいは、やろうというところで今後いろいろ検討していられるんでしょうか。

○政府委員(秋山繁英君) 研究スタッフの数は、先生御指摘のとおり五十二年が百二十六名、現在百二十五名で、行政改革で減員傾向化の中では私はそれなりの重要性を持つてこれに対応していると思つております。また予算につきましても、国立林業試験場につきまして五十二年が、これは人件費、光熱費を除きまして一千二百萬の五十六年は四千六百六十萬ということで相当ふやしておるわけでありまして、私どもといたしましては、特にこの特別研究の中にこのマツクイムシ等の研究入つておりますので、これで鋭意努力をしてみたいと思つております。

それから、先般の造林関係につきましても補足を申し上げます、そのほかに一昨年の冬に雪害關係がありました。その対応の造林費として別枠十一億でございますので、御理解をいただきたいと思ひます。

○下田京子君 根本的な原因を解明しないで伐倒と一それは伐倒は必要なんです。しかも予算もないと。それじゃ、本当に心配されてはいますが、

これは松というのは日本の心だ、文化の積み上げだとか大臣おっしゃいますけれども、京都の天の橋立も、それから東北の宮城県の松島海岸でも出てきているわけです。まだ本数は宮城の場合少ないです。ですから伐倒で、こうなつていますが、これは異常気象ということになつたらまた大変な事態になるんですよ、異常気象だけの対策だけでは、そこをあとで重ねて言ひます。

それから防除、駆除の影響と今後の対策の關係なんです、他の委員からも何度も御指摘がございました。薬剤の中でスミチオンというのは普通物であり、またセビモールは、毒物及び劇物取締法によれば劇物に属するんだというふうな規定の中で、いろいろ影響がないようにやるんだと、この言つていますけれども、政府の調査結果では、この五年間に被害の発生申し出件数が百二件ほどあつたと思つております。全体としては軽微な被害だつたと思つておつていますが、これは環境庁の委託業務報告書によりまして、「森林における農薬空中散布の鳥類及びその生息環境に及ぼす影響調査報告書」というのが財団法人の山階鳥類研究所に委託されているんです。それによりまして、もう時間になつてしまつたんで余り読めないんですが、農水省はこういうことを言っているけれども、単純じゃないと、そしていろいろ各地で影響が出ていますよ、こういうふうな答えてい

るんです。そうしますと、同じ政府の中で、一定の予算の委託費等やりながら研究した報告によれば問題があると、こう言つていっているわけなんです。すなわち、私はやはりうちの修正案が主張しておりますように、第五案三項の中に地域住民の不服の申し立てということも明記してしるべきではないだろうか、これが一点。

それからもう一つは、こういう人たちの意見が十分に反映していくように、中央森林審議會の中には代表の方がいるんですが、全国的に見ますと四県しか入つてないんですね。だからすべての県で、そういう計画やなんかを策定する際に当たつて、あらゆる、特にこういう心配されている人た

ちの意見、メンバーが入るような御指導をされてしるべきではないだろうかという点で、大臣の具体的なお答えと決意を聞いて質問を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(田澤吉郎君) 先ほど異常気象による被害が拡大したんだと。その基本は、やはり松と病原体とその運び屋の三者が複雑に絡み合つていて、こういうことなんでして、その対策のためには何としても松の抵抗力の強化だとか、あるいはカミキリ駆除、または密度低下だとか、あるいは枯損木内のマツノザイセンチュウの駆除、さらにまた松とカミキリの關係、松と線虫の關係、線虫とカミキリの關係等をやはり詳細に研究するとともに、その対策を進めていかなければならないというところは当然なんです。まして、今後私は、予算の面はもちろんでございますが、研究等についても、あるいはまた今後、県、あるいは市町村の実施計画に当たつては、國民の広く理解と御協力をいただいてこの対策の万全を期したい、かように考えておりますので御理解をいただきたいと思ひます。

○田澤吉郎君 昭和五十二年に松くい虫防除特別措置法が制定されました。これによつてマツクイムシが運ぶ線虫類による松林の激甚な枯損被害を早急に終息させるために薬剤の空中散布を中心とした防除方法を計画的に推進することにしたわけでありまして。しかしながらこの効果は上がつておりません。その理由は、先ほどからたびたび答弁されておりますけれども、マツクイムシ防除問題懇談会報告書によりまして、まず第一は予期せざる五十三年度の異常気象の影響、第二は薬剤の空中散布、地上散布、被害木の伐倒駆除などの方法が種々の制約のために所期の成果を上げていない。第三は、被害木の移動制限措置の不徹底。第四が伐採、造林意欲の減退等から樹種転換が進ま



被害がそれほど広がっていない。ところが民有林では爆発的に被害が広がっている。これだけの差があるわけでありませう。

ところが、これに對しては対策の方はどうかというところ、これは五十五年度で見まして国有林の場合は特別防除並びに地上散布は被害面積二・五万ヘクタールのうちの一万ヘクタールに對して行つております。約四割に對して対策を行つております。民有林の場合は六十四万ヘクタールの中で十四万ヘクタールにしか行つていない、二割にしか行つていない。それから伐倒除の方はどうかと云いますと、国有林は十四万立米の中で九・六万立米、約七〇%相当を伐倒除をしておりませう。民有林の場合は百九十六万立米中五十三万立米、三割足らずしか行つていない。だから対策の方では国有林の方がうんとたくさんやつてゐるわけですね。被害の方は民有林の方がはるかに爆発的に広がつてゐる。これは予算の面でも比へても、国有林野のこれに使つてゐる予算とあるいは民間の予算とを比べても歴然とその差がしてゐる。予算で比べますと、国有林のマツクイムシ防除対策は六・九億、五十五年度です。民有林の場合は六十六億、一対十の關係です。被害面積は国有林一に對して民有林二十六、二十六倍。被害面積は国有林一に對して民有林に比べて民有林の場合は少ないわけですね。それにもかかわらず五十七年度の予算は五十六年度と横ばいである。これで果たして効果が上がるかどうかきわめて疑問だと思ふわけですね。いかがでしょうか。

○政府委員(秋山智英君) 国有林の場合におきましては、被害面積の約四割につきまして特別防除を実施してゐまして、さらにそれに加へまして伐倒除を進めてゐるという状態でございまして、今回の五十七年度の民有林予算におきましては、先ほど申し上げましたような予算の仕組みになつておりますが、私どもといたしましては、特別防除等地上での特別伐倒除、それから普通の伐倒除を総合しながら有効適切にひとつこれで

対処して進めてまいりたいと、かように考えておるところであります。

○田淵哲也君 これは五十二年の法律ができたときからこの対策に取り組んだわけですね。初めのうちはその原因とか対策でなかなか試行錯誤もあつたと思ふけれども、私はやっぱり初期の段階にうんとその予算をつぎ込んで抜本的な防除をやらなければ効果が上がりにくいんじゃないかと思ふんです。これいままでのマツクイムシの被害総額はどれくらいになつておりますか、最近。

○政府委員(秋山智英君) ちよつと手元に被害総額につきましては持つておりませんので、後ほど出して申し上げませう。

○田淵哲也君 大体ここ二、三年は年間二百萬立米ぐらゐの被害が出ておるわけですね、材積で。立木の値段、概算、大ざっぱに一立米一万円と見ても二百億、年間二百億に達するぐらゐの被害が出ておるわけでありませう。これは立木の値段を換算した費用だけでありまして、環境問題あるいは治山治水問題に果たず林野の役割を入れた場合にははるかに大きな被害になるわけでありませう。こういうものが年々出ておるわけでありませう。これを防ぐためにはもつと思ひ切つて予算を使ひ、もつと思ひ切つた事業をやらなければだめだと思ふんです。今回せつかくこの法律を改正してまでやろうというわけですから、少なくとも先ほども御指摘がありましたけれども、予算をもつとふやし、事業をもつとふやすべきではないか。全体の被害の中の民間の場合は二割にしか防除をやらない、あるいは被害木の中の伐倒除も三割しかやらない、こういうようなことでは、火事を消すに一部に水をかけても火事は消えないわけですね。大臣はどう思われますか。

○政府委員(秋山智英君) 確かに御指摘の点は私たちが理解するわけですが、問題はいままで農林大臣あるいは都道府県知事のみで実施計画をつくつておるのを、今度は市町村が実施計画に参加していただく。このことによつて民有林の防除計画というものはさらに底辺を廣めてまい

りますので、そういう点では私はそれなりに大きな成果があるんじゃないかと思ふんです。

それを基本にしながら、やはりいままでの、これに五十年間のいわゆる体験を生かして空中散布についても適期にこれを実施する。私はリンゴの防除を経験してゐるんでございませう、いままでもリンゴの薬剤防除というものは有機剤で一挙に回数をおこなつて防除する方法がございまして、回数も、最近の薬剤はやはり自然環境の保全という意味からできるだけ他の動植物に影響を与えないものというところで薬剤の散布を進めてゐるわけにございませう、そうなりますと、やはり適期に散布をするということが非常に必要になつてくるわけにございませう、その点にもつとものと重点、――カミキリの生態をよく認識して適期に薬剤を散布するということに気を配る。

さらにはまた、特別防除の実施の面でのいわゆる眼界もあつたわけにございませう、そういう点に對して、市町村を含めての実施計画の面ではやはり地元というところと話し合つて、実施の面でもこれまで以上の成果を上げる、あるいはまた伐倒除につきましてもやはりこれまでは伐倒除をそのまま捨てておいたということがさらに被害を拡大したということにございませう、そういう点についてはできるだけ伐倒除を処理すること、そのためにはやはり被害木の利用の面でですね、単にチップだけじゃなく、さらに被害木の利用の範囲を研究し、その範囲を廣めていくというようなこと等をしてまいることによつて予算面以上の成果も上げられるものと思ふのでございませう。

しかし、予算的にもこれから私たちがそういういろいろ対策を進める中で、予算、財政上の必要がある場合は私にはできないだけ対応したい、こう考えておるのでございませう。

○田淵哲也君 大臣の言われるように実施の時期とかやり方とか、きめの細かな努力も必要だと思ひますけれども、その程度の改善をするなら、わざわざこの法律を変えてやるほどのことはないんじゃないか。やっぱり法律を変えて本格的に

取り組むならもつと大々的にやるべきではないかと思ふわけですね。

それから予算の話が出たついでにお伺いしますけれども、国有林の防除対策の費用というものは国有林野事業特別会計、事業勘定の中の事業費から出ておるわけですね。これは造林とか林道の一部は一般会計から補助が出ておりますけれども、このマツクイムシの問題はどうして一般会計からの補助が出ないんですか。

○政府委員(秋山智英君) 現在の一般会計から国有林に繰り入れておる場所の費用の対象になりますのは、保安林等の造林、それから林道開設でございまして、現在のマツクイムシの対象の中で保安林に對する造林等がありますれば入りませうが、一般造林の分につきましては特別会計の事業勘定の方から対応しております。

○田淵哲也君 民有林の場合でも国や県から補助を出して防除をやつてゐるわけでしょう。国有林の場合も同じじゃないかと思ふんですが、これは独立採算で特別会計につくつてやつてゐるならば、それは国が補助をすべきではないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(秋山智英君) 現段階といたしましては、特に一般会計からの繰り入れにつきましては公益性的強い森林の造林に對してということで入れてゐる關係もございまして、現在は入つてないわけでありませう。

○田淵哲也君 現在入つてないから私がお伺ひしておるわけで、入つてないということが矛盾してないかということですね。

○政府委員(秋山智英君) この問題につきましては、今後研究させていただきます。

○田淵哲也君 国有林野特別会計もなかなか内情は苦しいようですから、やっぱり国として出すべきものはきちんと出してやらないと事業としての意欲にも影響すると思ひますので、大臣よろしくお願ひします。

○國務大臣(田澤吉郎君) 確かに特別会計からマツクイムシのいわゆる除除費を出すということは

一つの問題があるかと思ひますので、私たちとしてはマツクイムシ防除のために積極的に取り組むという姿勢からいっても、やはり先生の御指摘が一つのいい考え方だと思ひますので、今後検討させていただきたい、こう思ひます。

○田淵哲也君 それから五十七年度の特別防除について予算も減つておるわけでありましてけれども、先ほどからこれは非常に効果があるという説明があるにかかわらず、予算も事業も減らしておるといふのはどういふわけか。推定しますと、効果はあるけれども環境保全その他で被害がある、そういう配慮から減らしたのでしょうか。

○政府委員(秋山智英君) すでに卒業生と申しますか、防除しなくとも被害で地上の伐倒木除去でできる地域等が出てまいったために減少しております。

○田淵哲也君 それから被害木の移動制限措置というものが非常に重要だということが指摘されておりますけれども、これは本当にその徹底が図れるのかどうか、その対策をお伺ひします。

○政府委員(秋山智英君) 先生御指摘のとおり、今後未発生地域でこれを完全に防ぐということになりますと、やはりマツクイムシの付着した被害木の移動を事前に食いとめるということがきわめて重要だと思ひます。これまでも各都道府県の森林害虫防除員が松林あるいは杉木場等へ立入検査をいたしまして、その制限あるいは禁止の措置と相まちましてこの監視体制をいっているわけでございますが、今後やはり何と申しますか、突発的に出るような被害の内容を見てまいりますと、やはりそういう移動によることも多々ござい

ますので、今後さらにこの法案を施行するに当たりますでは、森林害虫防除員の立入検査を徹底すると同時に、今回市町村の職員に対しまして被害材の移動状況把握のため、あるいは森林所有者、それから松材利用者等に指導の徹底を図る予算もつけておりますので、これらを有効に活用いたしまして、このマツクイムシの被害材の移動についての監視体制をより一層高めてまいりたい、

かように考えております。

○田淵哲也君 それから、天敵の利用とか誘引剤の開発その他について研究が進められておるようでありましてけれども、この新しい防除技術の開発と実用化のめど、いつごろから実用化ができるようになるのかお伺ひをします。

○政府委員(秋山智英君) 天敵微生物の利用につきましては、ようやく現在具体的に野外実験に入っている段階でございます。また、これらの実験を踏まえてやるために何年度からというふうには断定をここで申し上げにくいわけでありまして、試験研究機関にはできるだけ早く体制を整えてほしいということをお願いしております。

それから薬剤の立木への注入でございますが、これも登録申請の段階へようやくきております。

それから、長期の視点に立ちました抵抗性品種の具体的な植えつけへの問題であります。現在、ようやく選抜育種の方につきましては第一次の検定が終わりまして、これをまずは当面接種の検定を済ませながら海岸林等に植えていくのを五十九年度からというふうなことで進めております。もちろん大々的に採種園をつくりまして進めていくのは若干先へ行きますが、当面とありえず、そういう形で進めてまいりたい。それから交雑育種によりまして、五十九年度ごろから具体的に現地で植えられるような体制に持っていきたいと思ひます。

○田淵哲也君 時間が来ましたので、最後に大臣に一間お伺ひをしたいと思います。

このマツクイムシ問題は、確かに異常気象等の要因もあられますけれども、私は根本的には林業政策上の基本的な問題を含んでおると思ふんです。たとえば林業の担い手がだんだんなくなつてきておる、そういうことでなかなか手入れが行き届かない、あるいは林業生産活動自体が衰退をしておるといふことが一つの大きな基本的な基礎的な原因となつておると考えられます。林業ということのは、ただ単に木材を生産するという産業上のこと

だけではなくて、環境上の問題あるいは治山治水の問題、国土という問題から考えてもきわめて重要な問題であります。したがって、この林業の健全な育成のための施策がその根柢としてなければならぬと思ひますけれども、この点について大臣の決意をお伺ひしまして、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(田澤吉郎君) 先ほど申し上げましたけれども、最近のいわゆる不況によりまして住宅の着工率を非常に低下しております。そのことで森林、林業の国内生産活動が停滞いたしております。伐採だとかあるいは造林あるいは間伐等の作業が非常におくれておるわけでございます。そういうことがやはりマツクイムシ等に対する対策にも大きく影響しているものと思ひますので、私は今後やはり森林資源の重要性というものをさらに普及してまいらなければならぬ。特に日本は国土が南北に長く災害の多い、いわゆる日本列島でございますので、森林資源によつて災害の防除を私はいたして思ひます。

また、油は私どもの方にはありませんけれども、水というものは資源を私たちはいわゆる神から与えられておるわけでございます。これはやはり森林資源の育成にあらうと思ふのでございまして、国土保全、自然環境の整備、あるいは水資源涵養の意味においてもやはり森林の役割りというのは非常に大きい、かように考えますので、今後とも森林、林業の振興のために努力をまいりたいと思ひます。

○委員長(坂元親男君) 本案に対する本日の質疑はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十六分散会

三月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本農業再建・食糧自給率向上のための食糧制度拡充に関する請願(第一三二四号)(第一三六二号)(第一三六八号)(第一四三九号)

第一三二四号 昭和五十七年三月一日受理  
日本農業再建・食糧自給率向上のための食糧制度拡充に関する請願  
請願者 静岡県浜松市曳馬町七〇九 木下正夫 外三十名  
紹介議員 小山 一平君  
この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第一三六二号 昭和五十七年三月二日受理  
日本農業再建・食糧自給率向上のための食糧制度拡充に関する請願  
請願者 長崎市辻町二四ノ三 田原勝幸 外百六十四名  
紹介議員 佐藤 三吾君  
この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第一三六八号 昭和五十七年三月二日受理  
日本農業再建・食糧自給率向上のための食糧制度拡充に関する請願  
請願者 長崎県西彼杵郡高島町百一七号七階東一 西村嘉次郎 外百三十九名  
紹介議員 松前 達郎君  
この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第一四三九号 昭和五十七年三月三日受理  
日本農業再建・食糧自給率向上のための食糧制度拡充に関する請願  
請願者 静岡県磐田郡福田町堀新田一一六  
紹介議員 大橋 一敷 外六十名  
この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

三月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、種苗法の一部を改正する法律案  
一、農業協同組合法の一部を改正する法律案

一、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

種苗法の一部を改正する法律案

種苗法(昭和二十二年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条及び第十二条の二を次のように改める。

(外国人に関する特例)

第十二条 日本国内に住所及び居所(法人にあつては、営業所)を有しない外国人は、次の各号の一に該当する場合を除き、品種登録を受けることができない。

一 その者の属する国が、日本国民に対し品種の育成に關してその国の国民と同一の条件による保護を認める国(その国の国民に対し日本国民が品種登録を認めることを条件として日本国民に対し当該保護を認める国を含む)であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に關する保護を認める場合

二 その者が住所又は居所(法人にあつては、営業所)を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に關する國際條約の同盟國(同條約第三十四條(2)の規定により日本國がその國との關係において同條約を適用することとされている國を含む。以下「同盟國」という。)であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に關する保護を認める場合(前号に掲げる場合を除く。)

(優先権)  
第十二条の二 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、当該出願の時に、農林水産省令で定めるところにより、優先権を主張することができる。

一 同盟國に對する第七條第一項の出願に相當

する出願(以下「同盟國出願」という。)をした者又はその承継人(日本國民若しくは同盟國に屬する者又は日本國若しくは同盟國に住所若しくは居所(法人にあつては、營業所)を有する者に限る。)

二 前條第一号に規定する國であつて日本國民に對し日本國と同一の條件により優先權の主張を認めるもの(同盟國を除く。以下「特定國」という。)

出願者が前項の規定により優先権を主張した場合に、同盟國への出願日又は特定國への出願日から第七條第一項の出願をした日までの間にされた当該出願に係る品種と同一の品種についての出願、公表、譲渡その他の行為は、当該出願についての品種登録を妨げる事由とはならない。

第十二条の十二の次に次の一条を加える。  
(條約の効力)  
第十二条の十三 新品種の保護に關し條約に別段の定めがあるときは、その規定による。

附則  
1 この法律は、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーブで改正された千九百六十二年十二月二日の植物の新品種の保護に關する國際條約が日本國について効力を生ずる日から施行する。

2 改正後の種苗法(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行の日以後にされる新法第七

條第一項の出願から適用し、同日前にされた出願については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にこの法律による改正前の種苗法(以下「旧法」という。)第十二條の二の特定國出願をした者又はその承継人が、この法律の施行後において、同條の特定國への出願日の翌日から一年以内に当該特定國出願に係る品種につき新法第七條第一項の出願をする場合(新法第十二條の二第一項各号に該當する場合を除く。)

4 この法律の施行前にした行為及び附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる出願に係るこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

農林協同組合法の一部を改正する法律案  
農林協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第十項中「第八項ただし書を」を「第八項ただし書及び第九項に、」を「行ない」を「行い」に改め、同條第八項中「次項を」を「第十項に、」を「第六項第五号に、」及び第五号の規定による施設を「から第五号までの規定による施設(同項第四号の規定による施設については、地方債証券その他の主務大臣の指定する有価証券に係るものに限る。)」に、「これを超えて」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第一項第一号及び第二号の事業を併せ行ふ農協同組合連合会であつて、組合員に對する資金の貸付けその他資金の運用状況、その地区内における農業事情その他の經濟事情等からみて、資金の安定的かつ効率的な運用を確保するため、前項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に第一項第一号の規定による施設

を利用させることが必要かつ適當であるものとして主務大臣の指定するものは、前項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度における当該施設に係る組合員以外の者の事業の利用分量の額が、当該事業年度における当該農林漁業協同組合連合会の貯金及び定期積金の合計額に百分の十五以内において政令で定める割合を乘じて得た額を超えない範圍内において、組合員以外の者に当該施設を利用させることができる。

第四十八條第五項中「第三十條第三項乃至第八項を」を「第三十條第四項から第八項まで」に改め、同條第三項の次に次の一項を加える。

總代は、定款の定めるところにより、組合員が總會においてこれを選挙する。ただし、定款の定めるところにより、總代を總會外において選挙することができ。

附則  
1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。  
2 農林共済基金法(昭和二十七年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。  
第三十五條第四項中「あわせ行ふ」を「併せ行ふ」に、「同條第十一項を」を「同條第十二項に改める。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案  
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律  
(昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律の一部改正)

第一條 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律(昭和四十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。  
第一條の十三の次に次の一条を加える。

(昭和五十七年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の十四 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額の十二倍に相当する額にその相当する額が別表第十の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その相当する額が百二十八万円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額)の十二分の一に相当する額(その額が四十二万円を超えるときは、四十二万円とする。)を平均標準給与の月額とみなして、旧法(附則第五条を除く。)の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

3 前二項の規定の適用を受ける次の各号に掲げる年金については、これらの規定による改定後の年金額が当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十七年五月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

- 一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額  
イ 六十五歳以上の者に係る年金 七十九万二千円  
ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十九万二千七百円
- 二 障害年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに定める額  
イ 六十五歳以上の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 七十九万二千円  
ロ 六十五歳以上の者で組合員期間が九年

以上二十年未満であるものに係る年金及び六十五歳未満の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 五十九万二千七百円

ハ 六十五歳以上の者で組合員期間が六年以上九年未満であるものに係る年金 四十七万四千円

ニ イからハまでに掲げる年金以外の年金 三十九万五千円

三 遺族年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額  
イ その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上である年金 五十一万三千八百円

ロ その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年未満である年金 三十八万五千四百円

4 前三項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十七年五月分以後、その額に当該各号に定める額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。この場合においては、第一条の十一第四項ただし書の規定を準用する。

- 一 遺族である子が一人いる場合 十二万円
- 二 遺族である子が二人以上いる場合 二十一万円
- 三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 十二万円

5 第一項又は第三項の規定の適用を受ける退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの額を同項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌

月分以後、その者を第四項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

7 第一条の第十二第三項及び第十四項の規定は、第四項又は前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、同条第十三項中「第九項各号の一」とあるのは「第一条の第十四第四項各号の一」と、「又は第十項」とあるのは「又は同条第六項」と、「第九項第三号」とあるのは「同条第四項第三号」と、「及び第十項」とあるのは「及び第一条の第十四第六項」と、「ただし、第一項、第二項又は第七項」とあるのは「ただし、同条第一項から第三項まで」と、同条第十四項中「第九項又は第十項」とあるのは「第一条の第十四第四項又は第六項」と、「第九項及び第十項」とあるのは「同条第四項及び第六項」と読み替へるものとする。

8 第一項から第四項まで又は前二項の規定の適用を受ける遺族年金については、その額(その額につき第四項又は第六項の規定の適用がある場合には、その額からこれらの規定により加算される額に相当する額を控除した額。以下この項において同じ。)が次の各号に掲げる遺族年金の区分に応じ当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十七年八月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

- 一 その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上である遺族年金 五十二万円
- 二 その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年未満である遺族年金 三十九万円

9 第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

10 第一項から第三項まで又は第五項の規定の適用を受ける年金のうちこれらの規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額の十二倍に相当する額が四百十六万二千四百円以上である退職年金については、昭和

五十八年三月分まで、これらの規定による改定後の年金額とこれらの規定の適用がないものとした場合における年金額との差額の三分の一に相当する額(その額が第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との差額に相当する額を超えるときは、その差額に相当する額)を支給を停止する。

一 第一項から第三項まで又は第五項の規定による改定後の年金額  
二 第一項から第三項まで又は第五項の規定による改定後の年金額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額の十二倍に相当する額が四百十六万二千三百九十二円であるものとしてこれらの規定により年金額を改定するものとした場合における改定後の年金額

第二条の二十四の次に次の一条を加える。  
(昭和五十七年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の二十五 昭和五十六年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に定める額をそれぞれ当該年金に係る平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、法、三十九年改正法附則又は四十一年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第二条の二十二第二項後段の規定を準用する。  
一 前条第一項に規定する年金 当該年金の額を同項の規定により改定する場合のその

改定年金額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第十の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その年額が百二十八万円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額（その額が五百四万円を超えるときは、五百四万円））

二 昭和五十五年四月一日以後昭和五十六年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和五十五年四月一日以後昭和五十六年三月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による年金、その給付事由が生じた日における当該年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第十の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その年額が百二十八万円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額（その額が五百四万円を超えるときは、五百四万円））

2 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合期間」と読み替へるものとする。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

4 前三項の規定の適用を受ける年金のうちこれらの規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額が四百十六万二千四百円以上である退職年金又は退職年金であつて第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えることとなるものについては、昭和五十八年三月分までの規定の適用による改定後の年金額とこれらの規定の適用がないものとした場合における年金額との差額の三分の一に相当する額（その額が第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との差額に相当する額）を支給を停止する。

一 前三項の規定による改定後の年金額

二 前三項の規定による改定後の年金額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額が四百十六万二千四百円であるものとしてこれらの規定により年金額を改定するものとした場合における改定後の年金額

第四条の九の次に次の一条を加える。

（昭和五十七年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第四条の十 前条第一項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、第四条第一項及び第二項の規定の例により算定した額に改定する。この場合において、同条第一項第一号中「二十四万円」とあるのは「五十三万三千三百七十六円」と、同条第二号中「みなして」とあるのは「みなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第二十一条第一項及び第三項の規定がそのみなされた退職年金に係る第一条第一項の資格の喪失の日に行なわれていた」としたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額（その月額が、三十九年改正法附則第四条第六号の規定が当該資格の喪失の日に行なわれていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額）となるべき。

十九年改正法附則第四条第六号の規定が当該資格の喪失の日に行なわれていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の月額を求め、その月額を基礎として、「第一条の五第一項」とあるのは「第一条の十四第一項」と、同条第二項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）」と読み替へるものとする。

2 前条第二項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第一号中「二十四万円」とあるのは「五十三万三千三百七十六円」と、同条第三項第二号中「第二項」とあるのは「第二項の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二項の二十五第一項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）」と、同条第四項中「新法通算退職年金の改定基礎月額」とあるのは「新法通算退職年金の改定基礎月額」と、同条第二号中「別表第一の二」とあるのは「別表第一の二（昭和五十二年十月一日以後に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員については、五十四年改正法第二条の規定による改正前の法別表第一の二）」と読み替へるものとする。

3 昭和五十五年一月一日以後昭和五十六年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員についての当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、第四条第三項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第一号中「二十四万円」とあるのは「五十三万三千三百七十六円」と、同条第二号中

「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二条の二とあるのは、第二条の二十五第一項」と読み替へるものとする。

4 旧法第三十七条の二第六項、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法第三十七条の三第五項、五十四年改正法第二条の規定による改正前の法第三十七条の三第六項又は五十四年改正法第二条の規定による改正後の法第三十七条の三第五項の規定の適用を受けた通算退職年金については、これらの規定による合算額のうちの一の額に係る年金ごと以前三項の規定に準じて算定した額の合算額をもつて改定年金額とする。

5 第一条第二項の規定は、第一項、第二項又は前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

6 昭和五十六年三月三十一日以前に第一条第一項の資格の喪失をし、又は第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員に係る通算退職年金であつて、その年金を受ける権利が昭和五十七年四月三十日以前に取得されたものについては、同年五月分以後、その額を、当該通算退職年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

7 第一項、第四項又は第五項の規定の適用を受ける通算退職年金のうちこれらの規定による年金額の改定の基礎となつた昭和五十七年度における旧法通算退職年金の改定基礎月額（第一項の規定により第四条第一項及び第二項の規定の例により算定された通算退職年金の額の算定の基礎となつた同条第一項第二号に規定する旧法通算退職年金の改定基礎月額をいう。以下この項において同じ。）の十二倍に相当する額が四百十六万二千四百円以上である通算退職年金については、昭和五十八年三月分まで、第一項、第四項又は第五項の規定による改定後の年金額のうち昭和五十七年

度における旧法通算退職年金の改定基礎月額に係る部分の額と第一項、第四項又は第五項の規定の適用がないものとした場合における年金額のうち昭和五十六年度における旧法通算退職年金の改定基礎月額（前条第一項の規定により第四項第一項及び第二項の規定の例により算定された通算退職年金の額の算定の基礎となつた同条第一項第二号に規定する旧法通算退職年金の改定基礎月額をいう。）に係る部分の額との差額の三分の一に相当する額（その額が第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との差額に相当する額を超えるときは、その差額に相当する額）の支給を停止する。

一 第一項、第四項又は第五項の規定による改定後の年金額

第二項、第四項又は第五項の規定による改定後の年金額の算定の基礎となつた昭和五十七年度における旧法通算退職年金の改定基礎月額の十二倍に相当する額が四百十六万二千三百九十二円であるとしてこれらの規定により年金額を改定するものとした場合における改定後の年金額

8 第二項から第五項までの規定の適用を受ける通算退職年金のうちこれらの規定による年金額の改定の基礎となつた昭和五十七年度における新法通算退職年金の改定基礎月額（第二項又は第三項の規定により第四項第三項及び第四項の規定に準じて算定された通算退職年金の額の算定の基礎となつた同条第三項第二号に規定する新法通算退職年金の改定基礎月額をいう。以下この項において同じ。）の十二倍に相当する額が四百十六万二千四百円以上である通算退職年金については、昭和五十八年三月分まで、第二項から第五項までの規定による改定後の年金額のうち昭和五十七年度における新法通算退職年金の改定基礎月額に係る部分の額と第二項から第五項までの規定の適用がないものとした場合における年金額のうち昭和五十六年度における新法通算退

職年金の改定基礎月額（前条第二項又は第三項の規定により第四項第三項及び第四項の規定に準じて算定された通算退職年金の額の算定の基礎となつた同条第三項第二号に規定する新法通算退職年金の改定基礎月額をいう。）に係る部分の額との差額の三分の一に相当する額（その額が第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との差額に相当する額を超えるときは、その差額に相当する額）の支給を停止する。

一 第二項から第五項までの規定による改定

別表第十（第一条の十四、第二条の二十五関係）

| 年                        | 額 | 区 | 分 | 率     | 額         |
|--------------------------|---|---|---|-------|-----------|
| 一、二八〇、〇〇〇円未満             |   |   |   | 一・〇五五 |           |
| 一、二八〇、〇〇〇円以上四、六二二、二二三円未満 |   |   |   | 一・〇四五 | 一、二、八〇〇円  |
| 四、六二二、二二三円以上             |   |   |   | 一・〇〇〇 | 二、二〇、八〇〇円 |

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第二条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項の表中

|           |           |     |
|-----------|-----------|-----|
| 七二、〇〇〇円   | 七四、〇〇〇円未満 | 七五、 |
| 七六、〇〇〇円以上 | 七四、〇〇〇円以上 | 七六、 |
| 八〇、〇〇〇円   | 七八、〇〇〇円以上 | 七八、 |

〇〇〇円 七六、〇〇〇円未満

|      |           |           |    |        |          |      |
|------|-----------|-----------|----|--------|----------|------|
| 〇〇〇円 | 七六、〇〇〇円以上 | 七八、五〇〇円未満 | に、 | 「第四十級」 | 四二〇、〇〇〇円 | 四一五、 |
| 〇〇〇円 | 七八、五〇〇円以上 | 八二、五〇〇円未満 |    |        |          |      |

〇〇〇円以上

|     |       |            |         |
|-----|-------|------------|---------|
| 「を」 | 第四十級  | 四二〇、〇〇〇円以上 | 四二五、〇〇〇 |
|     | 第四十一級 | 四三〇、〇〇〇円以上 | 四三五、〇〇〇 |
|     | 第四十二級 | 四四〇、〇〇〇円以上 | 四四五、〇〇〇 |

円未満  
円未満に改める。

附則第八条中「五十六万八千八百円」を「五十九万二千七百円」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正）

後の年金額

二 第二項から第五項までの規定による改定後の年金額の算定の基礎となつた昭和五十七年度における新法通算退職年金の改定基礎月額の十二倍に相当する額が四百十六万二千三百九十二円であるとしてこれらの規定により年金額を改定するものとした場合における改定後の年金額

第五条及び第六条中「第二条の二十四」を「第二条の二十五」に改める。

別表第九の次に次の一表を加える。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十七年五月一日から施行する。ただし、第二条中農林漁業団体職員共済組合法（以下「法」という。）第二十条第一項の改正規定及び第三条中農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（以下「三十九年改正法」という。）附則第四号第十号の改正規定並びに次条及び附則第四条の規定は、同年四月一日から施行する。

（標準給与に関する経過措置）

第二条 昭和五十七年四月一日前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き組合員の資格を有する者（同月から標準給与が改定されるべき者を除く。）のうち、同月の標準給与の月額が七万六千円以下である者（給与月額が七万四千円以上七万六千円未満である者を除く。）又は四十二万四千円である者（給与月額が四十二万五千円未満である者を除く。）の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第二十条の規定による改正後の法第二十条第一項の規定による標準給与の月額の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

（退職年金等の額の特例に関する経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の法附則第八

条並びに第三条の規定による改正後の三十九年改正法附則第七條の二、第十二條第三項及び第十五條の二第一項の規定は、昭和三十九年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和五十七年五月分以後適用する。

(旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置)

第四條 第三條の規定による改正後の三十九年改正法附則第四條第十號の規定は、昭和五十七年四月一日以後に給付事由が生じた給付については、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五條 前三條に規定するもののほか、給付及び標準給与に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

三月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十日)

一、漁港法第十七條第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件(予備審査のための付託は二月十三日)

(衆議院修正に係る本文のみを  
掲載) 小字及び「」は修正

松くい虫防除特別措置法の一部を改正する法律案

第三條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 松くい虫の被害対策の総合的な推進に関する基本的な指針

二 特別伐倒除根並びに松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び薬剤による防除に関する基本的な事項

三 特別防除を行うべき松林に関する基準、特別防除を行う松林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項その他松くい虫の薬剤による防除に関する基本的な事項

四 松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林を保護し、及びその有する機能を確保するために松林の他の樹種又は松くい虫が運ぶ線虫類により枯死するおそれのない松からなる森林への転換に関する基本的な事項

五 その他松くい虫の被害対策に関する重要事項

3 前項第三号に規定する特別防除を行うべき松林に関する基準は、当該松林の存する地域の自然環境及び生活環境に対する特別防除による影響に配慮し、特殊鳥獣(特殊鳥獣の保護等の規制に関する法律昭和四十七年法律第四十九號第二條第一項に規定する特殊鳥獣をいう。天然記念物文化財保護法昭和二十五法律第二百四十四號第六十九條第一項の規定により指定された天然記念物をいう。等の貴重な野生動物植物を生存する松林その他の森林で特別防除を行うことが適当でない認められるものが明確になるように定めなければならない。

第四條の見出しを「(都道府県実施計画)」に改め、同條第一項中「前條第三項」を「前條第四項」に改め、「(昭和二十六年法律第二百四十九號)」を削り、「(薬剤による防除)」を「被害対策」に、「(実施計画)」を「(都道府県実施計画)」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 都道府県実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 松くい虫の被害対策の実施方針

二 基本方針に定める特別防除を行うべき松林に関する基準に適合する二以上の松林を合わせて政令で定めるところにより特別防除の単位として定める松林群(以下「松林群」という)に関する事項

三 高度公益機能松林若しくは被害拡大防止松林又は松林群のうち高度公益機能松林若しくは被害拡大防止松林を含むものに係る前條第二項第二号から第四号までに規定する措置(以下「特定措置」という)の計画的な実施に關し必要な事項

四 高度公益機能松林及び被害拡大防止松林以外の松林又は松林群のうち高度公益機能松林及び被害拡大防止松林を含まない松林群であつて、特定措置を前号の松林又は松林群に係る特定措置の実施と調和を保ちつつ計画的に実施する必要があると認められるものに関する基準その他次條第一項の地区実施計画の指針となるべき事項

五 その他松くい虫の被害対策の実施に關し必要な事項

第五條の前の見出し中「命令」を「(駆除命令)」に改め、同條第一項中「(昭和二十五年法律第五十三號)及び以下同じ」を削り、同項第一号中「森林法第二十五條第一項又は第二項の規定により保安林として指定された松林その他の公益的機能が高い松林で政令で定めるもの」を「高度公益機能松林」に改める。

第八條中「(行方不明)」の下に、自然環境及び生活環境の保全に配慮しを加へ、「(とす)」を「(とし、地域住民等関係者の理解と協力が得られることとなるように努めるものとする)」に改める。

第九條の見出しを「(都道府県実施計画と駆除命令との関係)」に改め、同條中「第三條第一項第四号に掲げる命令又は同法を「第三條第一項又は」に、「(実施計画)」を「(都道府県実施計画)」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(地区実施計画の遵守)

第九條の二 地区実施計画の対象となる松林を所有し、又は管理する者は、地区実施計画に即して特定措置を実施するよう努めなければならない。

2 市町村長は、前項に規定する者が特定措置を実施していないと認める場合において、地区実施計画の達成上必要があるときは、その者に対して、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる。

三月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

え、同号ロ中「乗じて得た額」の下に「から当該輸入申告の時に適用されるイの農林水産大臣の定める額（当該額がその乗じて得た額を超えるときは、その乗じて得た額を控除して得た額）を加える。

第十條第三項を次のように改める。

3 第一項第一号イの農林水産大臣の定める額は、第十八條の三第一項の期間ごとにその各期間を適用期間とし、その適用期間における第十八條の二第一項の異性化糖調整基準価格と第十八條の三第一項の異性化糖の平均移出価格（当該異性化糖の平均移出価格が当該異性化糖調整基準価格以上の額である場合には、当該異性化糖調整基準価格）との差額にその適用期間の属する砂糖年度に係る第十八條の六第一項の農林水産大臣の定める率を乗じて得た額に、当該年度の前年度における異性化糖の製造数量を基準とし当該年度におけるその製造数量の見込数量を参酌して定めた異性化糖の推定製造数量を政令で定めるところにより標準異性化糖（農林水産省令で定める規格の異性化糖に含まれる固形分としての糖をいう。以下同じ。）の数量に換算した数量（同条第二項において「標準異性化糖推定製造数量」という。）を当該年度における前項に規定する砂糖及び国内産ぶどう糖の推定供給数量で除して得た額を乗じて得た額を政令で定めるところにより輸入に係る粗糖についての事業団の売戻しの価格に換算した額を限度として、定めるものとする。

第十條に次の一項を加える。

4 第三條第六項の規定は第一項第一号イの農林水産大臣の定める率について、第七條第二項から第四項までの規定は同号イの農林水産大臣の定める額について、それぞれ、準用する。この場合において、同条第三項中「海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは、第十八條の二第二項の異性化糖調整基準価格又は第十八條の三第一項の異性化糖の平均移出価格が改定された場合」と、同条第四項中「第一項

とあるのは、第十條第三項」と、政令で定める期間」とあるのは、第十八條の三第一項の期間」と読み替へるものとする。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 異性化糖の砂糖との価格調整

に關する措置

（異性化糖の事業団への売渡し）

第十八條の二 農林水産省令で定める施設により異性化糖を製造する者（以下「異性化糖製造者」という。）は、製造した異性化糖をその製造場から移出する場合においてその移出の時に適用される次条第一項の異性化糖の平均移出価格が異性化糖調整基準価格（国内産糖合理化目標価格を政令で定めるところにより標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。）に満たない額であるときは、その移出に係る異性化糖を事業団に売り渡さなければならない。ただし、輸入に係る粗糖につき当該移出の時に適用される平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格に満たない額である場合であり、かつ、当該移出の時に適用される同項の異性化糖の平均移出価格が当該移出の時に適用される異性化糖標準価格（第七條第二項の政令で定める期間当該期間をその適用期間とする平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格以上の額である場合における当該期間を除く。）ごとにその各期間を適用期間とし、その期間における輸入に係る粗糖についての第十條第一項第一号に規定する事業団の売戻しの価格を政令で定めるところにより標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣が定める価格をいう。以下同じ。）を超える場合は、この限りでない。

2 異性化糖調整基準価格は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに定めなければならない。

3 異性化糖調整基準価格は、第四條第一項の規定により国内産糖合理化目標価格が改定される場合には、併せて改定しなければならない。

4 農林水産大臣は、異性化糖調整基準価格を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

5 第七條第二項から第四項までの規定は、異性化糖標準価格について準用する。この場合において、同条第三項中「海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは、平均輸入価格の改定により輸入に係る粗糖についての第十條第一項第一号に規定する事業団の売戻しの価格が変動する場合」と、「改定することができ」とあるのは「併せて改定しなければならない」と、同条第四項中「第一項の」とあるのは、第十八條の二第二項ただし書の異性化糖標準価格の決定に關する」と、「政令で定める期間」とあるのは、第七條第一項の政令で定める期間（当該期間をその適用期間とする平均輸入価格が国内産糖合理化目標価格以上の額である場合における当該期間を除く。）と読み替へるものとする。

6 第一項の規定による異性化糖の売渡しは、当該異性化糖をその製造場から移出する前に、売渡申込書を事業団に提出しなければならない。

7 前項の規定による売渡申込書の提出があつた場合における当該申込みに対する事業団の承諾に關し必要な事項は、政令で定める。

8 異性化糖製造者が異性化糖の製造場において行う次の行為は、製造した異性化糖のその製造場からの移出とみなす。

一 製造した異性化糖と当該異性化糖以外の物とを混合すること。

二 製造した異性化糖を消費すること。

9 異性化糖製造者が異性化糖の製造を廃止する場合において、製造した異性化糖がその製造場に現存するときは、当該異性化糖製造者がその製造を廃止する日に当該異性化糖を当該製造場から移出するものとみなす。

（異性化糖平均移出価格）

第十八條の三 異性化糖の平均移出価格（以下「異性化糖平均移出価格」という。）は、標準異性化糖につき、政令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間ごとにその各期間を適用期間とし、政令で定めるところにより、異性化糖の原料でん粉の価格並びに異性化糖の製造及び販売に要する標準的な費用の額を基準として、農林水産大臣が定める。

2 第七條第二項から第四項までの規定は、異性化糖平均移出価格について準用する。この場合において、同条第三項中「海外における粗糖の市価が著しく騰貴した場合」とあるのは、異性化糖の原料でん粉の価格が著しく変動した場合」と、同条第四項中「第一項の」とあるのは、第十八條の三第一項」と、「政令で定める期間」とあるのは「政令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間」と読み替へるものとする。

（異性化糖の買入れの価格）

第十八條の四 第十八條の二第二項の規定による売渡しに係る異性化糖についての事業団の買入れの価格は、当該異性化糖の移出の時に適用される異性化糖平均移出価格（標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖平均移出価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）とする。

（異性化糖の売戻し）

第十八條の五 事業団は、第十八條の二第二項の規定による異性化糖の売渡しをした者に対し、その異性化糖を売り戻さなければならない。

2 第九條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による異性化糖の売戻しについて準用する。この場合において、同条第二項中「第五條第一項又は第六條第一項の規定による指定糖の売渡し」とあるのは、第十八條の二第一項の規定による指定糖の売渡し」と、「その売渡しに係る異性化糖」とあるのは「その売渡しに係る異性化糖」と、同条第三項中「第五條第一項の規定による指定糖の売渡し」とあるのは、第十八條の二第一項の規定による異性化糖の売渡し」と読み替へるものとする。

(異性化糖の売戻しの価格)

第十八条の六 前条第一項の規定による事業団の

異性化糖の売戻しの価格は、異性化糖調整基準価格(標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じ、当該異性化糖調整基準価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)と当該異性化糖の移出の時に適用される異性化糖平均移出価格(標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じ、当該異性化糖平均移出価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)との差額に当該移出の日の属する砂糖年度に係る農林水産大臣の定める率を乗じて得た額を当該異性化糖平均移出価格に加えて得た額とする。ただし、輸入に係る粗糖につき当該移出の時に適用される平均輸入価格が国内産糖合理目標価格に満たない額である場合であり、かつ、当該加えて得た額が当該移出の時に適用される異性化糖標準価格(標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じ、当該異性化糖標準価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額)以下に算出される額を加減して得た額、以下この項において同じ)を超える場合は、当該異性化糖の売戻しの価格は、当該異性化糖標準価格とする。

2 前項の農林水産大臣の定める率は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに、当該年度における第十條第二項に規定する国内産糖及び国内産ぶどう糖の推定総製造量を当該年度における同項に規定する砂糖及び国内産ぶどう糖の推定供給数量と標準異性化糖推定製造数量に砂糖の価格形成に及ぼす異性化糖の影響の程度を示すものとして政令で定めるところにより算出される数を乗じて得た数量との合計数量で除して得た数に当該算出される数を乗じて得た数を限度として、定めるものとする。

3 第三條第六項の規定は、第一項の農林水産大臣の定める率について準用する。

(異性化糖の移出の制限)

第十八条の七 異性化糖製造者は、第十八条の二第一項の規定による売戻しをすべき異性化糖を、事業団に売り渡し、かつ、事業団から買い戻した後でなければ、移出してはならない。

(製造開始等の届出)

第十八条の八 第十八条の二第一項の施設により異性化糖を製造しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならぬ。異性化糖製造者がその製造を廃止し、又は休止しようとする場合も、同様とする。

2 異性化糖製造者は、前項の規定による届出に係る事項に変更があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に届け出なければならぬ。

「第四章 補則」を「第四章 雑則」に改める。

第三十三條中「前条」を「前二條」に、「同條の罰金刑」を「各本條の刑」に改め、同條を第三十七條とする。

第三十二條中「三万円」を「十万円」に改め、同條第一号中「第十六條」の下に又は第十八條の八第一項若しくは第二項を加え、同條第二号中「第三十條」を「第三十三條」に、「前條第一項」を「第三十四條第一項」に改め、同條を第三十六條とし、第五章中同條の前に次の一條を加える。

第三十五條 第十八條の七の規定に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第三十一條第一項中「ぶどう糖製造事業者」の下に、「異性化糖製造者」を、「精製糖」の下に「若しくはでん粉」を加え、「甘しよでん粉若しくは馬鈴しよでん粉」を異性化糖若しくはでん粉に改め、第四章中同條を第三十四條とし、第三十條を第三十三條とし、同條の前に次の見出し及び三條を加える。

(輸入に係る指定糖及び異性化糖の売戻しの価格の特例)

第三十條 農林水産大臣は、砂糖の市価が平均輸入価格又は輸入に係る粗糖につき第十條第一項の規定により定められる事業団の売戻しの価格を政令で定めるところにより精製糖の価格に換算した額を下回つて推移し、又は推移するおそれがある場合において、第二十四條第一項又は前條第一項の規定により国内産糖又は国内産ぶどう糖の売戻しの価格が砂糖の市価を参酌して定めるところとされていることからみて、事業団の行う国内産糖及び国内産ぶどう糖の買入れ及び売戻しの業務の適正円滑な運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その事態に対処するため、事業団に対し、次条第一項及び第三十二條第一項に規定する売戻しの価格により売戻しをすべきことを指示するとともに、その旨を告示するものとする。

2 農林水産大臣は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、遅滞なく、同項の指示を取り消すとともに、その旨を告示するものとする。

第三十一條 第五條第一項の規定による指定糖の売渡しの申込みがあつた場合において、その申込みをした指定糖輸入申告者等の当該申込みの日の属する農林水産省令で定めるところにより砂糖年度を区分した期間における指定糖の売渡申込数量を政令で定めるところにより粗糖の数量に換算した数量を合計した数量が通常年のその者に対する当該期間における指定糖の第九條第一項の規定による売戻しの数量を政令で定めるところにより粗糖の数量に換算した数量を合計した数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び事業団に通知した数量(その数量によること若しくは不適当であると認められる場合において、通常年のその者の当該期間における指定糖の輸入数量等を基礎として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び事業団に通知したときは、当該数量)を超えるときは、その超える数量に係る指定糖の前條第一項の規定による告示が行われた日から同條第二項の規定による告示が行われる日までの間に

第一項の規定による告示が行われた日から同條第二項の規定による告示が行われる日までの間に

2 前項に規定する農林水産大臣の通知は、前條第一項の規定による告示が行われた日(当該告示が行われた日以後四日から同條第二項の規定による告示が行われる日までに開始する前項の期間にあつては、当該期間の初日前三日まで)に

(農林水産省令で定める過去一定年間に事業団への売渡しの申込みをしていない者で、その日以後当該申込みをしたものについては、当該申込みの後遅滞なく)しなければならない。

3 第一項の農林水産大臣が定める額は、毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに定めて告示するものとする。

第三十二條 第十八條の二第一項の規定による異性化糖の売渡しの申込みがあつた場合において、その申込みをした異性化糖製造者の当該申込みの日の属する前條第一項の期間における異性化糖の売渡申込数量を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量が通常年のその者に対する当該期間における異性化糖の第十八條の五第一項の規定による売戻しの数量を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び事業団に通知した数量(その数量によること若しくは不適当

である。と認められる場合において、通常年のその者の当該期間における異性化糖の製造数量等を基礎として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び事業団に通知したときは、当該数量を超えるときは、その超える数量に係る異性化糖の第三十条第一項の規定による告示が行われた日から同条第二項の規定による告示が行われる日までの間における事業団の売戻しの価格は、第十八条の六第一項の規定にかかわらず、同項に規定する売戻しの価格に、前条第一項の農林水産大臣が定める額を基準とし砂糖と異性化糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して標準異性化糖につき当該超える数量に係る異性化糖の移出の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額（標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じ、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）を加えて得た額とする。

2 前条第二項の規定は前項に規定する農林水産大臣の通知について、同条第三項の規定は前項の農林水産大臣が定める額について、それぞれ、準用する。

附 則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)  
第二条 改正後の砂糖の価格安定等に関する法律（以下「新法」という。）第十条の規定は、昭和五十七年十月一日以後に輸入申告をする指定糖について適用するものとし、同日前に輸入申告をする指定糖については、なお従前の例による。

第三条 新法第二章の二（第十八条の八を除く。）、第三十二条、第三十五条及び第三十七条（第三十五条に係る部分に限る。）の規定は、昭和五十七年十月一日以後にその製造場から移出する異性化糖について適用する。

性化糖について適用する。

第四条 昭和五十七年十月一日以後三年を経過する日までの間における新法第三十二条第一項の規定の適用については、同項中「通常年のその者に対する当該期間における異性化糖の第十八条の五第一項の規定による売戻しの数量を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量を合計した数量として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び事業団に通知した数量（その数量によることが著しく不適当であると認められる場合において、通常年のその者の当該期間における異性化糖の製造数量等を基礎として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定める数量をその者及び事業団に通知したときは、当該数量）」とあるのは、「通常年のその者の当該期間における異性化糖の製造数量を政令で定めるところにより標準異性化糖の数量に換算した数量等を基礎として農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣が定めてその者及び事業団に通知した数量」とする。

第五条 この法律の施行の期限に新法第十八条の二第一項の施設により異性化糖を製造している者は、この法律の施行の日から一月以内に、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、新法第十八条の八第二項の規定の適用については、同条第一項前段の規定による届出とみなす。

第六条 前条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第七条 この法律の施行の日の属する砂糖年度に

ついでの新法第三十一条第一項の農林水産大臣が定める額は、同条第三項の規定にかかわらず、同日に定めて告示するものとする。

(蜜系砂糖類価格安定事業団法の一部改正)  
第八条 蜜系砂糖類価格安定事業団法（昭和五十六年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「価格調整」の下に、「異性化糖の砂糖との価格調整」を加える。

第二十八条第一項第二号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 異性化糖の買入れ及び売戻しを行うこと。

第三十七条第三項中「売戻しの価格」の下に「同法第三十条第一項の規定による告示が行われた場合において、同法第三十一条第一項に規定する売戻しの価格により売戻しがされるときは、当該売戻しの価格」を加える。

(農林水産省設置法の一部改正)  
第九条 農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第十三号及び第十三条第十六号中「及びぶどう糖」を「ぶどう糖及び異性化糖」に改める。

三月十九日日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本農業再建・食糧自給率向上のための食糧自給率向上に関する請願（第一七〇三号）（第一七一一三号）（第一七五七号）（第一八八六号）

第一七〇三号 昭和五十七年三月八日受理  
日本農業再建・食糧自給率向上のための食糧自給率向上に関する請願

請願者 静岡県浜松市篠原町四、〇六〇ノ二 鈴木清市 外百九十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第一七一一三号 昭和五十七年三月九日受理  
日本農業再建・食糧自給率向上のための食糧自給率向上に関する請願

請願者 静岡県浜松市西伊場町三六ノ一二 豊田豊彦 外百七十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第一七五七号 昭和五十七年三月九日受理  
日本農業再建・食糧自給率向上のための食糧自給率向上に関する請願

請願者 静岡県磐田郡堀田町堀新田一〇三 島田利夫 外四十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

第一八八六号 昭和五十七年三月十一日受理  
日本農業再建・食糧自給率向上のための食糧自給率向上に関する請願

請願者 静岡県磐田郡堀田町堀新田一七 大橋茂 外三十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第四六一号と同じである。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局